

史跡
山居倉庫

整備基本計画

(第1期)

【素案】

2026

酒田市

あいさつ

例　　言

1 本書は国指定史跡山居倉庫（山形県酒田市）の整備基本計画である。

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的	6	第5章 整備基本計画	74
1. 計画策定の経緯	6	1. 全体計画及び地区区分計画	75
2. 計画の目的	6	2. 遺構保存と歴史的建造物・ 石垣等修理に関する計画	82
3. 計画の構成・構造	6	3. 動線計画	90
4. 計画策定の体制と経過	8	4. 雨水排水に関する計画	104
5. 関連計画との関係	11	5. 遺構の表現に関する計画	105
6. 計画の実施	19	6. ケヤキ並木の保存整備に関する計画	106
第2章 計画地の現状	20	7. 修景及び植栽に関する計画	108
1. 自然的環境	20	8. 案内・解説施設に関する計画	112
2. 歴史的環境	25	9. 管理施設及び便益施設に関する計画	119
3. 社会的環境	31	10. 公開・活用及び そのための施設に関する計画	127
第3章 史跡の概要および現状と課題	40	11. 周辺地域の環境保全に関する計画	130
1. 史跡指定の状況	40	12. 地域全体における関連文化財等との 有機的な整備活用に関する計画	131
2. 史跡の概要	43	13. 整備事業に必要となる 調査等に関する計画	136
3. 史跡の公開活用のための諸条件の把握	59	14. 公開・活用に関する計画	137
4. 広域関連整備計画	67	15. 管理・運営に関する計画	141
第4章 基本方針	70	16. 事業計画	143
1. 整備基本構想	70	■	
2. 基本方針	72	■	
第6章 完成予想図	■		
資料	■		

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯

山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期まで株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として庄内米を保管・取引した大規模施設であり、米が自由取引されていた米券倉庫時代から食糧管理制度下の時代を経て、米穀保管倉庫として使用された。

明治 26 年（1893）創建時の倉庫 6 棟を含む 12 棟の倉庫が大正 5 年（1916）までに建築された。その他にも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稻荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等の建物や景観が、創業当時以来良好に残っており、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから令和 3 年（2021）3 月 26 日に国の史跡に指定された。

指定時の山居倉庫の所有者は、酒田市の他、全国農業協同組合連合会、庄内倉庫株式会社、庄内みどり農業協同組合であった。令和 4 年度をもって山居倉庫の米穀保管倉庫としての役目を終えることが決まり、酒田市としては令和 5 年度以降に史跡の公有化と整備活用を図ることとした。

これに伴い、令和 5 年（2023）3 月には、「史跡山居倉庫保存活用計画」（以下「保存活用計画」という。）を策定し、山居倉庫の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存・活用していくための基本方針や現状変更等の取扱基準、運営・体制のあり方等を定めた。

2. 計画の目的

本計画は、史跡山居倉庫について、来訪者への史跡の本質的価値を正しく伝え、史跡の保全と次世代への継承を図り、史跡の特色を生かした整備を進めための基本方針と基本計画を示すものである。

保存活用計画で定めた方針の実現に向けて、整合性を図りながら、整備の具体的な方法や事業計画等を定め、史跡の保存・活用・整備の円滑な推進を図ることを目的とする。

3. 計画の構成・構造

本計画の計画区域を図 1-1、計画の構成・構造、各章の内容を表 1-1 に示す。

計画区域については、史跡指定範囲とその周辺地域の環境保全に必要と考えられる範囲を含むものとする。

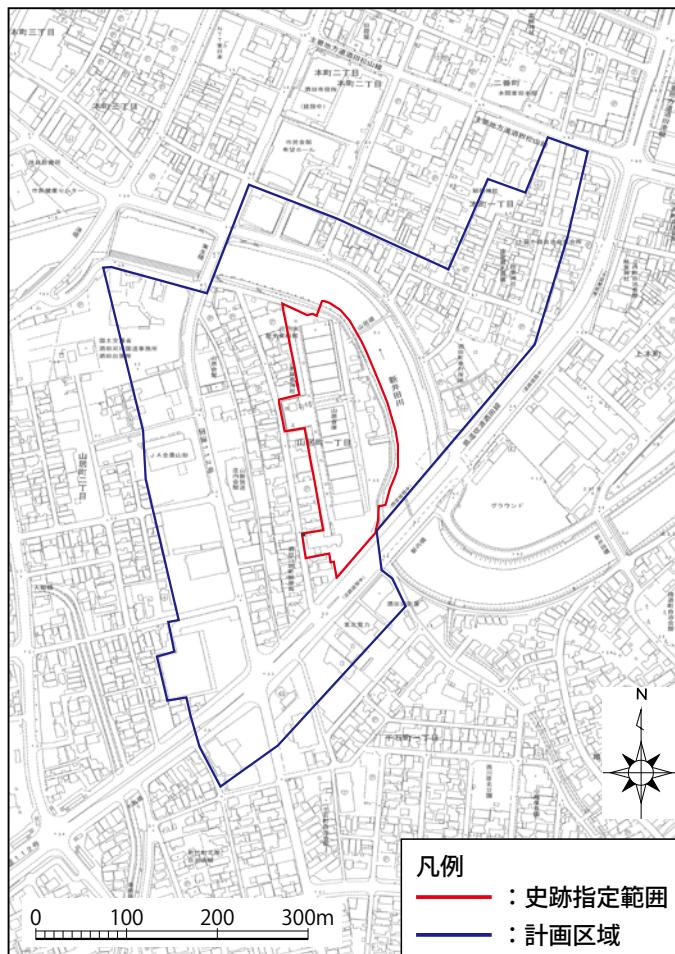


図 1-1 計画区域

表1-1 計画の構成・構造

計画策定について			
第1章	計画策定の経緯と目的	計画策定の経緯、計画の目的、計画の構成・構造、計画策定の体制と経過、関連計画との関係、計画の実施時期等について述べる。	
計画地の現状について			
第2章	計画地の現状	指定地の位置や、計画地（指定地およびその周辺環境）が置かれた自然環境、関連文化財等、社会的環境等を把握する。	
第3章	史跡の概要および現状と課題	指定理由、史跡の現況、地域の文化的資源との関連性などを明確にするとともに、公開活用のための諸条件を把握し、課題を明確にする。	
基本方針			
第4章	基本方針	史跡の本質的価値の保存活用、地域の文化的資源との関連性、まちづくりにおける位置づけなどを勘案した、本計画の basic 理念と基本方針を定める。	
整備基本計画の内容			
第5章	整備基本計画	1. 全体計画及び地区区分計画	全体計画とゾーニングを整合させ、各地区の特性に応じた整備の方針を示す。
		2. 遺構保存に関する計画	地上に表出している遺構と、地下に埋蔵されている遺構、それぞれの保存手法を示す。
		3. 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画	毀損している歴史的建造物・石垣・庭園等の復旧方法を示す。
		4. 動線計画	エントランス、サブエントランス、見学者・管理用動線等を示す。
		5. 地形造成に関する計画	地形復元、給排水機能の確保に関する整備方法を示す。
		6. 遺構の表現に関する計画	遺構の規模や性格、空間利用のあり方、往事の環境等を適切に伝える表現方法を示す。
		7. 修景および植栽に関する計画	計画区域内における遺構に悪影響を与えない植栽計画を示す。
		8. 案内・解説施設に関する計画	史跡に関する情報、各種遺構に関する情報提供施設に関する整備内容を示す。
		9. 管理施設および便益施設に関する計画	管理施設および便益施設の位置等について示す。
		10. 公開・活用及びそのための施設に関する計画	屋内展示・体験学習等を通じて史跡の理解促進を促す施設について、整備内容を示す。
		11. 周辺地域の環境保全に関する計画	史跡等の周辺地の景観に関して具体的な制御手法を示す。
		12. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	関連文化財等との関係を把握し、包括的な整備活用方法を示す。
		13. 整備事業に必要となる調査等に関する計画	今後必要となる発掘調査計画等を示す。
		14. 公開・活用に関する計画	史跡全体の公開・活用の取組を示す。
		15. 管理・運営に関する計画	管理の内容や手法等を示す。
		16. 事業計画	事業の内容・期間・工程等を示す。
完成予想			
第6章	完成予想図	整備が完了した際の予想図を示す。	

4. 計画策定の体制と経過

整備基本計画策定にあたっては、歴史遺産、史跡、建築、植物などの文化財専門家と、酒田市に関連したデザイン、地域活性化、飲食・宿泊、小売店舗・商品開発・製造・販売、観光などの活用事業に精通している有識者で構成される「山居倉庫整備基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、計画策定・史跡整備に関する内容の協議・検討と必要な指導・助言を受けた。

策定委員会には文化財担当として文化庁文化資源活用課、山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課から専門職員をオブザーバーとして派遣していただいた。また、指定地管理者として山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課（河川管理）、庄内みどり農業協同組合、指定地域住民代表として港南コミュニティ振興会からも職員を派遣していただいた。

策定委員会の事務局庶務は、酒田市企画部都市デザイン課が担い、開催した会議等の内容を整理した。なお、策定委員会前までに市関係各課による庁内会議を行い、情報共有を図るとともに策定委員会に示す計画の内容について検討・協議を行った。

また、計画策定にあたり、市民の山居倉庫に対する理解を深めるとともに、保存・活用に関する多様な意見やアイディアを計画に反映するため、市民ワークショップによる意見交換やパブリックコメントを実施した。

表 1-3 山居倉庫整備基本計画 策定の経過

期日		項目	協議内容
令和5年	7月20日	第1回 山居倉庫整備基本計画策定委員会	策定スケジュールについて 整備基本計画の構成 整備基本計画について 1. 計画策定の経緯・目的 2. 計画地の現状 3. 史跡の概要および現状と課題
	11月16日	第2回 山居倉庫整備基本計画策定委員会	山居倉庫整備基本計画策定期間の変更について 山居倉庫整備基本構想（案）について 山居倉庫整備基本計画における基本理念と基本方針について ケヤキ樹勢回復に係る施工について 火災報知器の設置工事について
令和6年	2月20日	第3回 山居倉庫整備基本計画策定委員会	山居倉庫整備基本構想について 山居倉庫整備基本計画における基本理念と基本方針について ケヤキ樹勢回復に係る施工について 火災報知器の設置工事について 耐震診断の実施概要について
	11月7日	第4回 山居倉庫整備基本計画策定委員会	基本方針について 酒田市山居倉庫整備基本計画策定委員会分科会の設置について 令和6年度事業の状況について 令和7年度山居倉庫整備事業について 全体計画及び地区区分計画について 動線計画について
令和7年	1月30日	第1回 山居倉庫整備基本計画策定委員会 保存分科会 (リモート会議)	酒田市史跡山居倉庫整備基本計画について 令和7年度山居倉庫整備事業について 全体計画及び地区区分計画について 動線計画について

1月31日	第1回 山居倉庫整備基本計画策定委員会 活用分科会 (リモート会議)	酒田市史跡山居倉庫整備基本計画について 全体計画及び地区区分計画について 動線計画について
3月14日	第5回 山居倉庫整備基本計画策定委員会	仮ガイドの設置について 酒田市山居倉庫整備基本計画策定委員会保存分科会について 酒田市山居倉庫整備基本計画策定委員会活用分科会について 基本方針について 整備基本計画の項目について 全体計画及び地区区分計画について 動線計画について 次回の保存分科会・活用分科会について
令和8年		
	パブリックコメント	
3月31日	山居倉庫整備基本計画策定	

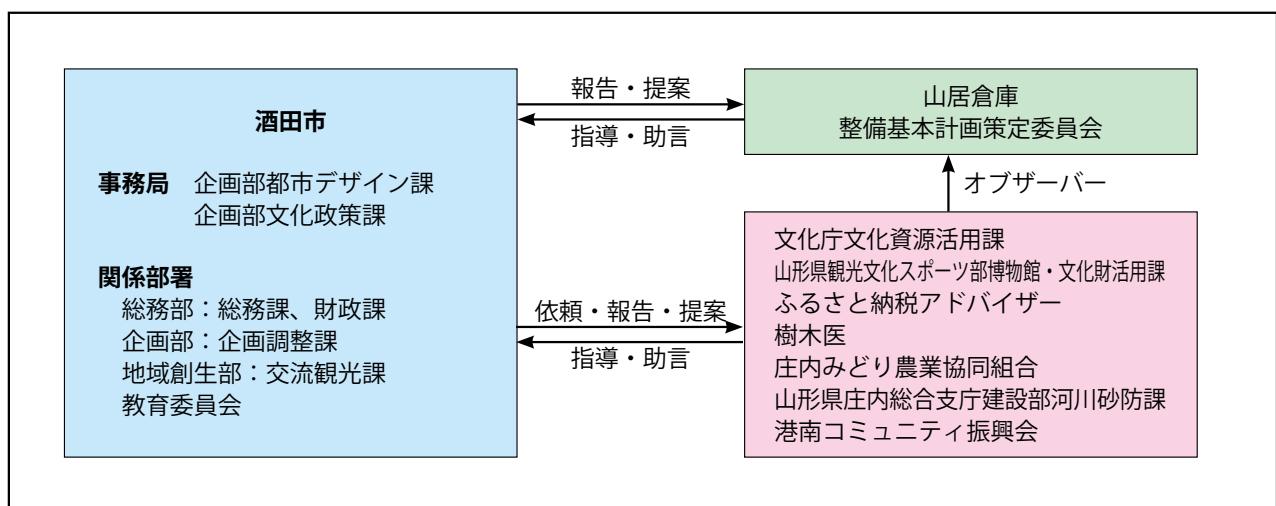


表 1-2 山居倉庫整備基本計画策定委員会 名簿

	氏名	職名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委員長	本中 真	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所所長	○	○	
副委員長	清野 誠	酒田市文化財保護審議会委員	○	○	
委員	北野 博司	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長	○	○	
	平山 育男	長岡造形大学学長	○	○	
	崎谷 浩一郎	株式会社 EAU 代表取締役	○	○	
	佐藤 俊博	株式会社テーブルビート代表取締役	○	○	
	宮本 武典	東京藝術大学美術学部准教授	○	○	
	古川 美紀	酒田市景観審議会委員	○	○	
	岩間 奏子	酒田商工会議所女性会会長	○	○	
	相原 久生	酒田市立資料館調査員	○		
	佐治 ゆかり	秋田公立美術大学美術学部教授		○	
	小松原 レラニ	翻訳家		○	
	池田 サユリ	花柳界伝承舎「酒田 小鈴」代表		○	
	池田 里枝	酒田市教育委員会教育次長	○		
	中村 慶輔	酒田市企画部長	○		
オブザーバー	小野 友記子	文化庁文化資源活用課文化財調査官	○		
	鈴木 弥咲	山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課	○		
	工藤 真由美			○	
	荒木 真司	株式会社ニューソン代表取締役	○	○	
	渡部 佐界	樹木医	○	○	
	若木 吉尚	庄内みどり農業協同組合総合企画部長	○		
	本橋 優之	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課長	○		
	鷹濱 潤			○	
	小野 英男	港南コミュニティ振興会会长	○	○	
	金野 洋和	酒田市企画部文化政策調整監	○		
	川島 崇史	酒田市企画部文化政策課文化財主幹	○		
事務局	佐藤 裕明	酒田市企画部	都市デザイン課長	○	
	土井 勝		都市デザイン課長補佐	○	
	真島 孝幸		都市デザイン課主査兼係長	○	
	本間 福美		都市デザイン課調整主任	○	
	金野 洋和		文化政策調整監		○
	川島 崇史		文化政策課文化財主幹		○
	池田 里枝		文化政策課副主幹		○
	土田 和幸		文化政策課文化財係長		○

5. 関連計画との関係

本計画は、当市の文化財保護・文化振興・観光計画・景観計画・都市計画・地域創生・河川整備等に関する施策について記載した上位・関連計画の理念や基本方針にもとづき、山居倉庫の保存活用計画との整合性を図りながら、史跡整備の具体的な方法や事業計画等を定めるものである。

「酒田市総合計画」には

- ・(第1章) 本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財の保存と活用
- ・(第3章) 歴史、伝統、食・食文化、自然環境の活用による交流拡大
- ・(第5章) 歴史的・文化的景観の保全・形成
- ・(第6章) 山居倉庫が所在する中心市街地の魅力と賑わいを創出するまちづくり

等に関する指針が記載される。

同計画(第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田)及び「第2期(2020年度～2024年度)酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(基本目標IV:地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち)においては、「旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施」が具体的な施策としてあげられており、「酒田商業高校跡地活用基本構想」では、山居倉庫の史跡指定後の取組み(保存活用計画策定、市の取得と活用)と山居倉庫周辺エリアの活用整備に向けた基本理念・方針が定められている。

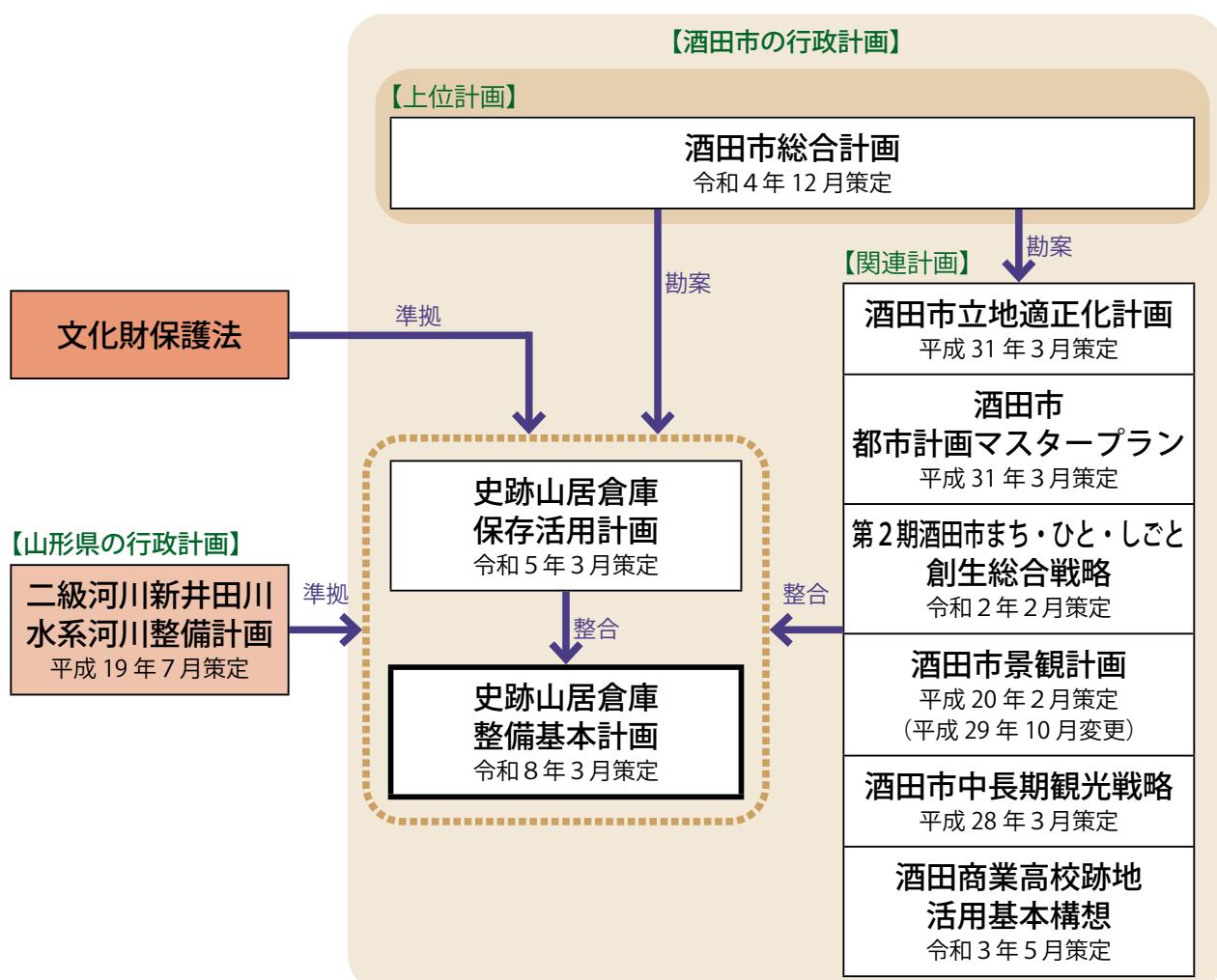


図1-3 山居倉庫整備基本計画の位置づけ

このほか、「酒田市都市計画マスタープラン」では「酒田港本港・山居倉庫周辺地区」が観光・交流拠点として、「酒田市景観計画」では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域として位置づけられ、山居倉庫の保存・活用と周辺エリアの整備は市政にとって重要な位置づけにある。また、「酒田市中長期観光戦略」では、「交易」（北前船や最上川舟運で栄えた酒田の特性）と「公益」（豪商「本間家」等による地域風土としての特性）を中長期観光戦略の2つの柱に設定し、具体的な観光施策の展開として、山居倉庫を含む街なかの回遊を促進するため、情報発信機能や街なかガイド機能の強化、観光ルートの整備が重要と位置づけている。

以下に関連計画の抜粋をあげる。

酒田市総合計画【令和4年12月策定】

第1章 未来を担う人材が豊富な酒田～ひとづくり・協働～

政策4 学びあい、地域とつながる人を育むまち②

施策3 郷土愛にあふれた人材の育成

○ 今後の方向性と主な施策

本市の貴重な財産である文化財や歴史的資料の確実な継承と活用を図ります。

・国指定史跡山居倉庫の整備計画の策定

第3章 ファンが多く移住者・定住者・観光客が増加する酒田～交流拡大～

政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうるおうまち

施策1 観光地域づくりの推進

○ 今後の方向性と主な施策

ウィズコロナおよび新しい生活様式に対応した受入環境を整備し、観光誘客につなげ、観光関連産業の活性化を図ります。

第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

政策2 「全員参加」でつくる美しいまち

施策3 美しいまちづくりの推進

○ 今後の方向性と主な施策

防災、安全で円滑な交通確保、景観形成の観点から、無電柱化に取り組みます。

第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田

政策1 高速交通ネットワークを実現し、ひと・もの・情報が集い、魅力と賑わいを創出するまち

施策2 コンパクト+ネットワークによるまちづくり

○ 今後の方向性と主な施策

中心市街地の人口密度・生活利便施設の維持を図り、中心市街地の魅力と賑わい創出につなげます。

史跡山居倉庫保存活用計画【令和5年3月策定】

第5章 大綱・基本方針

1. 大綱

- 山居倉庫に関する調査研究を継続的に実施し、山居倉庫の価値を一層明らかにするとともに、価値の保存や活用の基本とする。
- 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素の保存・活用を図り、後世へ確実に引き継いでいく。
- 史跡の防災や、災害時の来訪者の安全のために必要な施策に取り組む。
- 山居倉庫の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、山居倉庫からの眺望や市街地から眺望に配慮した景観形成を図る。
- 調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが酒田の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出する。
- 山居倉庫の保存と活用を推進し、山居倉庫の価値と魅力を伝えることにより、地域の文化財としての意識を高め、山居倉庫の価値を市民や関係諸団体など多様な関係者と連携し、酒田市のまちづくりや交流人口の拡大に寄与する。
- 史跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を継続するとともに、事業遂行にあたっては市民や関係諸団体との連携を図る。

2. 基本方針

(1) 保存

- ① 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素である各建造物・工作物などを保存するとともに、樹木などの自然環境を保全し後世に継承する。
- ② 日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つとともに、定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努める。
- ③ 保存のための調査研究を継続して行う。
- ④ 災害に対する各建造物等の防災対策を進める。
- ⑤ 現状変更に関する方針を定め、適切に運用する。

(2) 周辺環境

- ① 史跡指定地に含まれていない新井田川護岸や隣接地などについては、史跡指定地と一体的に景観保存に努める。

(3) 活用

- ① 山居倉庫保存のための調査研究を計画的に継続して行うとともに、山居倉庫の魅力や調査の成果の積極的な公開・情報発信に努める。
- ② 山居倉庫の価値を多様な来訪者や市民に対し、わかりやすく伝えるための環境を整える。
- ③ 酒田の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出する。
- ④ 災害時の来訪者の安全対策に努める。
- ⑤ 山居倉庫を観光資源として活かし、地域社会・地域経済を活性化させるまちづくりへつなげる施策について検討する。
- ⑥ 山居倉庫とその周辺の整備予定地との連携を図り、多様な交流や賑わいを生み出すような活用を進める。
- ⑦ 市内にある他の文化財と一体となった活用を図る。

(4) 整備

- ① 保存と活用のために、山居倉庫整備基本計画を策定する。
- ② 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につなげる。

（5）運営・体制の整備

- ① 計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図る。
- ② 保存活用計画の推進にあたっては、関係する市の部局間における連絡調整を緊密に行う。
- ③ 文化庁、山形県等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、山居倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行う。
- ④ 保存活用計画の推進にあたり、市民協働に努める。

酒田市立地適正化計画【平成31年3月策定】

3. まちづくりの方針等

- ① 多様なライフスタイルを受け入れる居住環境が整ったまち（居住の視点）

中心市街地（中心拠点）【市街地ゾーン】

歩いても暮らし、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の形成

・中心市街地の住宅地（中心住宅市街地）は、各拠点とのアクセスのしやすさに加え、防災上安全なエリアが多く、都市基盤や公共交通が充実していること、歴史・文化・観光資源が多く存在しているといった特徴・強みを備えています。それらを最大限活かして、若者から高齢者まで幅広い世代に選択してもらえる居住環境の形成を進めます。

酒田市都市計画マスタープラン【平成31年3月策定】

8. 都市づくりの方針 8-1 土地利用の方針 1) 中心市街地（中心拠点）

【拠点】酒田港本港・山居倉庫周辺地区（観光・交流拠点）

酒田港本港地区は、海鮮市場やみなと市場、海洋センター、定期船「とびしま」の発着所が立地する観光・交流拠点であり、「みなとオアシス酒田」に認定されています。

山居倉庫周辺地区は、歴史・観光資源や観光物産館、歴史資料館が集積する観光拠点であるとともに、ケヤキ並木や新井田川と一体となった酒田らしい景観を形成しています。

これら酒田港本港地区と山居倉庫周辺地区の隣接した観光・交流拠点の機能を有効に活用して、連携を強化するとともに、にぎわい・親水機能を生み出す土地利用を進めます。

また、商業高校跡地周辺は、山居倉庫に隣接し、空路・幹線道路からの市街地への玄関口ともいべき位置にあることから、周辺一帯の魅力向上、観光交流機能向上に資する土地利用を進めます。

8. 都市づくりの方針 8-3 景観の方針 （2）景観の方針 ②歴史的、文化的景観

○酒田を象徴する歴史的、文化的景観資源を活かした景観づくりを進めます

本市には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、農村部の郷愁を感じさせる地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保存を図ると共に、周辺地区を含めて、歴史的、文化的景観を大切にした景観づくりを進めます。

第2期（2020年度～2024年度）酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略【令和2年2月策定】

IV. 施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標II：ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち

3. 移住・定住にもつながる「交流人口」の創出・拡大

（1）観光の振興、交流及びシティプロモーションの推進

【施策の概要・目的】

本市の中長期観光戦略に基づき、ウリ、ターゲットを明確にすることで、誘客促進と観光消費額の増加につなげ、地域経済の活性化を図ります。

2019年（平成31年）3月に官民連携で立ち上げた「酒田観光戦略推進協議会」において、効果的な取り組みを検討します。

市民一人ひとりの酒田への誇りや愛着、主体的にまちづくりにかかわる前向きな気持ちを育み、「おもてなし」と情報発信を市民と行政が一体となって推進することで、酒田に親近感を持ち、何度も訪れてみたいと思える酒田ファンを増やします。

農業体験や農家民宿等のグリーン・ツーリズムの推進により、都市と農村の交流を拡大し、地域経済の活性化と「関係人口」の創出・拡大につなげます。

また、既存の交流やふるさと納税も活用しながら「関係人口」の創出に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】

○ 酒田観光戦略推進協議会による誘客促進

- ・観光客の滞在時間と観光消費額の増加に向けた山居倉庫、日和山公園、酒田駅前エリアを結び付ける取り組み

基本目標IV：地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち

1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進

（1）魅力と賑わいの創出

【施策の概要・目的】

民間の「稼ぐ力」を活用した公民連携による賑わい拠点づくりを進めます。過度に自家用車に依存することのない、快適な住環境の確保とあわせて、一定区間ごとの人口密度の維持を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続性の高いまちづくりを推進し、交流や賑わいが生まれる好循環を創出します。

中心市街地等において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図り、エリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

医療、福祉、商業等の都市機能がまとまっている中心拠点と、居住を中心とした生活拠点が公共交通でつながり、誰もが目的に応じた交通手段を利用できる環境を整備するため、地域公共交通のあり方を検討します。

【具体的な事業】

○ 都市機能の再生

- ・酒田商業高校跡地など山居倉庫周辺整備の実施

酒田市景観計画【平成20年2月策定、平成29年10月変更】

5. 良好的な景観の形成に関する方針 (3) 景観形成の基本方針

②酒田の象徴的な歴史的、文化的景観を活かした景観づくりを進めます

酒田には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、城下町としてのたたずまいを遺している地区、農村部の郷愁を感じさせる景観を遺す地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保全を図ると共に、周辺地区も含めて、歴史的、文化的景観を大切にした景観づくりを進めます。

11. 景観形成重点地域

本市の景観を特徴付ける特に重要な地域を「景観形成重点地域」に指定し、地域の特徴を生かした良好な景観の保全や魅力ある景観づくりを進めます。

○山居倉庫周辺地区（平成20年4月指定）

酒田市中長期観光戦略【平成28年3月策定】

第4章 観光戦略の展開（アクションプログラム）

（1）サブストーリーごとの観光施策の展開

①歴史・伝統の活用【サブストーリー①】～交易で栄えた豪商と雅な文化の融合～

◆オリジナル・ストーリーとの関連

酒田の歴史はまさに“交易”的歴史である。酒田の街なかには“交易”に関連する貴重な歴史的資源が数多く残っており、歴史や文化の地域資源を活用した観光開発はすでに進んできているところである。

今後は、街なかの回遊を促進するために、情報発信機能や街なかガイド機能の強化、観光ルートの整備が重要である。

◆施策例

●さかた歳時記

酒田の歴史や伝統と食文化、祭りなどを関連付けた情報を提供する。情報を一元化することによって酒田の観光が一覧でき、来訪目的や来訪時期について動機づけを行う。多くのイベントや祭り情報と、歴史や食文化を連動させることによって、酒田の魅力を発信する。

●酒田独自の祭りやイベントの活用

酒田市には400年以上の歴史を誇る「酒田まつり」や「中型イカ釣り船団出港式」など地域に根付いた特徴的で魅力的な祭りやイベントが多数開催されているものの、どれも市民や関係者向けとなっていることから、今後は、来訪者も参加・体験できるものへと転換していく。

●北前船寄港地ネットワークを活用したイベント開催

酒田の発展を支えた、北前船の寄港地同士の連携を活用したツアーなど、様々なイベントを開催するとともに、酒田市も中心自治体の一つとして北前船寄港地を日本遺産に認定する取り組みを進めていく

●外国人観光客の誘致

外国人観光客の誘致に向け、酒田市の歴史や文化資源を巡るモニターツアーや海外教育旅行、外航クルーズ船の誘致に取り組む。

●回遊性を高める観光ルートの創設

観光客誘致を目的に、市内の回遊性を高めるとともに、周辺地域との連携による広域観光ルートを造成する。

●伝統工芸の保存と活用

伝統工芸品、民芸品は伝統と歴史ある観光資源の一つである。伝統の保存と後継者育成につながるような展示、プロモーションや、見学、体験ツアーに取り組む。

●街あるき観光の推進

湊町酒田の歴史、文化、生活をコンパクトに体験できる街あるき観光を推進し、酒田大獅子を巡る、社寺を巡るなどのテーマを持ったコースを提案するなど、観光客の市内回遊性を高める。また、市内の回遊には臨港線の活用など、移動自体が楽しめるような仕組みづくりについて検討も進める。

●山居倉庫を守る「ケヤキ」の保全活用

今から150年ほど前に、山居倉庫を日差しや防風から守るために植林されたケヤキも今や立派な並木へと成長し、酒田のシンボルとして多くの観光客が訪れている。酒田のシンボルとなるケヤキ並木が、今後100年、200年と樹勢を保つため、積極的な保全活用を展開していく。

酒田商業高校跡地活用基本構想【令和3年5月策定】

1. 本市の中心市街地の課題と方針

1-5. 山居倉庫の史跡指定について

(3) 史跡指定後の取組み

① 保存活用計画策定

・史跡の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として保存活用計画を策定する。

② 山居倉庫の取扱と活用

・山居倉庫を紡いできた歴史を後世に伝えていくため、倉庫機能が廃止される令和4年度末以降に、市が取得した上で、観光客や市民にとって、より魅力的な場所となるような活用策を検討していく。

2. 商業跡地の概要と方針

2-5. 商業跡地の基本理念・方針

(1) 基本理念

「おうこらいこん往古来今」・・・過去から未来まで、綿々として続く時間の流れ

山居倉庫が中心となって紡いできた酒田の歴史を、生活の一部として触れ、感じることができ、未来へつなげていくためのまちづくり。幅広い世代が生涯活躍できるまちの実現を目指し、山居倉庫周辺エリアの価値を高める。

(2) 基本方針

① 来街者にとって、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとって、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。

② 庄内空港、幹線道路から中心市街地への玄関口としての立地を生かし、中心市街地への求心力、街なかへの誘導機能（回遊性）の強化を図る。

二級河川新井田川水系河川整備計画【平成19年7月策定】山形県

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.3 河川整備計画の目標 1.3.6 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、新井田川水系の河川環境の整備と保全についての指針を示し、適正な管理に資するため、「新井田川水系河川環境管理基本計画（平成8年3月策定）」（以下：環境管理計画）に基づき実施してきました。今後も環境管理計画に基づき新井田川水系が有している良好な動植物の生息・生育環境を保全しつつ、水辺とのふれあいの空間としての機能拡大や、河川と周辺地域との一体的な活用を図る整備と保全を行っていきます。さらに地域住民・沿川住民の要望等などを踏まえ、新井田川水系の河川及びその沿川の美しい自然環境・景観、歴史・文化的施設や公園・緑地等のネットワーク化を図る整備を行うとともに、次の事項に配慮します。

（3）景観

古くから港町として栄えてきた酒田市の歴史的・文化的景観、周辺地域の自然環境、田園、街並みと一体となって形成される河川景観について可能な限りその維持・形成に努める。

（4）河川利用

新井田川水系の河川利用に関する多様なニーズに配慮して、山居倉庫を拠点とした周辺環境や釣り等のレクリエーション、カヌー等のスポーツ、交流拠点となる場の創出を図り、心身の健康の増進に寄与する。

6. 計画の実施

①策定年月日

令和8年（2026）3月31日

②実施・発効年月日

令和8年（2026）4月1日

③計画期間と見直し

本計画は令和8年（2026）4月1日から令和18年（2036）3月31日までを計画期間とする。

策定後10年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行う。また、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しを検討する。

④計画の周知

本計画の実施にあたり、酒田市は、市民・関係機関等へ計画趣旨を周知するよう努める。

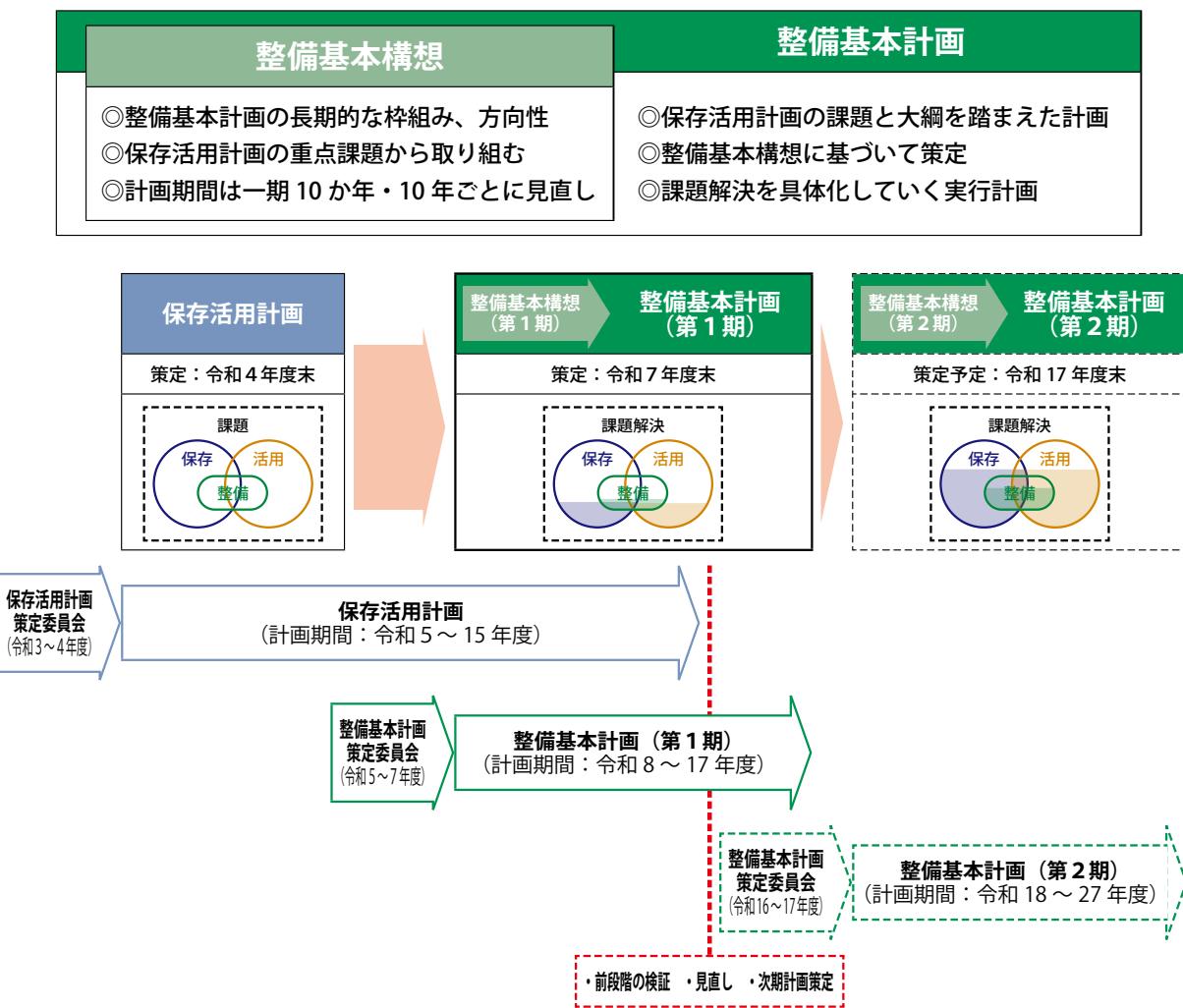


図1-4 山居倉庫整備計画の流れ

第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

(1) 地勢

酒田市は、山形県の西北部、庄内地方の北部に位置し、東西 33.7km、南北 35.5km、総面積は 602.98km²、北部は遊佐町、秋田県由利本荘市、東部は真室川町、鮭川村、戸沢村、南部は庄内町、三川町、鶴岡市と接しており、西部は日本海に面している。市域の西側は庄内平野に属する平坦地で、中央を最上川が貫流している。また、県内唯一の離島である飛島が酒田港から北西の沖合 39km 地点にあり、秋田県との県境にそびえる鳥海山とともに鳥海国定公園に指定されている。

西部の海岸線には西山と呼ばれる日本有数の砂丘地が広がり、北に鳥海山、東南に月山を望み、最上川が日本海に流れ込む河口に発展した港を中心にして市域が広がっている。酒田市は古くから最上川舟運と日本海海運の結節点として、物資の集散機能を果たしてきた。砂丘地には江戸時代、佐藤藤藏父子や本間光丘などによって砂防林が作られている。また、鳥海山を源流とする日向川、出羽山地から流れる新井田川、出羽山地朝日連峰から流れる赤川が市域で日本海に注ぎ、同じく出羽山地から流れる京田川・藤島川が市域で最上川に合流する。新井田川は日向川の支流荒瀬川の旧路であった。

気候は日本海の影響を強く受ける海洋性気候で、夏季は高温多湿で雨が多く、気温の日変化は比較的小さい。冬季は強い季節風が吹き、本地域特有の地吹雪が見られる。積雪の多い東北地方に位置しているが、対馬暖流の影響を受け温暖湿潤であり、豪雪地山形県の中にあっては比較的生活しやすい気候といえる。

最上川は、山形・福島両県境の西吾妻山を源流とし、山形県内を貫流して日本海に注ぐ流路延長 229km、流域面積 7,040 km² の日本有数の大河であり、日本三急流の一つである。流域には上流に米沢盆地、中流に山形盆地、新庄盆地があり、

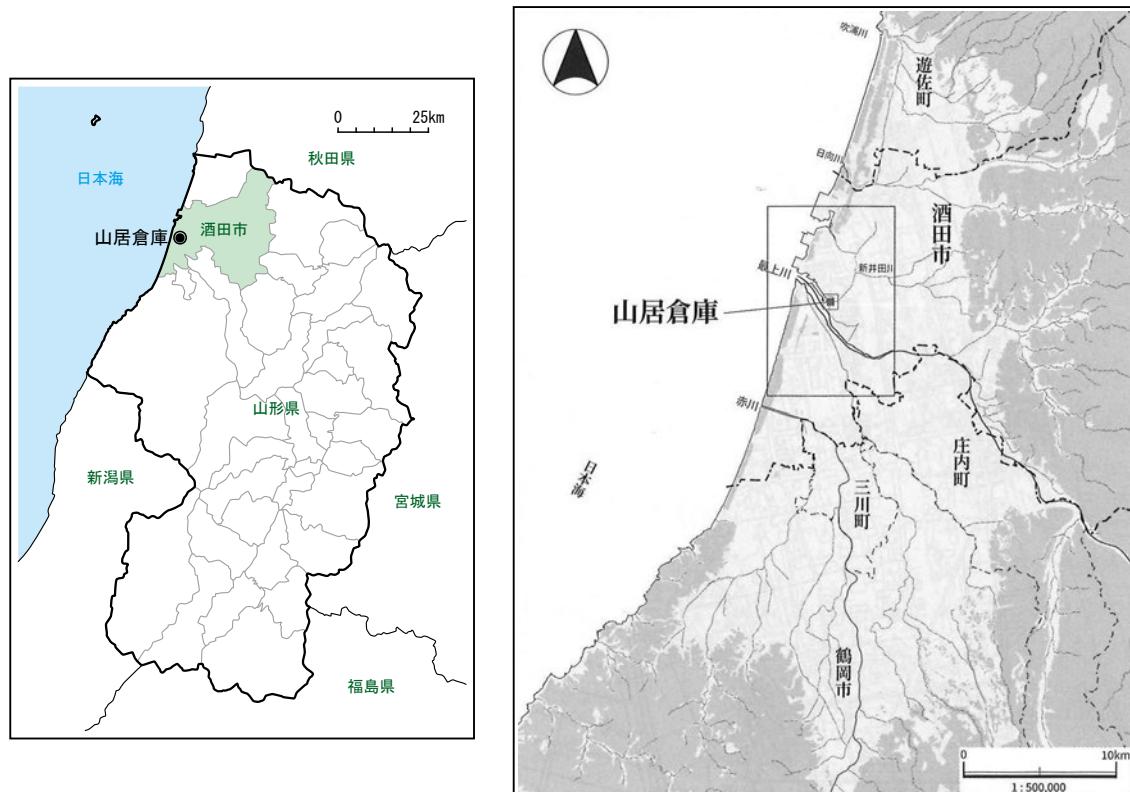
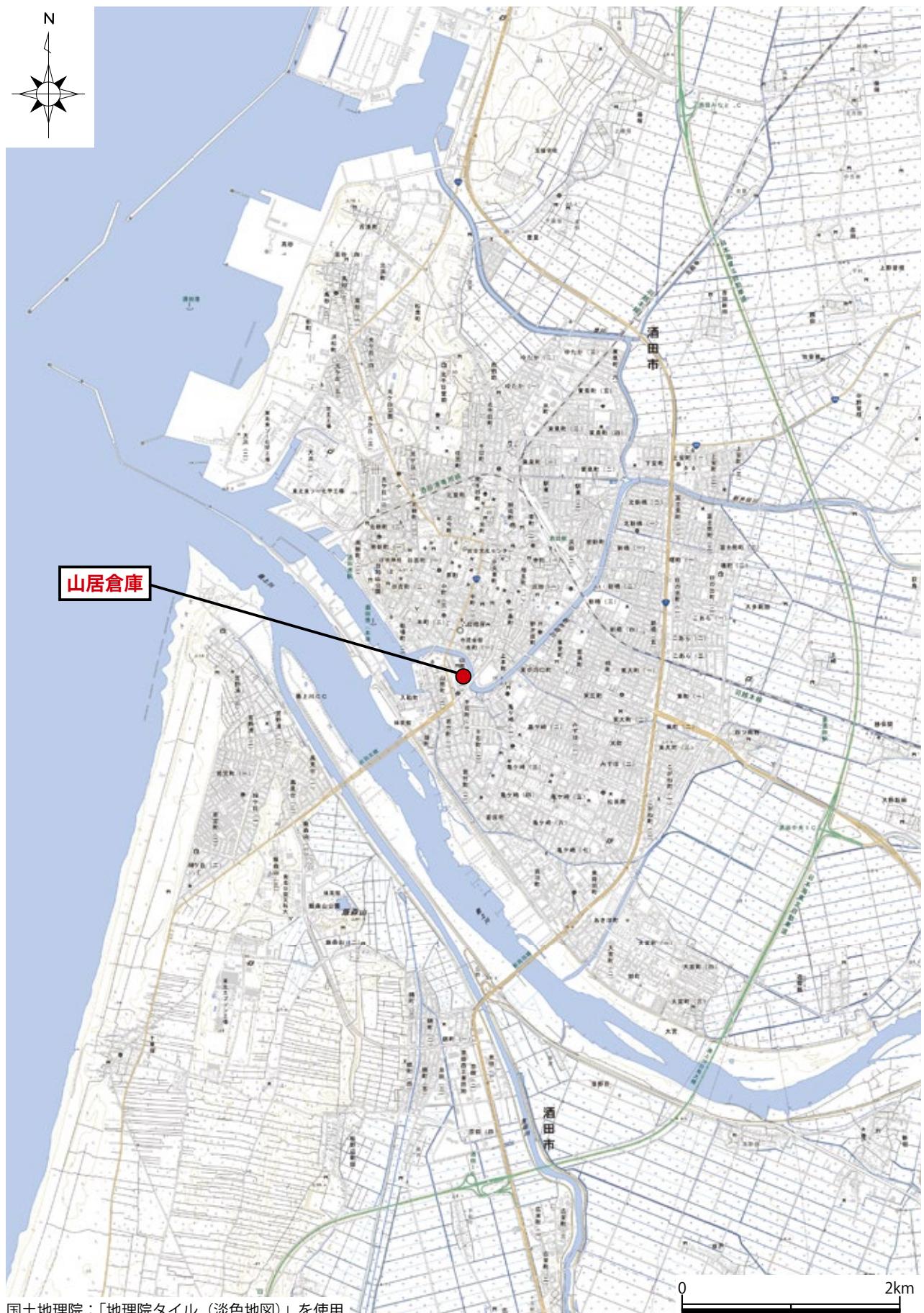


図 2-1 酒田市の位置と庄内平野



国土地理院：「地理院タイル（淡色地図）」を使用

図 2-2 山居倉庫の位置

下流に庄内平野が広がっている。

酒田市は、庄内平野の海側の中央に位置し、日本海に注ぐ最上川の河口に開けた町である。海岸に沿って庄内砂丘が南北に広く伸びており、砂丘の東側には低湿地が広がっている。酒田の湊町は庄内砂丘の東西二つの砂丘列に馬蹄形状に囲まれ南側は最上川に面した場所に成立した。湊町が成立するより早く、湊町の東側には東禪寺城（亀ヶ崎城）が築城されており、東禪寺城と湊町の間には城下町が広がっていた。

湊町は、海に面しているため風が強いが、二つの砂丘列の間となる低地で北西からの風を一定程度防ぎ、最上川を利用しやすい場所に立地し、商業を優先しながらもある程度の住みやすさを兼ね備えた場所を選んだ。一方、東禪寺城は、低湿地に築城され、最上川と新井田川に囲まれた要害の地に立地した。

湊町は、日本海海運の重要な港として、また中世より近代の明治・大正期まで最上川舟運のターミナルの機能を持つていた。

出羽山地を源流とする、日向川・新井田川・相沢川の各河川が庄内平野の東側にそれぞれ中小の扇状地や河岸段丘を形成し、庄内平野の西半分は潟湖であったものが古代から開発され、近世において新田開発が行われた。

庄内平野は、日本海に沿う海岸平野の特性をよく示しており、低く平坦な平野面と、海岸に沿って伸びる庄内砂丘が特徴的である。最上川はこの平野面を刻み込むように緩やかな曲線を示しつつ流下し、日本海に注いでいる。

最上川をはじめ、各河川は人々の力によってその姿を変え、かつて最上川最大の支流であった赤川や、北方の日向川は大きく流路を変えて流れている。庄内平野に扇状地の発達はあまりよく見られないが、月光川、日向川扇状地は、わりあい明瞭である。

三角州性の低地は広く分布し、平野の主部を占めている。最上川は、この三角州性低地を開析し、より低い氾濫原地帯を形成している。最上川氾濫原は最上川に沿う低地であり、三角州などを側面浸食している。したがって最上川の旧流路は、いたるところにその痕跡を留めている。

酒田市周辺の水系は、北から順に月光川水系、日向川水系、最上川水系、赤川水系の四つに分けられる。このうち日向川水系は、上流において日向川本流と荒瀬川とに分かれる。最上川水系には、右岸に相沢川、左岸に京田川が合流する。赤川は、昭和の初めまで最上川水系に属していたが、砂丘列を切り開いた新川によって、直接日本海へ流下するようになった。

最上川下流扇状沖積地帯を占めて日本海に面している酒田市と、村山盆地の中心にあって東西に山のある山形市との色々な気象要素を比べてみると、酒田市の気候の特徴がよくわかる。

（2）気温

表2-1に示したように、1月・2月の平均気温をみると、最も寒さの厳しい時期であるのに、海の影響を受ける酒田の平均気温は山形より約2℃高く、0℃以上を保っている。しかし、5月になって気温が急に上昇する頃になると山形の方が高くなる。この原因は庄内海岸で海陸風が吹きはじめるためである。

酒田市で陸風から海風に変わる時刻は、季節によって若干異なるが大体午前10時頃で、海風の吹かない時、気温は午後3時頃まで上昇するが、海風の吹く時は陸風から海風に変わった時点で気温の上昇が抑えられる。海風の吹く日の最高気温は午前中に観測される。日平均気温は山形より低くなることが多く、したがって月平均気温もまた低くなる。

この状態は8月はじめまで続くが、8月半ば頃になって、海水温度が陸地の気温より高くなると酒田の気温は山形の気温より高くなり、10月になって北西の季節風が吹きはじめるときさらに高くなる。

次に最高気温をみると、寒候期は酒田が高く、暖候期は山形の方が高い。最低気温は1年を通して酒田が高い。海の影響を受ける酒田の気温較差（最高気温と最低気温の差）は山形より小さく、山形に比べ朝晩の底冷えする日が少なく、夏もしのぎやすい日が多い。後で述べるように、海風の吹かない時には、内陸地方より暑くなり、時には熱帯夜になることがある。寒候期は風が弱く、晴れた日には内陸並みに冷え込むことがある。

表 2-1 酒田市と山形市の気象データの平年値（年・月ごとの平年値）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温 (°C)	酒田	1.9	2.2	5.1	10.2	15.7	20.0	23.8	25.5	21.6	15.6	9.7	4.5	13.0
	山形	-0.1	0.4	4.0	10.2	16.2	20.3	23.9	25.0	20.6	14.1	7.7	2.4	12.1
日最高気温 (°C)	酒田	4.5	5.2	8.9	14.8	20.3	24.1	27.6	29.7	25.8	19.8	13.6	7.6	16.8
	山形	3.3	4.4	9.1	16.4	22.6	25.9	29.1	30.5	25.8	19.5	12.6	6.1	17.1
日最低気温 (°C)	酒田	-0.6	-0.8	1.4	5.8	11.6	16.5	20.7	22.0	17.8	11.6	5.9	1.6	9.5
	山形	-3.1	-3.1	-0.3	4.7	10.7	15.7	20.0	20.9	16.6	9.8	3.6	-0.7	7.9
降水量 (mm)	酒田	177.7	118.4	111.1	103.6	122.6	125.3	218.7	205.6	176.2	188.6	222.0	217.0	1986.8
	山形	87.8	63.0	72.1	63.9	74.5	104.8	187.2	153.0	123.8	105.1	74.4	97.2	1206.7
最深積雪 (cm)	酒田	25	23	8	0	—	—	—	—	—	—	2	15	32
	山形	40	47	22	2	—	—	—	—	—	—	3	26	51

気象庁 過去の気象地点データ 山形市・酒田市 (1991-2020年の平均)

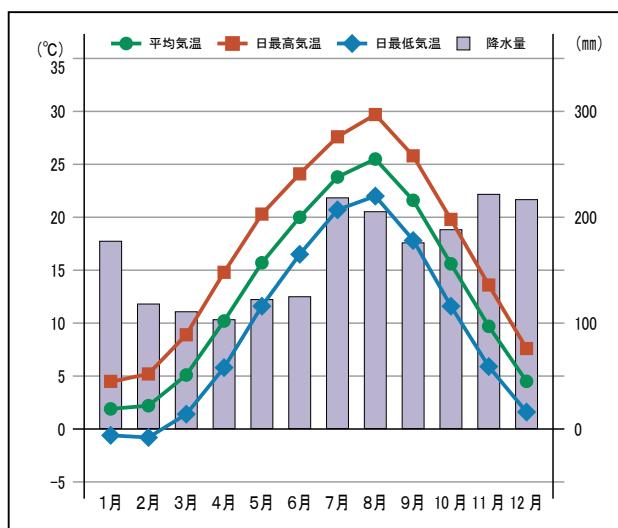


図 2-3 酒田市の気象

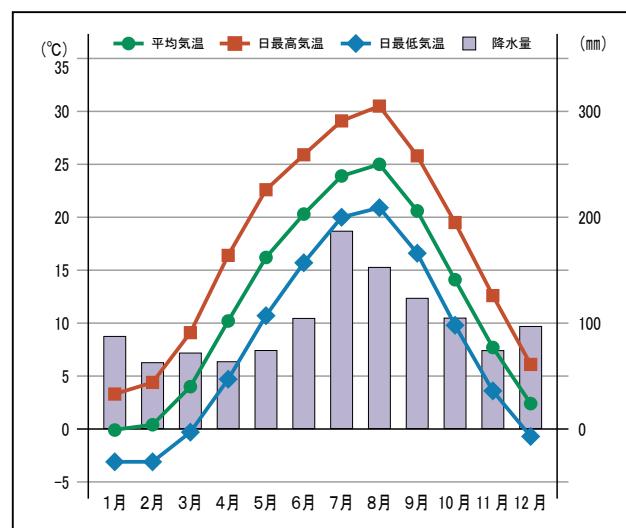


図 2-4 山形市の気象

(3) 降水量

表 2-1 に示すように酒田の降水量は各月とも山形よりも多く、年降水量は山形の 1.6 倍になっている。

酒田では 4 月が 1 年で最も降水量の少ない月である。梅雨前線が次第に北上する 6 月半ば頃から梅雨に入り、7 月下旬まで続き、酒田・山形とも降水量は増加する。8 月から 12 月にかけて山形では減少傾向になるが、酒田では反対に増加傾向になる。

これは梅雨が明けて太平洋の高気圧が本州付近に張り出し、高気圧の縁辺に沿って南方から高温、多湿な空気が東北地方中部に流れ込んでいる時、北方から南下してくる寒冷前線が引き金になって、鳥海山を中心に大雨の降ることがあるためである。

11 月に入ると庄内地方の特徴の一つである雷が多く発生する季節になり、雷を伴った強い雨が降るときがある。また、北西の季節風が次第に強くなってくるため、出羽山地をはさんで、風上側になる酒田は風下側になる山形より雨や雪が降りやすく、11 月から 2 月にかけての酒田の降水量は山形の約 2 倍にもなっている。

3 月に入ってもまだ冬の名残の北西の季節風が吹き、4 月はじめにかけては天気の変化が激しく、春雷を起こしたりするが次第に花の便りが聞かれる季節になり、月降水量は 11 月を頂点に次第に減少する。

(4) 積雪

10月上旬には、鳥海山の冠雪が見られるようになり、11月になって北西の季節風が次第に強まる。中旬には平野部でも初雪が降るようになり、12月末には長期積雪（根雪）になる。冬の季節風によってもたらされる雪は、北西の風が出羽山地・越後山脈に吹き当たるため、鳥海山・月山・朝日山山系周辺は豪雪地帯となり、庄内地方の山間部での積雪は2～3mに達するところがある。しかし、海に近い酒田では、最も積雪の多い1月でも25cmで、山形より15cm少ない。

その原因は、山形に比べ酒田の風が、はるかに強いためで、地上に積もった雪が地吹雪となって風下へ飛んでしまうためである。

(5) 風

酒田市は、北海道の江差・寿都や佐渡の相川などとともに、日本海側有数の強風地帯である。最上川河口にあって酒田市は日本海に面し、南東は最上川に沿って清川峡谷に通じているため、当然西寄りの風や南東の風が強くなりやすく、寒候期は北西、暖候期は南東が主風向となる。

酒田に暴風をもたらすのは冬の季節風や、発達した低気圧・台風・寒冷前線などである。この中で冬の季節風によるものが最も多く、12月から3月にかけての暴風日数（日最大風速10m/s以上の日）は年間暴風日数の過半数を占めている。

※出典：酒田市 2002 『酒田市勢要覧』

山形県土地対策課 1979 『土地分類基本調査 酒田』

酒田市史編纂委員会 1989 『酒田市史』 改訂版 別巻

2. 歴史的環境

(1) 酒田市の歴史概要

(2) 山居倉庫の歴史概要

湊町酒田は、江戸時代に江戸の御用商人河村瑞賢（1618-1699）が整備した西廻り航路の起点として、上方や江戸に移送する米や物資の集積地・積み出し港となり大きく発展した。

庄内藩では17世紀初めより米券（米札）制度がはじまった。米券（米札）はいつでも米に替えることができ、一方では米券がなければ蔵出しができない厳格な制度で、米蔵の米の品質と内容量は重要な信用要件であった。

庄内藩では官民で米蔵を所有し、また米の品質管理を厳密に行つたために庄内藩の米券（米札）の信用は高く、米と同じように流通していた。庄内藩士の禄米を米券（米札）で支給したため、品質管理を厳密に行うようになり、信用が高まった。

明治に入ると新政府は、地租改正により、米の現物納から金納制へ転換した。これにより米の品質低下を招き、粗悪米が流通し、藩政期に培ってきた各地銘柄米の信用を著しく低下させた。

そこで、新政府の廢藩置県により山形県となった庄内藩の地域では、産米改良や田の乾田化と牛馬耕の奨励などの対策を行つたことにより収穫量、品質ともに向上した。

また、新政府の取引所政策により明治19年（1886）に株式会社酒田米商会所が設立された。酒田米商会所は既存の町蔵を保管庫として、倉庫での入庫米の品質管理を行い、次第に酒田米商会所取引米の声価を高めていった。

明治26年（1893）の「取引所法」の発布により、株式会社酒田米商会所は株式会社酒田米穀取引所として再発足した。また、取引所法により受け渡し倉庫の設置が可能となつたために新たに酒田米穀取引所附属山居倉庫が建設された。

山居倉庫では、厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善により、山居倉庫の入庫米に対して発行された倉荷証券（米券）は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であり、大正4年（1915）には日本銀行の指定倉庫になるほどの信用を高めていった。

昭和14年（1939）の「米穀配給統制法」の公布により、従来の米穀取引所は全て廃止され、国策会社である日本米穀株式会社に引き継がれることになった。

このような中で山居倉庫は、農業倉庫と合体することになった。

昭和2年（1927）に酒田市米穀取引所の子会社として設立した山居賃貸倉庫株式会社（後の山居倉庫株式会社）が設立された。昭和14年（1939）に酒田市米穀取引所の倉庫、土地等の寄附を受け、財団法人北斗会が設立された。財団法人北斗会は、保有している山居倉庫を山形県購買販売組合連合会に無償で貸出し、経営を移管した。

また、山居賃貸倉庫株式会社も財団法人北斗会の資産を除く山居倉庫を山形県購買販売組合連合会に賃貸し、米穀倉庫の経営一元化が図られた。

倉庫名も「山形県連合農業倉庫庄内倉庫」と改められ、これまでの米の自由流通から統制流通に組み込まれ、農業倉庫に変化した山居倉庫は米券倉庫としての歴史は、その幕を閉じた。

その後、組織替えで昭和28年（1953）に山形県庄内経済農業協同組合連合会（庄内経済連）が設立され、昭和32年（1957）に山居倉庫株式会社の全株式を取得、庄内倉庫株式会社に名称を変更した。

昭和33年（1958）には財団法人北斗会より所有の土地・倉庫を庄内経済連に譲渡され、全ての旧米券倉庫と農業倉庫を所有し、経営することとなった。

平成13年（2001）に庄内経済連は全国農業協同組合連合会と合併し、全国農業協同組合連合会庄内本部が設立、そして平成20年（2008）に全国農業協同組合連合会山形県本部と統合した。

現在山居倉庫は、全国農業協同組合連合会山形県本部山居倉庫となり、経営基盤が変わっても、米穀保管庫として今日まで存続している。

表 2-2 酒田市の略年表

元号	西暦	月	日	出来事
平安初期	9世紀			城輪柵（平安時代の出羽国府）が置かれる
明応元年	1492			宮野浦から現酒田へ移転を始める
大永元年	1521			三十六人衆が本町にまちづくりを始める
文明 10 年から	1478 ~			最上川以北に、前森氏（東禪寺城）、留守氏（新田目城）、来次氏（観音寺城）、池田氏（朝日山城）、砂越氏（砂越城）が割拠
天正 18 年	1590			上杉景勝が庄内を検地
寛文 2 年	1662			松山藩初代藩主酒井忠恒入部
寛文 12 年	1672			河村瑞賢が来酒し西廻り航路を整備
貞享 5 年	1688			井原西鶴が日本永代蔵で燈屋の繁栄を紹介
元禄 2 年	1689			松尾芭蕉が奥の細道を訪ねて来酒
宝暦 8 年	1758			本間光丘が西浜に植林を始める
天明 7 年	1787			松山城築城
文化元年	1804			鳥海山噴火 酒田大地震
明治 2 年	1869			版籍奉還、酒田県を置く
明治 17 年	1884			酒田港改築始まる 酒田米商会所（後の酒田米穀取引所）創設
明治 22 年	1889	4		町村制施行、酒田町、飽海郡鵜渡川原村、西平田村、飛島村、西荒瀬村、東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、一條村、観音寺村、大沢村、日向村、松嶺町、上郷村、内郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新堀村、西田川郡袖浦村となる
明治 26 年	1893			株式会社酒田米穀取引所附属山居倉庫建設
明治 27 年	1894	10	22	庄内大地震
大正 3 年	1914	12		陸羽横断鉄道酒田線が開通、酒田駅落成
昭和 4 年	1929	4	1	酒田町が鵜渡川原村を合併
昭和 8 年	1933	4	1	酒田市市制施行
昭和 11 年	1936	8		新両羽橋竣工（714 メートル、当時全国第 6 位）
昭和 16 年	1941	4	1	酒田市が西平田村を合併
昭和 17 年	1942	9		国道 7 号線鶴岡酒田間の工事完成
昭和 25 年	1950	4	1	酒田市が飛島村を合併
昭和 29 年	1954	8 12		酒田市が近隣 10 か村（8 月：西荒瀬村、12 月：東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村）を合併
		8		南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる
		10		一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる
昭和 30 年	1955	1	1	松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる
昭和 38 年	1963	7		鳥海国定公園指定
昭和 39 年	1964	6	16	新潟地震発生（震度 5）
		8	1	平田町町制施行
昭和 47 年	1972	8		酒田バイパス全線開通
昭和 49 年	1974	3	1	鳥海山 153 年ぶり噴気
		11		酒田北港開港
昭和 51 年	1976	10	29	「酒田市大火」発生
昭和 53 年	1978	8		気温摂氏 40.1 度を記録する（当時戦後全国最高）

元号	西暦	月	日	出来事
平成元年	1989	4		眺海の森開設
平成3年	1991	10		庄内空港開港
平成4年	1992	4		国指定史跡「城輪柵跡」政庁域の建物の一部を復元
		8		酒田港開港 500年記念式典
		9		べにばな国体開催
平成5年	1993	6		県立日本海病院診療開始
平成9年	1997	10		東北横断自動車道酒田線酒田ICから庄内あさひIC間開通
平成12年	2000	7		酒田港国際ターミナル供用開始
		9		環境省猛禽類保護センター開設
平成13年	2001	4		東北公益文科大学開学
		8		東北横断自動車道酒田線酒田ICから酒田みなとIC開通
平成14年	2002	7		ひらたタウンセンター（農村コミュニティカレッジ、図書センター）開設
平成15年	2003	5		さかた海鮮市場オープン
平成16年	2004	4		酒田市観光物産館「酒田夢の俱楽」オープン
		7		市民会館「希望ホール」オープン
平成17年	2005	11	1	酒田市、八幡町、松山町、平田町が合併し、新「酒田市」誕生
平成20年	2008	4		県立日本海病院と市立酒田病院の統合
		4		山王くらぶオープン
		5		国道112号出羽大橋新橋開通
平成21年	2009	4		コミュニティ振興会市内全域で結成
平成22年	2010	1		八幡タウンセンターオープン
平成23年	2011	3	11	東日本大震災（酒田震度5弱）
平成24年	2012	4		県立酒田光陵高校開校
平成25年	2013	5		酒田医療センターリニューアルオープン
		5		日本海沿岸東北自動車道事業化（朝日から温海の区間、遊佐から象潟の区間）
平成27年	2015	1		松山城址館オープン

表2-3 周辺の主な文化財

名称	① 旧鎧屋	② 本間氏別邸庭園（鶴舞園）
写真		
指定等の区分	国史跡	国名勝
概要	北前船交易で財を成した廻船問屋「鎧屋」の店舗・家屋。当時の繁栄ぶりは、井原西鶴の「日本永代蔵」にも紹介された。屋敷は弘化2年（1845）大火後の再建と伝わり、石置杉皮葺屋根の典型的な町家造で、内部は通り庭（土間）に面して十間余りの座敷、板の間が並ぶ。	本間家四代・光道が築造した鳥海山を借景とする池泉廻遊式庭園で、藩主酒井侯により「鶴舞園」と名付けられた。庭園の整備は、冬期間に港で働く人々の失業対策事業として実施された。佐渡赤玉石・伊予青石など、綿積石として北前船で運ばれた諸国の銘石と小豆島の御影石の大小の灯籠が目立つ。

③ 本間家本邸 附 長屋門1棟	④ 旧酒田灯台	⑤ 浄福寺唐門
		
県有形（建造物）	県有形（建造物）	市有形（建造物）
明和5年（1768）、本間家3代当主・光丘が、幕府巡見使（将軍の代替りごとに特派された役人）一行の本陣宿として建築し、庄内藩主酒井家に献上したもので、その後拝領し、本間家代々の本邸として使用された。武家屋敷と商家造が一体となった珍しい建築様式を持つ。	明治28年（1895）、最上川左岸河口に竣工した木造六角洋式灯台。後に対岸に移され、昭和33年（1958）、現在地（日和山公園地内）へ移築保存された。光源は当初石油ランプで、大正8年（1919）にアセチレンガス明暗紅光に改良、大正14年（1925）に電化された。	本間家3代当主・光丘が死去する前年の寛政12年（1800）に寄進。京都の東本願寺大谷宗祖廟を模し、京都や近江の大工を呼びよせ、莫大な資金をかけてつくらせた。入母屋唐破風造、瓦葺、柱の下部が曲がっているのが特徴で、四脚向唐門と呼ばれる桃山後期から流行した様式。
⑥ 旧白崎医院 付両便所供待所	⑦ 旧光丘文庫本館 附書庫付属家具室内装飾品並建築工事関係資料	⑧ 松林の銘碑
		
市有形（建造物）	市有形（建造物）	市史跡
外科医・白崎重治氏の医院として、大正8年（1919）、本町通りに建築。昭和51年（1976）の酒田大火後、火災復興地区画整理事業により解体の危機にあったが、大正期に建てられた本市唯一の木造洋風建築として貴重であるため、昭和55年（1980）に現在地（日和山公園地内）へ移築された。	大正14年（1925）、山王森の高台に本間家の蔵書を中心に地方有志家による数万点の貴重な蔵書を集めて建設。酒田初の鉄筋コンクリートブロック造、新和風様式の外観とともに、全国の注目を集める貴重な蔵書は、皇族、学者、軍人、芸術家が多く来館し、酒田の文化の殿堂としての役割を果たしてきた。	本間家3代当主・光丘は、風砂の被害に悩まされていた人々のために私財を投じ、下日枝神社を拠点に2kmもの距離に松の防砂林を植林した。光丘の没後、文化13年（1816）にその功績を讃えて、有志が松林銘を建立。碑文は神戸で刻み、海路で運ばれたものである。
⑨ 酒田袖之浦・小屋之浜之図 附蚶鴻之図	⑩ 加藤雪窓筆日枝神社大祭行列絵懸額	⑪ 酒田山王祭祭礼用亀笠鉾
		
市有形（歴史資料）	市有形民俗	市有形民俗
江戸時代中期の制作で、現存する酒田を描いた絵図としては最古級のもの。港口を中心に、山王社（現日枝神社）や神明社（現皇大神社）などの寺社、公方様御穀積所（幕府領米置場）、寺町通りや仲町など酒田の町並み、沖に停めた北前船から荷物を運ぶため港から多くの小船が出る様子などを描く。	明治26年（1893）、加藤雪窓が酒田の豪商たちから依頼され、山王祭の山車行列を描いた懸額（下日枝神社所蔵）。雪窓は久保田藩（秋田藩）の武家・加藤家の12代目として明治5年（1872）に生まれ、幼少から漢学、書、絵を学んだ。20歳当時、既に高い画力を持っていたことが見て取れる大作。	明和2年（1765）、北前船で財を成した豪商・本間家が京都の人形師に作らせ、北前船で運んだ笠鉾。「亀笠鉾」は、笠をつけると5mの高さになり、亀の背中にはおめでたい鯛・宝珠・米俵・珊瑚・鹿などの宝物が乗る。戦前までは山王祭に参列しており、現在も「本間家の亀」として親しまれている。

⑫ 塞道絵幕（大壽和里大祭事）-酒井侯御安堵祝宴-	⑬ 泉流寺徳尼公廟	⑭ 伊東不玉宅跡
市有形民俗	市有形民俗	市史跡
塞道幕は、大きな布に歴史物の合戦の図や武者絵、縁起を担ぐ吉祥絵等を染め抜いた絵幕のこと、酒田の小正月行事の一つ「塞道の幕見」に使われた。「酒井侯御安堵祝宴」は、藩主・酒井忠器領地替えの幕府の命を農民らが中止させたことを祝う様子が描かれ、北前船で繁栄した酒田の様子を伝える。	徳尼公は奥州藤原氏3代・藤原秀衡の夫人（または妹）で、36人の武士（「三十六人衆」の祖）を連れて酒田に逃げ落ち、当地の礎を作ったとされる。安置される徳尼公の木像は、本間家3代当主・光丘が施主となり、明和元年（1764）に京で作らせ海路で運び、廟堂は寛政2年（1790）に寄進された。	松尾芭蕉が「おくのほそ道」で酒田滞在中に宿泊した伊東不玉宅跡。元禄2年（1689）6月13日、酒田に着いた芭蕉は15日象潟に向かって出発。再び酒田へ戻り、俳人・伊東不玉の家に一週間余り滞在し、数々の名句を残した。なお、伊東不玉は庄内藩お抱え医師で、本名は玄順。
⑮ 海向寺	⑯ 日和山公園	⑰ 相馬屋主屋
市名勝	市名勝	国登録有形（建造物）
森敦の小説「月山」の舞台となった湯殿山注連寺の元末寺（真言宗智山派）で、庄内に六体ある即身仏のうち二体が祀られる。境内は日和山の一角に所在し、江戸時代より、出羽三山の湯殿山信仰の拠点として人々の祈りを支えた。	酒田港に寄港する北国廻船の航海安全を祈願し建てられた高さ約3mの「常夜燈」をはじめ、千石船の1/2レプリカ、かつて船頭たちが風向き確認などに使用した「方角石」、酒田港の繁栄に尽力した「河村瑞賢の像」、酒田ゆかりの文人墨客の29基の文学碑が並ぶ「文学の散歩道」などがある。	江戸時代末期から続いた料亭で、主屋は明治27年（1894）の庄内地震時の大火によって焼失した直後に、残った土蔵等を取り込んで建設したものである。店、広間、土蔵等を繋いだ複雑な構成は特異で、トコ棚を備えた各室に用いられている技能の水準も高い。
⑱ 山王くらぶ	⑲ 下日枝神社	⑳ 上日枝神社
国登録有形（建造物）	未指定	未指定
木造二階建の和風建築で、道路側の西面を凝った意匠で軽快にまとめ、東西に細長い雁行状の形態で敷地奥に延び、土蔵造の座敷や数寄屋造の茶室等を接続する。地元で名棟梁として知られた佐藤泰太良の作品で、手の込んだ上質かつ丁寧なつくりになっている。	日和山公園に隣接して位置する。5月の例祭「山王祭」（酒田まつり）は大いに賑わいをみせる。現社殿は天明4年（1784）、本間光丘によって建立。随神門は本間光丘の寄進したものが明治27年（1894）の庄内地震で倒壊したため、明治40年（1907）に本間光輝が再建。	貞観17年（875）近江国坂本鎮座山王宮（日吉大社）を勧請し、袖の浦に鎮座した。後、亀ヶ崎城に奉遷され、寛永13年（1636）に現在地に移された。本殿は天保12年（1841）、拝殿は明治18年（1885）の再建で、通称「上の山王さん」として広く市民に親しまれている。

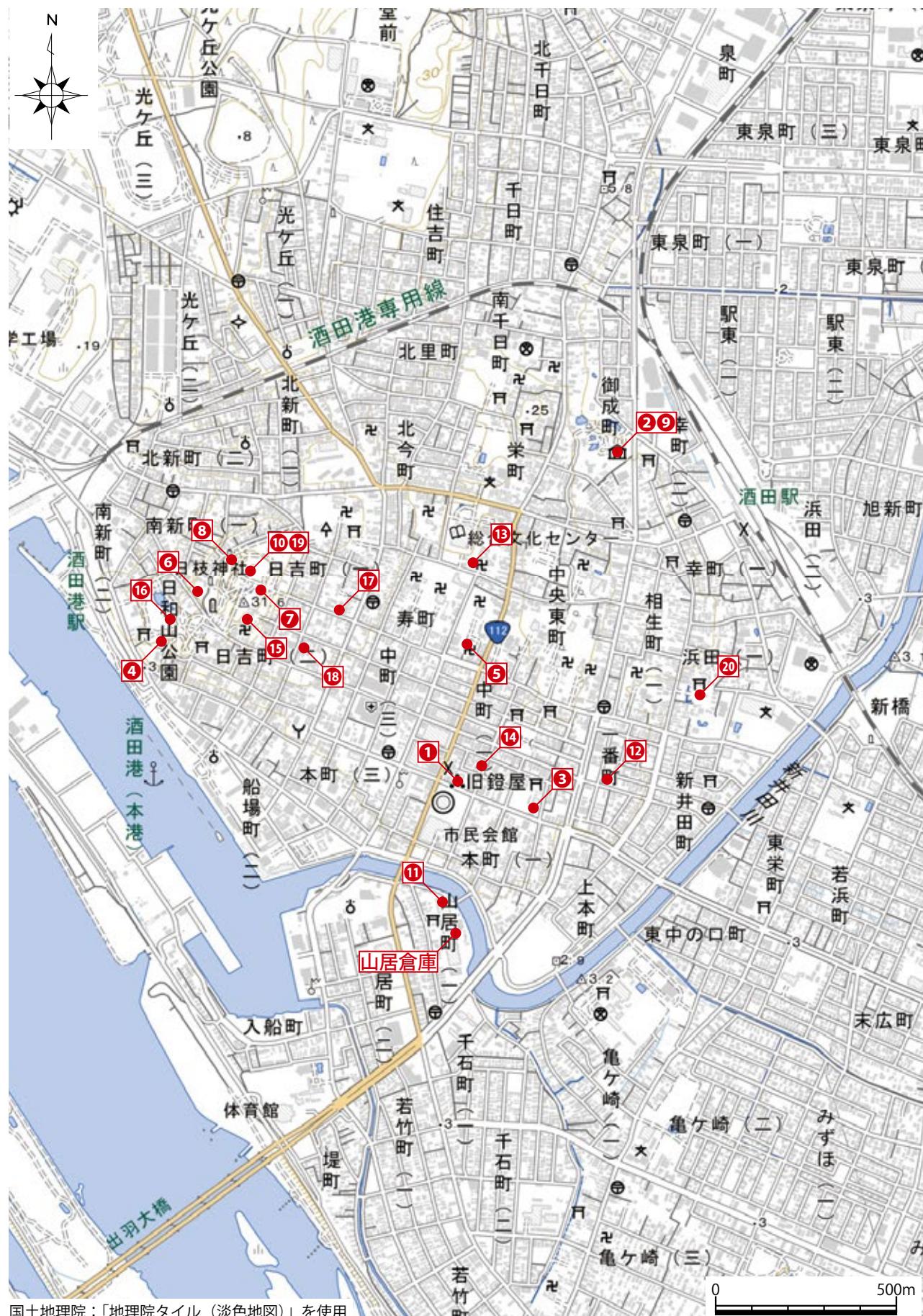


図 2-5 周辺の主な文化財の所在地

3. 社会的環境

(1) 人口

現在の酒田市は、平成 17 年（2005）11 月 1 日に、それまでの酒田市、飽海郡八幡町、松山町及び平田町の 1 市 3 町が合併し、総面積 602.79km²、人口約 11 万 8 千人の庄内北部における中心市として発足した。

国勢調査に基づく人口推移をみると、令和 2 年（2020）の人口・世帯数はそれぞれ 100,273 人・39,402 世帯である。平成 12 年（2000）以降（過去約 20 年間）、人口

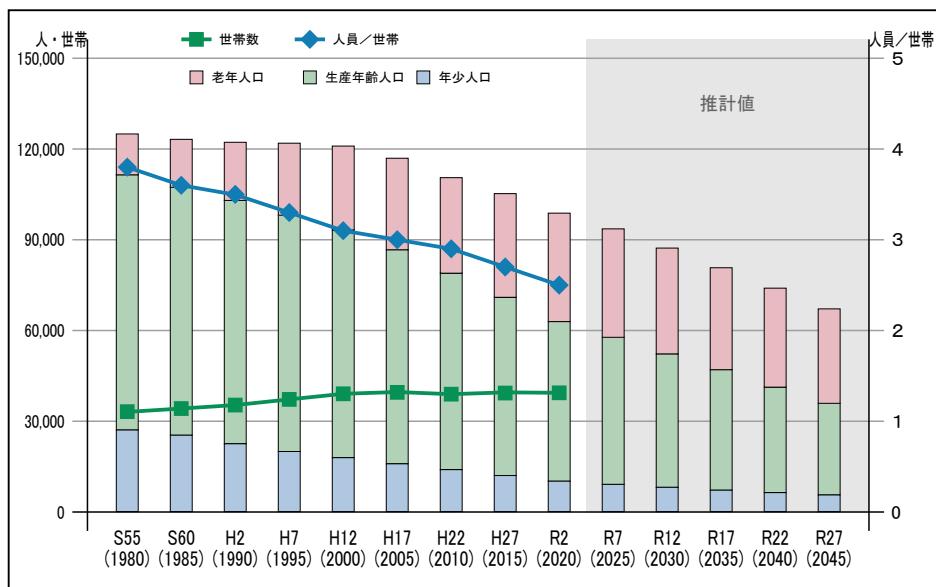


図 2-6 酒田市の人口・世帯数

表 2-4 酒田市の年齢別人口

区分	人口 (人)
不詳	846
老年 人口	100 歳以上 76
	95 ~ 99 歳 550
	90 ~ 94 歳 2,256
	85 ~ 89 歳 4,331
	80 ~ 84 歳 5,543
	75 ~ 79 歳 6,195
	70 ~ 74 歳 8,679
	65 ~ 69 歳 8,461
	60 ~ 64 歳 7,315
	55 ~ 59 歳 6,656
生産年齢 人口	50 ~ 54 歳 6,273
	45 ~ 49 歳 6,746
	40 ~ 44 歳 6,152
	35 ~ 39 歳 5,045
	30 ~ 34 歳 4,157
	25 ~ 29 歳 3,556
	20 ~ 24 歳 3,130
	15 ~ 19 歳 4,001
	10 ~ 14 歳 3,993
	5 ~ 9 歳 3,441
年少 人口	0 ~ 4 歳 2,871

国勢調査（令和 2 年）

表 2-5 酒田市の人口・世帯数

年	人口 (人)								世帯数	人員／世帯 (人)	
	総数	年少 (0 ~ 14 歳)	構成比 (%)	生産年齢 (15 ~ 64 歳)	構成比 (%)	老年 (65 歳 ~)	構成比 (%)	不詳			
昭和 55 年	1980	125,622	27,237	21.7	84,632	67.4	13,753	10.9	—	33,180 3.8	
昭和 60 年	1985	123,823	25,502	20.6	82,207	66.4	16,114	13.0	—	34,203 3.6	
平成 2 年	1990	122,850	22,676	18.5	80,691	65.7	19,481	15.8	2	35,353 3.5	
平成 7 年	1995	122,536	20,122	16.4	78,344	63.9	24,070	19.7	—	37,222 3.3	
平成 12 年	2000	121,614	18,087	14.9	75,536	62.1	27,991	23.0	—	39,086 3.1	
平成 17 年	2005	117,577	16,058	13.7	71,028	60.4	30,491	25.9	—	39,556 3.0	
平成 22 年	2010	111,151	14,123	12.7	65,190	58.7	31,835	28.6	3	38,955 2.9	
平成 27 年	2015	106,244	12,168	11.5	59,168	55.9	34,518	32.6	390	39,320 2.7	
令和 2 年	2020	100,273	10,305	10.4	53,031	53.3	36,091	36.3	846	39,402 2.5	
令和 7 年	2025	94,214	9,249	9.8	48,876	51.9	36,089	38.3	—		
令和 12 年	2030	87,891	8,273	9.4	44,386	50.5	35,232	40.1	—		
令和 17 年	2035	81,401	7,330	9.0	40,111	49.3	33,960	41.7	—		
令和 22 年	2040	74,618	6,520	8.7	35,127	47.1	32,971	44.2	—		
令和 27 年	2045	67,776	5,756	8.5	30,553	45.1	31,467	46.4	—		

人口：国勢調査（～平成 17 年（2005）は合併前旧市町村の総計）

令和 7 年（2025）以降は推計人口を示す。『日本の地域別将来推計人口』平成 30 年（2018）推計
構成比は不詳を除く

は約2万人（約17.5%）減少しているが、世帯数はほぼ横ばいで4万世帯弱で推移している。

令和2年（2020）における高齢化率は36.0%と極めて高く、既に超高齢化社会となっている。年齢構成は70～74歳が最も多く、高齢化に拍車がかかることが懸念される。なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2040年（20年後）における推計人口は74,618人とされ、令和2年（2020）国勢調査と比して約2万5千人（25.6%）減少し、2045年には老人人口が生産年齢人口を超えることが想定されている。

（2）産業

令和2年国勢調査に基づく産業別就業人口割合は、第1次産業8.4%、第2次産業26.0%、第3次産業65.6%となっている。

平野部は古くから良質米の産地であり、現在は「はえぬき」「コシヒカリ」「つや姫」「雪若丸」などの「庄内米」が全国に知られるとともに、緑の美田は雄大な鳥海山を借景として美しい景観を形成している。庄内米以外の農産物も豊富で、刈屋梨、メロン、いちご、平田赤ねぎなどの栽培が盛んである。また、酒田港で水揚げされる新鮮な海産物には、寒鰯、紅えび、岩牡蠣、イカなどの特産品がある。このほか、全国的に高い評価を受けている日本酒や、酒田のラーメンも名物として知られ、さかた海鮮市場、みなと市場等市内各所でこれらの食を堪能することができる。

市域には国道7号や同47号、同112号、日本海東北自動車道、庄内空港、羽越本線などの基幹交通が集中し、加えて海港として恵まれた立地条件にあることから、第2次・第3次産業が集積し、人口集中に結び付いている。

表2-6 酒田市の産業大分類別就業者数

産業大分類		令和2年（2020）			
		就業者数（人）	構成比（%）	合計（人）	構成比（%）
第1次産業	農業	3,953	7.9	4,205	8.4
	林業	111	0.2		
	漁業	141	0.3		
第2次産業	鉱業	28	0.1	12,962	26.0
	建設業	4,619	9.2		
	製造業	8,315	16.5		
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	379	0.8	32,744	65.6
	情報通信業	372	0.7		
	運輸業、郵便業	2,214	4.4		
	卸売業、小売業	7,846	15.6		
	金融業、保険業	921	1.8		
	不動産業、物品賃貸業	549	1.1		
	学術研究、専門・技術サービス業	954	1.9		
	宿泊業、飲食サービス業	2,306	4.6		
	生活関連サービス業、娯楽業	1,726	3.4		
	教育、学習支援業	2,175	4.3		
	医療、福祉	7,513	14.9		
	複合サービス事業	793	1.6		
	サービス業（他に分類されないもの）	3,222	6.4		
	公務（他に分類されるものを除く）	1,774	3.5		
	分類不能の産業	375	0.8	375	—
合計				50,286	100.0

国勢調査（令和2年）※第一次産業、第二次産業、第三次産業の構成比は「分類不能の産業」を除いて算出した。

(3) 交通

市海岸部南端に庄内空港が所在し、東京（羽田空港）間を約1時間で結ぶ。市域には新潟市と秋田市をつなぐ日本海東北自動車道（一部未開通）が縦断する。

市内を通る国道は5本あり、国道7号は新潟市から日本海沿いに庄内地方、秋田県を経由して青森市に至る幹線国道である。国道47号は宮城県仙台市から、国道112号は山形市から、国道344号は秋田県湯沢市から、いずれも本市に至る一般国道である。また、国道345号は新潟県新潟市中央区から本市を経由して飽海郡遊佐町に至る一般国道である。

鉄道は、JR羽越本線が新潟市から日本海沿いを経て市中心市街地を経由し、秋田市まで敷設されている。バスはJR酒田駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏・仙台市・山形市をつなぐ高速バスが運行される。市内の路線バスは酒田市乗合バス（るんるんバス）が運行する。

このほか、県内唯一の離島である飛島には、酒田港から飛島までの定期航路（定期船とびしま）がある。

(4) 土地利用

市内の土地利用別面積状況（令和2年（2020）10月1日現在）は、市域60,297haのうち、森林が61.1%と大部分を占め、次いで農用地が20.1%、宅地が5.1%、道路が3.9%となっている。

近年の土地の動向をみると、農用地、林道が減少し、宅地や一般道路等への土地利用転換が進むとともに、耕作放棄地の面積が増加している。人口集中地区（DID区域）については、面積の拡大が続いているが、近年は頭打ちの状況にあり、人口は平成2年（1990）をピークとして減少が続いている。地価については、地域経済の低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移していることなどから下落が続いている。

本市の土地利用については、市街地の空洞化に対応するための賑わいの求心力の向上や、農山漁村地域における農業の生産性の向上、中山間地域における里山の集落機能と地域農業・林業維持などが課題となっている。さらに、広い市域の中には、洪水、土砂災害、津波などの災害の危険箇所が多くあることから、自然災害等による被害の軽減と防止が課題となっている。

※出典：酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』



図2-7 酒田市への交通・アクセス

JR酒田駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏・仙台市・山形市をつなぐ高速バスが運行される。市内の路線バスは酒田市乗合バス（るんるんバス）が運行する。

表2-7 酒田市の土地利用状況

区分	平成22年（2010）		令和2年（2020）	
	面積（ha）	構成比（%）	面積（ha）	構成比（%）
農用地	12,335	20.5	12,100	20.1
農地	12,260	20.4	12,100	20.1
採草放牧地	75	0.1	0.0	0.0
森林	36,640	60.8	36,864	61.1
国有林	22,988	38.2	22,985	38.1
民有林	13,625	22.6	13,879	23.0
原野	2	0.0	47	0.1
水面・河川・水路	2,252	3.7	2,236	3.7
道路	2,305	3.8	2,354	3.9
一般道路	1,398	2.3	1,473	2.4
農道	723	1.2	721	1.2
林道	184	0.3	160	0.3
宅地	2,941	4.9	3,049	5.1
住宅地	1,592	2.6	1,641	2.7
工業用地	298	0.5	283	0.5
その他の住宅地	1,061	1.8	1,152	1.9
その他	3,804	6.3	3,647	6.0
合計	60,279	100.0	60,297	100.0

山形県統計年鑑

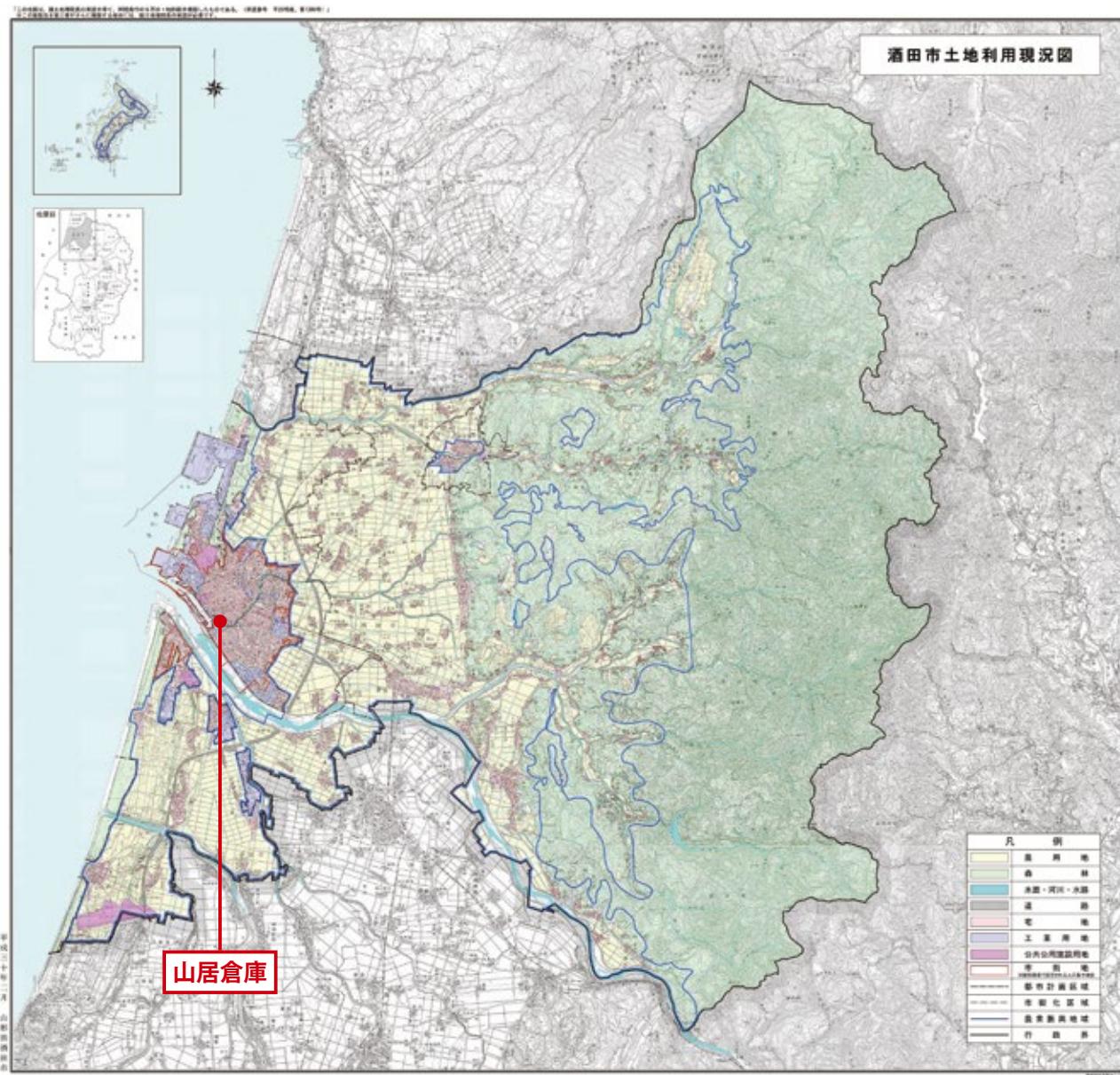


図 2-8 酒田市土地利用現況図
酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』

(5) 観光

酒田市の観光施設入込数は平成 18 年度以降 300 万人前後で推移してきたが、長期的にみると減少傾向で、平成 28 年度以降は 300 万人を割り込み、平成 30 年度には 270 万人弱まで落ち込み過去 15 年間で最も低い値となった。翌令和元年度は微増に転じたものの、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴って前年度比で約 100 万人（約 36%）減少している。一方、酒田市観光物産館の入込数は、平成 25 年度を底に増加を辿り、令和元年度は過去 15 年間で最大となる 80 万人を超える入込数があったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴つて前年度比で約 36 万人（約 45%）減少し、以降 50 万人を割り込んでいる。

酒田は最上川舟運と北前船交易の結節点である湊町として、港から市内中心部にかけて往時の歴史を感じさせる多くの資源を有しており、これらが現在の主要観光資源となっている。特に、酒田における北前船交易の象徴ともいるべき山居倉庫、本間家旧本邸や旧鐘屋、日和山公園、山王くらぶ、相馬樓界隈のほか、土門拳記念館などが現在の主要な観光資源となっている。

しかし、これらの施設へは多くの観光客が訪れているものの、WEB調査等による今後の「訪問意向」をみると、観光客のニーズは必ずしも高くない。一方で、さかた海鮮市場やみなと市場、初孫酒造資料館蔵探訪館などの「食」、玉簾の滝や眺海の森などの「景観」へのニーズが高い。雄大な鳥海山のふもとに広がる田畠、庄内砂丘、クロマツ林などの景観については、未だ明確な観光資源として活かせておらず、既存の観光資源と観光客ニーズに乖離が生じている。

平成28年（2016）9月には「鳥海山・飛島ジオパーク」の日本ジオパークネットワークへの加盟が認められ、ジオ・ツーリズムなどとともに「酒田の成り立ち」への注目が今後高まることが期待される。また、国内外のクルーズ客船誘致にも力を入れている。

※出典：酒田市 2016 『酒田市中長期観光戦略 新酒田物語～広めよう“酒田自慢” 増やそう！“酒田ファン”』

表2-8 観光者数

年	山形県	庄内地域		酒田市		
		名所・旧跡 観光地	名所・旧跡 観光地	酒田夢の倉庫 (山居倉庫)	庄内米 歴史資料館	
平成18年度	40,592.2	9,643.6	12,274.1	1,772.0	3,355.1	682.6
平成19年度	40,077.0	9,648.3	11,928.4	1,743.3	3,141.2	687.4
平成20年度	39,324.3	9,710.8	11,482.7	1,662.3	3,041.4	710.2
平成21年度	41,844.5	11,116.5	11,721.9	1,838.1	3,147.1	754.7
平成22年度	39,443.7	9,010.7	12,314.1	1,698.9	3,040.9	660.3
平成23年度	35,398.6	7,603.2	11,907.1	1,554.2	2,968.1	660.2
平成24年度	38,176.1	8,230.1	12,239.3	1,603.8	3,004.4	648.2
平成25年度	40,171.0	8,499.9	12,871.9	1,572.3	2,744.9	464.1
平成26年度	45,171.6	8,853.2	14,397.2	1,970.7	2,753.6	573.9
平成27年度	44,904.3	8,463.1	14,654.4	1,745.7	3,006.6	677.6
平成28年度	45,814.1	8,222.5	14,153.6	1,638.6	2,942.9	719.4
平成29年度	45,122.4	8,149.5	13,292.3	1,686.5	2,816.5	652.4
平成30年度	46,507.4	8,061.6	13,331.2	1,672.2	2,698.9	705.6
令和元年度	45,311.7	7,932.4	12,996.3	1,713.3	2,738.8	810.4
令和2年度	27,511.2	3,695.3	8,045.4	972.7	1,757.0	448.6
令和3年度	30,058.9	4,158.9	8,707.3	1,150.3	1,835.6	377.8

山形県観光者数調査（庄内米歴史資料館のみ同館による資料提供）

※観光者数は延べ数とする。単位は千人（庄内米歴史資料館のみ人）。

（6）教育

本市には、令和4年（2022）5月1日現在、市立小学校が22校、市立中学校が8校、高等学校（県立及び私立）が5校（通信制を含む）、特別支援学校が1校、大学・専修学校が3校ある。児童・生徒数は、小学生が4,124人、中学生が2,398人となっている。

社会教育施設・文化施設として、総合文化センター、出羽遊心館、公益研修センター、市立資料館、旧鎧屋、市美術館、松山文化伝承館、松山城址館等があり、子育て支援関連施設は、令和4年（2022）4月1日現在、認可保育所が24か所、認定こども園が11か所ある。

※出典：酒田市教育委員会 2022 『酒田の教育』、酒田市 2022 『健康福祉の概要』

(7) 法令による規制

本史跡の指定地及び周辺地域は、表2-9に示した法令による規制対象地となっている。

① 文化財の現状変更に関する規制（文化財保護法）

文化財保護法第109条により指定された史跡は、同法第125条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。

② 景観保全に関する規制（景観法・酒田市景観計画・酒田市景観条例など）

酒田市景観計画・酒田市景観条例により、大規模な建築・工作物の新築、増築、改築又は移転、変更が外観の半分を超える修繕、模様替又は色彩の変更については、あらかじめ酒田市長に届出が必要である。

同計画・条例では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。景観形成重点地域内で届出対象行為を行う場合は、市全域の景観形成基準のほか、重点地域の景観形成基準に沿ったもの（歴史や文化に調和した雰囲気があるもの）とする必要がある。

③ 都市計画・建築行為に関する規制

（都市計画法・建築基準法・酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例など）

指定地及び周辺域地（河川区域を除く）は都市計画法による市街化区域に該当する。大規模な開発行為は、原則として酒田市長から開発許可を受けなければならない。建築物を新築や増改築移転する場合は、建築基準法に基づき建築確認が必要である。なお、指定地（三居稻荷神社境内を除く）は大規模集客施設制限地区に指定されており、原則として一定規模以上の「大規模集客施設」の建築が禁じられている。

指定地及び周辺地域は、準工業地域又は商業地域に区分されており、建築基準法令の規定により地域区分に応じて建物用途が制限される。新井田川対岸（右岸）は準防火地域に指定され、建築物は階数・構造・面積に応じて耐火・防火基準への適合が求められる。

④ 河川の利用に関する規制（河川法）

指定地の西～北側に流れる新井田川において、河川区域内で土地の占有、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削、盛土等の形状変更、河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築を行う場合は、河川管理者（山形県知事）に申請し、許可を受ける必要がある。

⑤ 港湾の利用に関する規制（港湾法）

指定地対岸となる新井田川右岸は臨港地区であるため、敷地又は床面積が一定を超える工場又は事業場の新設又は増築の際は、港湾管理者（山形県知事）へ届出が必要である。また、漁港区に分区され、分区の目的にあわない構築物（規制構築物）の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることが原則禁止されている。

なお、航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用（通常使用、目的外使用、占用）する場合には、各申請書の提出が必要である。

⑥ 屋外広告物に関する規制（屋外広告物法・山形県屋外広告物条例など）

山形県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置基準が定められている。

山居倉庫の指定地は、条例第2条第1項第2号により第1種特別規制地域に区分されているため、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することはできない。ただし、条例第9条に規定する広告物に該当する場合は、この限りではない。

表2-9 指定地における法令による規制（許可申請・届出等）

主たる法令	対象区域	内容
文化財保護法	指定地	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。
景観法	市全域	「酒田市景観計画」「酒田市景観条例」により、下記地域で以下の行為を行う場合は、あらかじめ市長に届出が必要。 「山居倉庫周辺地区」は景観形成重点地域に指定されており、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。
	景観計画区 域内 (市全域、 景観形成重 点地域を除 く)	<p>建築物</p> <p>①高さ 13 m又は建築面積 1,000m²を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 ②高さ 13m 又は建築面積 1,000m²を超える建築物の外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの</p> <p>工作物</p> <p>①高さ 13 m又は築造面積 1,000m²を超える工作物の新設、増築、改築又は移転(ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く) ②高さ 13m 又は築造面積 1,000m²を超える工作物の外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの (ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更を除く) ③高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転 ④高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの</p> <p>開発行為又は土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>①面積 3,000 m²を超えるもの ②法面又は擁壁で高さ 5 m又は幅 30 mを超えるもの</p> <p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p> <p>① 30 日を超えて継続する高さ 5 m又は面積 1,000 m²を超えるもの</p>
	景観形成重 点地域内 (山居倉庫 周辺地区)	<p>建築物</p> <p>①建築物の新築、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づき建築確認申請が必要なもの ②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの</p> <p>工作物</p> <p>①工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第 88 条の規定に基づき建築確認申請が必要なもの又は高さ 6 m若しくは築造面積 300 m²を超えるもの（電気供給又は電気通信のための工作物においては、高さ 20 mを超えるものに限る） ②工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの</p> <p>開発行為又は土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>①面積 1,000 m²を超えるもの ②法面又は擁壁で高さ 2 m又は幅 10 mを超えるもの</p> <p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p> <p>① 30 日を超えて継続する高さ 2 m又は面積 500 m²を超えるもの</p>
国土利用計 画法 公有地の拡 大の推進に 関する法律	市全域	市内で 1,000m ² 以上の土地の売買等を行うときは、取引の当事者（売買の場合は原則として買主）は、「酒田市土地利用対策要綱」により、3 週間前までに市長への届出が必要。
	市全域	市内で次のいずれかに該当する土地の売買等を行うときは、土地の所有者（売買の場合は売主）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、契約を結ぶ 3 週間前までに市長への届出が必要。
		<p>①都市計画施設の区域内に所在する土地又は、各法で決定又は指定された道路・公園・河川等の区域内に所在する土地で 200m²以上の土地 ②一定面積以上の土地 (市街化区域：5,000m²以上) (八幡都市計画区域：10,000m²以上)</p>

主たる法令	対象区域	内容
国土利用計画法 公有地の拡大の推進に関する法律	市全域	市内で次の土地の売買等を行ったときは、土地の権利取得者（売買の場合は買主）は、「国土利用計画法」により、契約をした日から2週間以内に市長への届出が必要。 ・一定面積以上の土地 (市街化区域：2,000m ² 以上) (市街化調整区域及び八幡都市計画区域：5,000m ² 以上) (都市計画区域外：10,000m ² 以上)
都市計画法 建築基準法	指定地及び周辺地域 (河川区域を除く)	都市計画区域 市街化区域 ①1,000m ² 以上の規模の開発行為を行おうとする者は、原則として酒田市長から開発許可を受けなければならない。 ②建築物を新築や増改築移転（防火地域及び準防火地域外において増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものを除く）をしようとする者は、特定行政庁又は指定確認検査機関に申請して建築確認を受けなければならない。 指定地及び周辺地域 は下記の区分で用途地域が定められており、用途の制限に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。 三居稻荷神社境内を除く指定範囲：準工業地域（建ぺい率：60%／容積率200%） 三居稻荷神社境内及び隣接地：商業地域（建ぺい率：80%／容積率400%） 新井田川対岸（右岸）：商業地域（建ぺい率：80%／容積率400%）
	指定地 (河川区域及び三居稻荷神社境内を除く)	特別用途地区 大規模集客施設制限地区 「酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例」に基づき、特別用途地区内において、原則として同条例別表に掲げる「大規模集客施設」を建築してはならない。 ※条例が施行された時点において、条例（特別用途地区）の制限に適合しなくなった建築物（既存不適格建築）は不適合のまま存続することができる。また、増築及び改築については、諸条件に該当する場合は実施可能。
	新井田川対岸（右岸）	準防火地域 3階建て以上又は延べ床面積が500m ² を越える建物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 2階建てまでの木造の場合は、外壁や軒裏など延焼のおそれのある部分は防火基準に適合する建材や構造にしなければならない。
河川法	新井田川	次の場合には、河川法により、河川管理者（山形県知事）に申請し、許可を受ける必要がある。 ①河川区域内の土地を占用する場合 ②河川区域内で工作物の新築・改築・除却をする場合 ③河川区域内で土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合 ④河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築をする場合
港湾法	新井田川対岸（右岸）	臨港地区 臨港地区内で敷地面積が5,000m ² 以上又は床面積の合計が2,500m ² 以上の工場又は事業場を新設又は増築するとき等には、港湾管理者（山形県知事）へ届出が必要。 漁港区 「山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により漁港区に分区。分区の目的にあわない構築物（規制構築物）の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることを禁止している。ただし、公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、特例許可により建設等が可能。 港湾施設の使用 航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用（通常使用、目的外使用、占用）する場合には、各申請書の提出が必要。
屋外広告物法	山形県全域	「山形県屋外広告物条例」により、屋外広告物の設置基準を地域の用途に合せ5つの規制地域に分類しており、屋外広告物を設置しようとする場合は、それぞれの規制地域の基準に合わせる必要がある。
	指定地	第1種特別規制地域 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。 (ただし、条例第9条に規定する広告物に該当する場合は、この限りではない。)

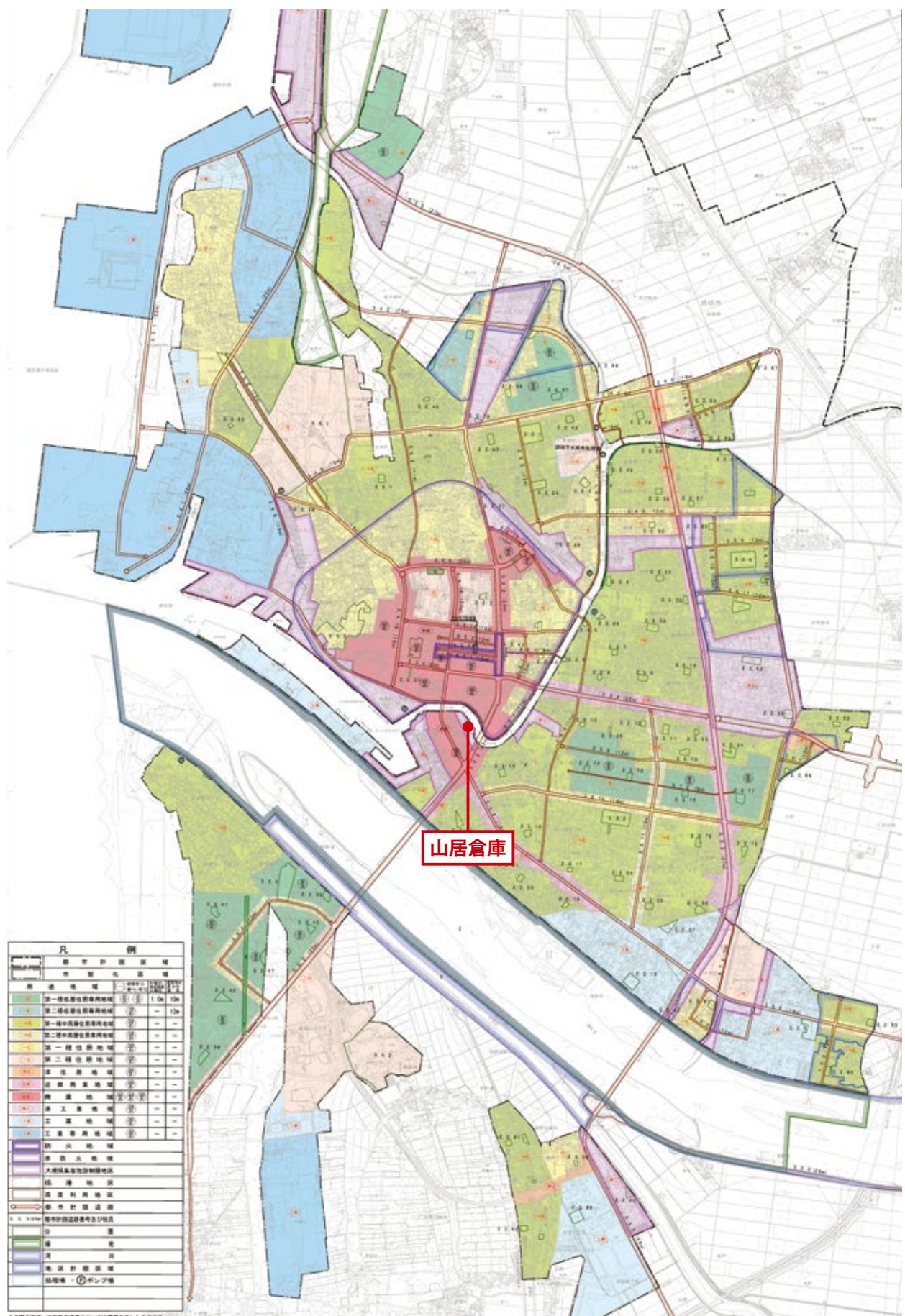


図2-9 酒田都市計画図（抜粋）

第3章 史跡の概要および現状と課題

1. 史跡指定の状況

(1) 指定説明文とその範囲

【指定名称】	山居倉庫
【指定年月日】	令和3年3月26日（文部科学省告示第44号）
【所在地】	山形県酒田市山居町一丁目3番外
【指定種別】	史跡
【指定基準】	六. 交通・通信施設、治山・治水施設、 生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
【指定面積】	22,454.72m ²
【管理団体】	酒田市

【解説文】

山居倉庫は、明治26年（1893）株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として建設された、庄内米を保管・取引した大規模な施設であり、山形県酒田市の市街地南東部、最上川の河口に隣接する新井田川左岸に所在する。酒田は日本海に臨んだ最上川河口部に形成された中世以来の湊町であり、舟運による物資流通の拠点として栄え、江戸時代には庄内藩の米蔵も置かれるなど、庄内米の一大集散地であった。

米穀の取引を行っていた江戸時代の会所（取引所）は、明治維新直後に一旦禁止されたが、直ぐに再開され全国各地に取引所が置かれ、米穀商品の全国市場が形成されていった。江戸時代より米の産地であった庄内地方においても、民間資本による米倉庫業と米取引が営まれるようになる一方で、藩政期には年貢米収納に際して行われていた厳格な米穀品質管理が不徹底となり、粗悪米の流通によって低下した米の品質向上が課題となっていた。明治19年には株式会社酒田米商会所が酒田の地に開業し、本間蔵（新井田倉庫）等を保管倉庫として、米の売買と入庫米の品質管理を行うようになったが、同26年に取引所法が制定され、先物取引とそれに伴う受渡米保管のための倉庫業が認められたことを受け、酒田米商会所が株式会社酒田米穀取引所に改組され、付属倉庫として山居倉庫が建設されることとなった。倉庫の建設地は、酒田市街地の南東部、最上川と新井田川に挟まれた中洲（通称、山居島）で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。

建築に際しては、川の左岸沿いに南北に細長く2万平方メートルを3.6メートル盛土し、周囲を石垣で固め、倉庫の礎石や柱位置に松丸太杭を打ち込む基礎工事を行った上で、同26年に敷地北側に倉庫7棟（2～7号の6棟、及び5・6棟の間にあった1棟）、同27年には敷地南側に倉庫4棟（8～10号、13号）、さらに同28年には倉庫2棟（1・11号）、同30年に北西にやや離れた敷地に大型倉庫他2棟、大正5年に倉庫1棟（12号）が、順次建築された。これらの倉庫群の北・西・南側には防風と遮熱のためケヤキが植えられたほか、川沿いに事務所棟、板倉等の施設、荷揚げ場が設けられ、倉庫の西側には三居稻荷神社が勧請された。

山居倉庫では銘柄・等級に審査合格した入庫米（乙種預米）に対して入庫伝票（切符）を交付し、流通した伝票は

昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号
(国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国都府跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡



図 3-1 山居倉庫 史跡指定範囲

仲買人により 10 石単位で倉荷証券(米券)にまとめられる仕組みであった。倉荷証券はいつでも時価で売買されるのみならず、銀行の担保としても流通した。大正 4 年には山居倉庫は日本銀行の指定倉庫となり、倉荷証券を担保に日銀に融資を申し込むことも可能であった。

山居倉庫が発行した倉荷証券は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であった。その理由は江戸時代以来の伝統的米穀保管倉庫の技術をもとにした倉庫建築と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法等の改善であった。こうして「黒縄の山居米」で知られる山居倉庫は全国的知名度を有するようになり、さらに産米改良と、土地改良による収穫量増加に対応して、山居倉庫を本庫として陸羽西線、羽越本線沿いに支庫を建設して拡大展開していった。

しかし、昭和 14 年に米穀配給統制法が制定され、米穀の統制流通が本格化したことに伴い、山居倉庫は産業組合が主体となって大正時代以降に発展してきた農業倉庫と合体・転換を図り、財団法人北斗会を設立して、山形県購買組合連合会に倉庫・土地を貸与、経営も移管、ここに山居倉庫の米券倉庫としての歴史は終焉した。その後経営主体には変遷があるが、現在、全国農業協同組合連合会山形県本部 (JA 全農山形) が経営する農業倉庫として 2 ~ 10 号棟が現役利用され、1 号棟は庄内米歴史資料館、11・12 号棟は酒田市観光物産館として使用され、多くの見学者が訪れる場となっている。

酒田市では、平成 14 年度に 11・12 号棟の建物調査、平成 30 年から令和元年度に資料収集、測量、建物、発掘調査を行い、山居倉庫の文化財調査を実施した。現存する倉庫は明治 26 年～大正 5 年までに建築された 12 棟で、新井田川に東面して配置されている。5 号と 6 号との間には元々倉庫があったが、大正時代に三居稻荷神社の参道整備に伴い撤去され空閑地となっている。11 号と 12 号との間はやや広く空いている。1 ~ 10 号、及び 11 ~ 12 号倉庫東側正面は蔵前に接続している。

各倉庫は 12 号棟が他に比べ平面積が若干大きいのを除けば、基本的に同じ平面・構造であり、切妻造妻入の形式の土蔵造、屋根は置屋形式の桟瓦葺、平面形式は梁行(間口)が 7 間半 (13.6m) に、桁行(奥行) 16 間 (29.1m)、面積 120 坪である。梁行は 3 等分にされ、2 間半の柱間に米俵 10 俵を収納できるようになっている。床組は現状モルタル仕上げだが、当初は防湿のためにタタキ仕上げで、土間の上に粗殻を 1 尺の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、筵を敷いていた。開口部は正面(東側切妻)中央 1 か所、側面 3 か所、また 1 部に天窓を設けたようであるが、窓及び天窓装置は戦後の低温保管化に際して廃されている。壁面は土壁の漆喰仕上げである。屋根が二重屋根の置屋根であるのは、漆喰仕上げの倉庫本体との間に空気層を設ける断熱

山居倉庫	名称	所在地	地域	文部科学大臣 萩生田 光一
山形県酒田市	参考図のとおり。 参考図の詳細は山形県文化財担当部局及び酒田市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。			

令和 3 年 (2021) 3 月 26 日 金曜日
官報 (号外第 70 号)

※「参考図」は本計画の図 3-1 参照

山居倉庫	名称	上欄	文化庁長官 都倉 俊一
令和 3 年 文部科学省告示第四十四号	指 定 告 示		
酒田市 (山形県)	地方公共団体名	下欄	

令和 3 年 (2021) 6 月 22 日 火曜日
官報 (第 518 号)

○文部科学省告示第四十四号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

○文化庁告示第五十九号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第百三十条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

の工夫である。これら倉庫群は後代の改変もあるが、建築当初の形態をよく留めているものと評価できる。

事務所棟は客間、和室、休憩室、事務室等の複数の建物が接続したもので、山居倉庫創業時に現在の休憩室にあたる場所が作られ、その後大正・昭和期まで増築・改造を加えつつ使用されてきたものである。東宮殿下行啓記念研究室は大正14年、東宮（後の昭和天皇）の山居倉庫行啓を記念して昭和元年に建てられた米穀貯蔵の研究施設で、その後昭和戦前期に大規模な改築がなされ、現在は米穀保管室として使用されている。このほか、敷地西端の石垣部分の発掘調査では、現在積まれている練積石垣の下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる空積石垣がみつかり、また、石垣下層面から現存倉庫基底部までの比高が約3.4メートルを測り、記録にある盛土高とほぼ一致することが確認されている。

このように、山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期にまで酒田米穀取引所の付属倉庫として機能した大規模な施設であり、明治時代以来、戦中戦後を経て米穀管理倉庫として今日まで存続している全国的にも希有な事例である。しかも、明治26年創建時の倉庫6棟を含む大正5年までに建築された12棟をはじめ、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稻荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等、創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから、史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

※「月刊文化財2月号（689号）」、令和3年（2021）2月文化庁より転載

2. 史跡の概要

（1）山居倉庫の本質的価値

国指定史跡山居倉庫は、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続けている。加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る全国的にも貴重な存在である。

我が国における近代化の過程の中で誕生した山居倉庫には、二つの本質的価値と、本質的価値を継承する価値があり、それについて詳述する。

本質的価値1

・庄内地域の米作の歴史における価値

庄内の米作は、江戸時代初頭に始まる大規模な灌漑工事によって各地に新田が誕生し、飛躍的に作付面積が増加している。そしてこの段階で既に全国的な米産地として知られており、上方などに多くの米が移送されていた。江戸時代後半には、地主層による土地集積が進み地主・小作制が進展していった。明治時代になると小作料を米で受け取る地主層を中心に、さらなる収量の増加を企図した乾田化及び牛馬耕の導入、耕地整理が大規模に進められ、明治中期以降には収量と移出米が江戸時代に比べ大幅に增加了。

また、庄内の農村では、明治以降も封建制社会の遺風が根強く残っていたが、このことにも山居倉庫の存在は大きく影響した。旧庄内藩主酒井氏と旧家臣らが酒田米穀取引所の運営に関わり、特に米の等級を決める検査員を士族層が取り仕切ることによって、山居倉庫の厳格な品質管理は維持されていた。倉庫群の西側に鎮座していた山居稻荷神社に、酒井氏の本邸から太郎稻荷と禎祥稻荷を遷座し、3つを合祀したものが現在の三居稻荷神社であり、これも山居倉庫と酒井家の結びつきを示す存在といえる。山居倉庫への入庫に際して等級審査が実施され、その結果が小作料にも反映されたため、庄内の農民たちは、高い品質の米を生産することが求められた。

以上のように、近代の庄内の米作において、山居倉庫は米の収量増と品質向上に大きな役割を果たしていた。山居

倉庫は庄内の農業史にとって欠くことのできない存在といえる。

本質的価値2

・我が国近現代の米穀流通の歴史にとっての価値

江戸時代には、社会の安定と米の生産量が増えたことに伴い、商業の中心地であり、かつ大消費地であった大坂に全国の産地から米が運ばれた。これらの米は長期保管のため建ち並んでいた各藩の蔵に保管された。そして享保年間には、大坂堂島米市場で行われていた帖合米取引が幕府によって公認されたが、これは世界的にも最初期の先物取引であり、江戸時代を通じて活発な米の取引が行われていた。

しかし、明治維新後、年貢物納が廃止となり、厳格な米の品質管理が行われなくなったことと新政府による米穀取引制度の混乱などにより、市場には粗悪米が多く流通することになった。庄内から移出されていた米も、江戸時代以来の市場における声価を失うことになった。

その後、明治中期頃にかけて国内の米穀取引に関する制度が整っていく。このような状況の中で、明治26年（1893）の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として、山居倉庫は建設されたのである。庄内では江戸時代以来、大規模な米蔵による保管が行われており、山居倉庫はその伝統を引き継ぐ存在といえる。米の自由取引が行われていた時代、米の価格は季節による変動が大きく、最も高くなる時期（夏季）まで高品質を維持し続けられることが重要であった。米価が最も高くなる時期に市場へ出すことで、大きな利益を得られるためである。この品質維持のために最も重要な存在が、米穀を保管するための倉庫である。

建築の特徴に目を向けると、各建物群は後世の改変も一部に見られるが、建築当初の形態をよく留めている。土蔵造の置屋根形式の倉庫建物は、保管米の品質維持に特化したものであり、また周囲を囲むように植えられたケヤキもその役割を担っていた。さらに板倉や事務所施設、研究棟、荷揚げ場といった諸施設も、米穀保管のためには不可欠な存在である。

山居倉庫では、預米に対し米券を発行したことから、米券倉庫とも称されていた。米券とは、入庫米に対して倉庫側が発行した預米証券（倉荷証券）のことをいう。山居倉庫の米券は、全国各地に存在した米券倉庫の中でも、最も有名であり、かつ高い信用を得ていた。大正年間に山居倉庫が日本銀行の指定倉庫となったことがそれを裏付けている。大正期から昭和初期には、庄内では収量の増加とそれに伴う移出米の増加に対応するため、各地に山居倉庫の支庫も建設され、自由取引時代の全盛期を迎えることとなる。

しかし、昭和期に入ると、米は商品として自由に取引されるものから、大陸への進出などに伴う軍需物資・国民生活の必需品として国家により生産流通が管理・統制されるものへと大きく変化したのである。山居倉庫も、この近代日本が直面した歴史的転換期に米券倉庫としての役割を終えることになる。

以上のような米穀流通の歴史的経緯の中で、山居倉庫は我が国を代表する米券倉庫であった。また、倉庫などの建物群やケヤキ並木など米券倉庫時代の姿も良好に残っており、これらは日本の近代化の歴史において大きな価値を有している。

本質的価値を継承する価値

・戦後庄内農業に与えた影響とその価値

戦後の山居倉庫は、米券倉庫時代に培われた収量・品質向上のための施設と技術を受け継ぎ、さらなる品質の維持向上に資する場所となった。その過程で、明治期に建築された建物群は新たな設備が加えられながら使い続けられており、現在の庄内が全国有数の良質米産地として知られるようになったことに大きな役割を担っていた。その後、昭和50年代になると農業の機械化・大規模化により収穫した米の保管の中心はカントリーエレベーターや大規模倉庫へと移っていき、山居倉庫の米穀保管倉庫としての役割は相対的に小さくなっていたが、庄内米と米作の歴史にとっ

ては、最も象徴的な場所といえる。戦後における山居倉庫は、その本質的価値を継承する存在として位置付けることができる。

・山居倉庫が持つ価値の多様性

山居倉庫は、平成期以降には、酒田市内で最も多くの観光客が訪れる場所にもなっている。ドラマや映画のロケ地になったことやケヤキ並木と倉庫群を写した写真・映像が巷間に広まり、現在の酒田を代表する場所となった。現在は、明治期から続く米穀保管倉庫としての存在と多くの人々が訪れる観光地としての姿が重なり合っている。これは、戦後の山居倉庫が生み出した本質的価値を継承する価値の一つであり、価値の多様性を示している。創建当時以来の景観が良好に残っていることが、この価値の多様性にとって最も重要な要素となっている。

(2) 山居倉庫の構成要素

・構成要素の定義

山居倉庫は、米穀の舟運に関する運搬及び周辺の自然景観、山居倉庫創建時に行われた土地造成の遺構、米穀保管倉庫の運営に関わる建造物・工作物、保管された米穀を強風・日射から保護するための樹木など、様々な要素によって構成されている。

これら山居倉庫の指定地及び周辺地域にあって歴史的景観を構成するもの、史跡の文化財価値・歴史的景観を理解するためのもの、また、理解を深めるためのもの、文化財の保護・維持・活用に際して付加・整備された諸施設・設備などについては、山居倉庫の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

・構成要素の分類

山居倉庫の構成要素は、大きく以下の5点に分類した。

- 【指定地内】 ① 本質的価値を構成する諸要素
- ② 本質的価値を継承する諸要素
- ③ 本質的価値以外の諸要素
- ④ 付加・整備された諸要素

- 【指定地外】 ⑤ 周辺環境を構成する諸要素

① 本質的価値を構成する諸要素

史跡山居倉庫の本質的価値を理解・享受するために必要不可欠な諸要素を「本質的価値を構成する諸要素」と位置づけ、文化財として厳密な保存管理を行う。

「本質的価値を構成する諸要素」は、山居倉庫の構成要素の中で、昭和14年（1939）の「米穀配給統制法」の公布（米券倉庫としての終焉）以前に成立し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ・敷地や土地造成の歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫としての歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫の運営に欠かせないもの
- ・指定地の歴史的景観の変遷を示すもの

本質的価値の象徴的な部分は、保管された米穀を災害・犯罪から守るとともに、品質低下を防ぐために行われた敷地の選択・造成、様々な建築技術や環境整備にあるといえ、具体的には、山居倉庫創建以来の敷地、創建時に行われた敷地造成の遺構、米穀保管倉庫及び運営に欠かせない諸施設、創建以降の敷地変遷を示す工作物、米穀を保管する倉庫群を強風・日射から保護するための樹木、事務所等の諸施設と一体で整備された庭園、米穀を山居倉庫へ運搬した舟運の歴史をあらわす新井田川の河川・護岸などがあげられる。

② 本質的価値を継承する諸要素

戦後、庄内地方が全国有数の良質米産地となり、山居倉庫は米券倉庫時代の施設・技術を受け継ぎ、庄内米を高い品質で維持・保管するための倉庫として現在まで存続し続けてきた。これにより、山居倉庫は明治時代以来の庄内米と米作を象徴する場所という新たな価値を持つようになった。

このため、昭和14年（1939）の「米穀配給統制法」の公布（米券倉庫としての終焉）以後の歴史的景観の変遷を示す諸要素については、「本質的価値を継承する諸要素」と位置づけ、山居倉庫の文化財価値の理解を深めるための諸要素として保存管理を行う。

③ 本質的価値以外の諸要素

本質的価値に関わらない諸要素で、山居倉庫の本質的価値の理解を補完する諸要素、現在の山居倉庫の景観を構成する諸要素を「本質的価値以外の諸要素」と位置づける。具体的には、旧木橋の意匠を参考にした山居橋、最上川舟運の物資輸送を担った小鵜飼船（復元）及び覆屋、指定地の自然環境を構成する実生木などがあげられる。

④ 付加・整備された諸要素

指定地内に所在する諸要素のうち、山居倉庫の保護・維持・活用等に関連して後世に付加・整備された諸要素を「付加・整備された諸要素」と位置づける。具体的には、来訪者の利便性や安全性を確保するために整備された舗装・工作物・設備類、観光等の活用事業に向けて設置された建造物・サイン・便益施設、防災設備等があげられる。

⑤ 周辺環境を構成する諸要素

指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素、又は史跡の活用において改善・整備が想定される諸要素を「周辺環境を構成する諸要素」と位置づける。

表3-1 構成要素一覧表

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	大分類	小分類	No.	大項目	小項目
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形	1	土地		本質的価値を構成する諸要素	東宮殿下行啓記念研究室	23	本質的価値を構成する諸要素	東宮殿下行啓記念研究室
		2		地下遺構		24	板倉		
	三居稻荷神社	3	境内（土地）			25	赤場		
		4		参道		26	三居稻荷神社	鳥居	
		5	西面石垣	北側（空積）		27		社標	
		6		南側（練積）		28		燈籠1	
	建造物	7	倉庫群 ※下屋部分 を含む	1号棟		29		燈籠2	
		8		2号棟		30		燈籠3	
		9		3号棟		31		玉垣	
		10		4号棟		32		西面石段	
		11		5号棟		33	事務所棟	庭板塀	
		12		6号棟		34	敷地境界	柵（敷地北端）	
		13		7号棟		35	ケヤキ並木	ケヤキ	
		14		8号棟		36	三居稻荷神社	境内樹木（マツ類）	
		15		9号棟		37	事務所棟	和室南庭園	
		16		10号棟		38		和室東中庭	
		17		11号棟		39		裏庭	
		18		12号棟		40	新井田川		
		19		倉庫・荷揚場間渡り廊下跡		41	新井田川護岸	法面石垣	
		20	三居稻荷神社	社殿（本殿・拝殿）		42		護岸根固め・松杭	
		21	事務所棟			43	荷揚場	北側	
		22	事務所棟 - 倉庫渡り廊下			44		南側	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
本質的価値を継承する諸要素	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝
		46	敷地境界	土留壁(西面・三居稻荷神社三方)
	建造物	47	三居稻荷神社	手水舎
	工作物	48	三居稻荷神社	北面石段
		49		幟立て
		50	藤棚 (事務所棟西面)	
	庭園・樹木	51	ケヤキ並木	切株
		52	個別樹木	イチョウ(5号棟-6号棟間)

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
本質的価値を継承する諸要素	河川・護岸	53		フジ・マツ類(事務所棟西面)
		54		スギ(事務所棟西面)
		55		アオギリ(研究室西面)
		56		マツ類(板倉西面)
		57	緑地公園	樹木(マツ類)
		58	新井田川護岸	法面石垣(モルタル補修済)
		59	看板・サイン	倉庫番号看板

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
以外の本質的価値	建造物	60	山居橋	
		61	小鵜飼船覆屋	
	工作物	62	小鵜飼船	
	庭園・樹木	63	実生木	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
付加・整備された諸要素	土地・地形	64	舗装	
		65	観光駐車場	
		66	遊歩道(石畳)	
		67	12号棟脇石張り舗装	
		68	緑地公園	遊歩道
	建造物	69	みどりの里山居館	
		70	駐輪場・喫煙所	
		71	公衆便所	
	工作物	72	新井田川手摺	木製
		73		鋼製
		74	敷地境界	フェンス
		75	百葉箱	
	庭園・樹木	76	緑地公園	
		77	生垣	西面石垣上
		78		東面護岸上
	看板・サイン	79	看板・サイン	施設看板
		80		解説板
		81		保存樹表示板
		82		誘導看板
		83		観光マップ・観光案内
		84		デジタルサイネージ
		85		顔出しパネル

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
付加・整備された諸要素	便益施設	86		注意喚起板
		87		危険物標識
		88		街区表示板
		89		埋設標識(ケーブル埋設・敷地境界杭等)
	電気・照明設備	90	自動販売機	
		91	12号棟脇手摺・車止め	
		92	車止め	1号棟脇
		93		12号棟脇
		94	オープンテラス	デッキ
		95		テーブル・ベンチ
		96	ベンチ	石造
		97		木造
	機械設備	98	緑地公園	ベンチ(樹脂製)
	燃料	99	電気・照明器具	街灯(山居橋袂)
		100		夜間照明・ライトアップ用照明
		101		制御盤
	防災設備等	102	屋外機械類	クーリングタワー
		103		空調室外機
	電気・照明設備	104	燃料置場	プロパンガスボンベ
		105		灯油タンク
	構成する諸要素	106	消火栓・水道管	
		107		消火器具置場

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
構成する諸要素	河川・護岸	108	新井田川手摺	木製
		109	新井田川護岸	法面石垣
		110		護岸根固め・松杭
		111		石段

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
構成する諸要素	便益施設	112		右岸護岸
		113	看板・サイン	道路誘導標識
		114	電気・照明設備	バス停
		115		電気・照明器具
	電気・照明設備			引込柱

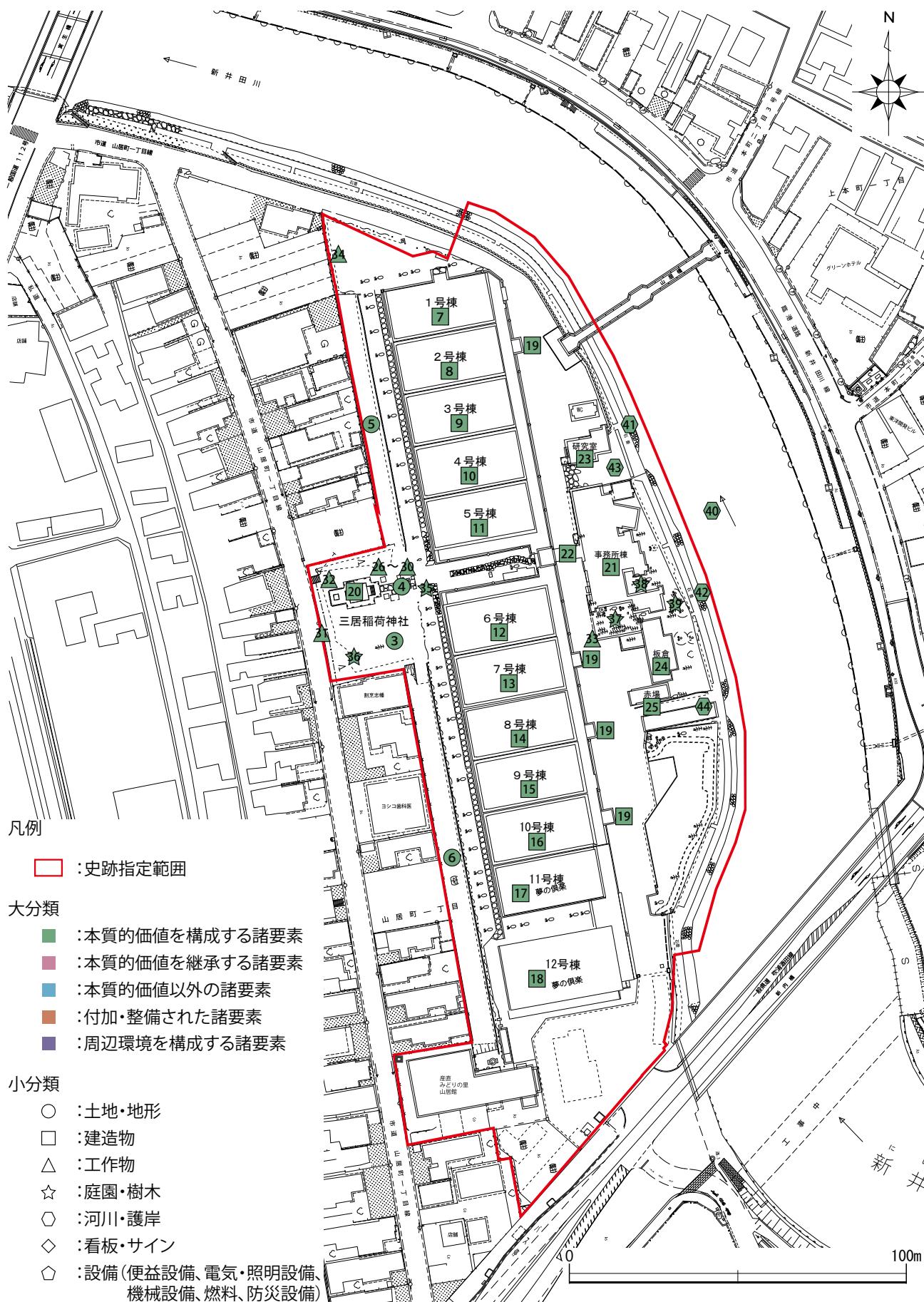


図3-2 本質的価値を構成する諸要素 位置図

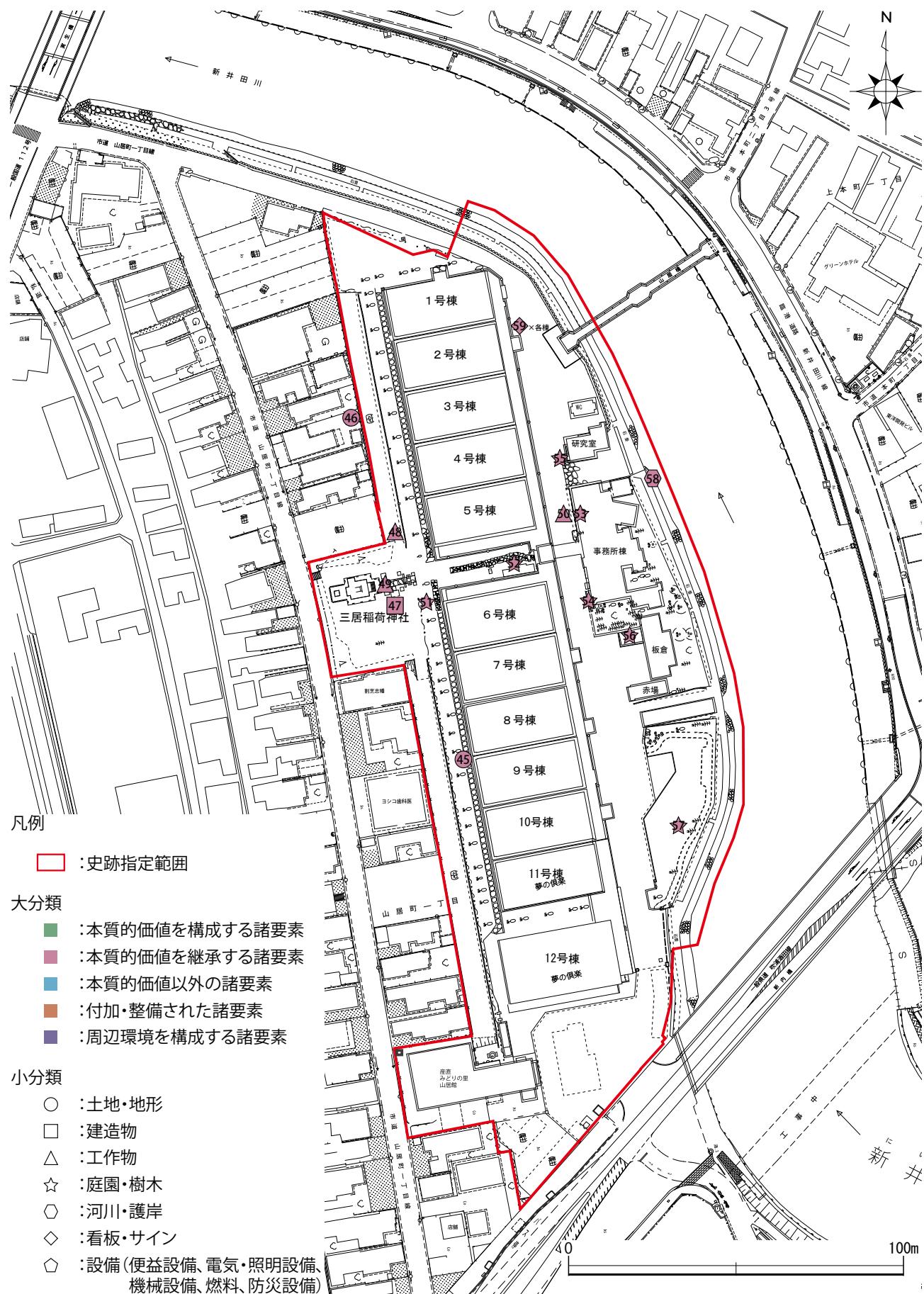


図 3-3 本質的価値を継承する諸要素 位置図

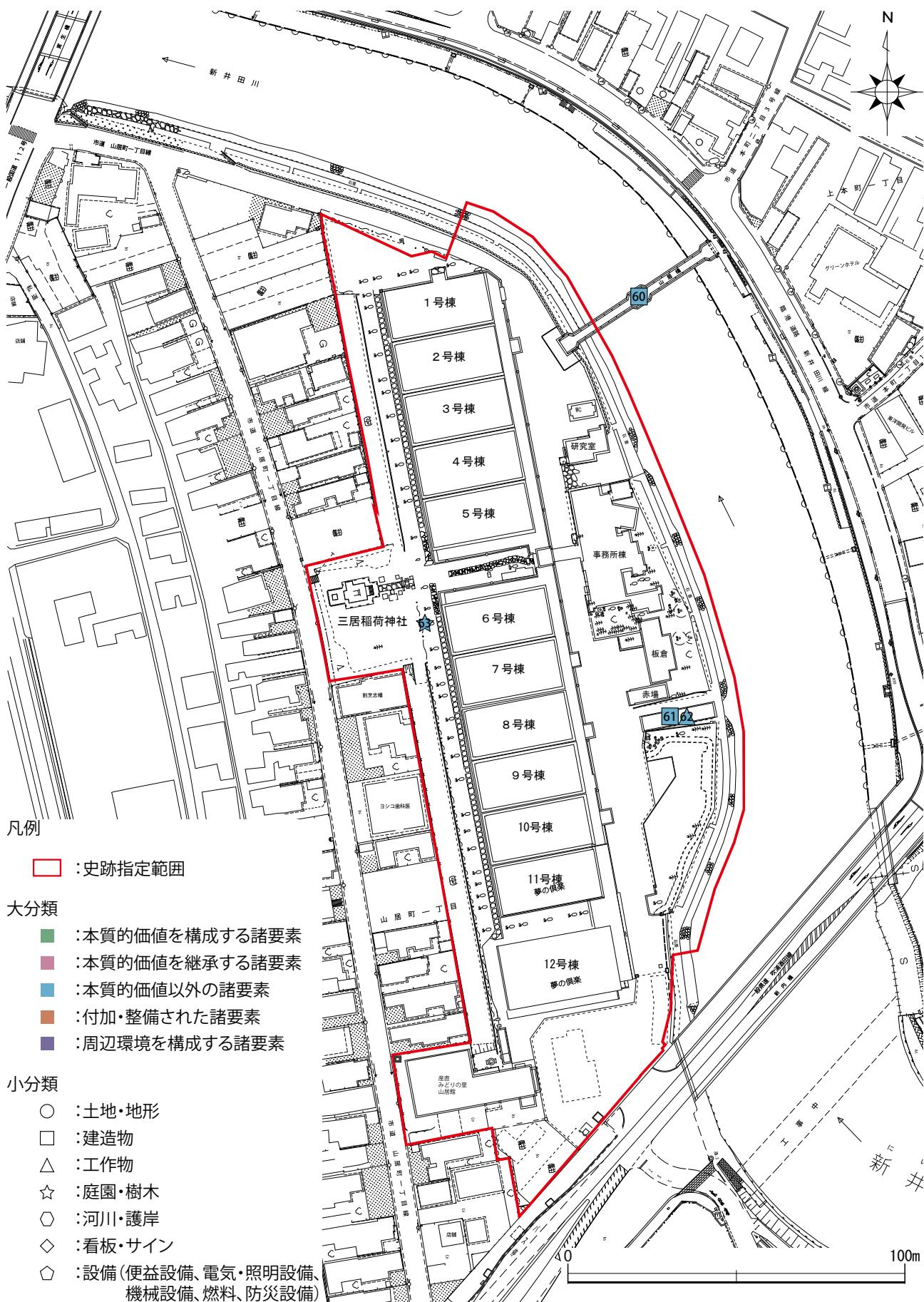
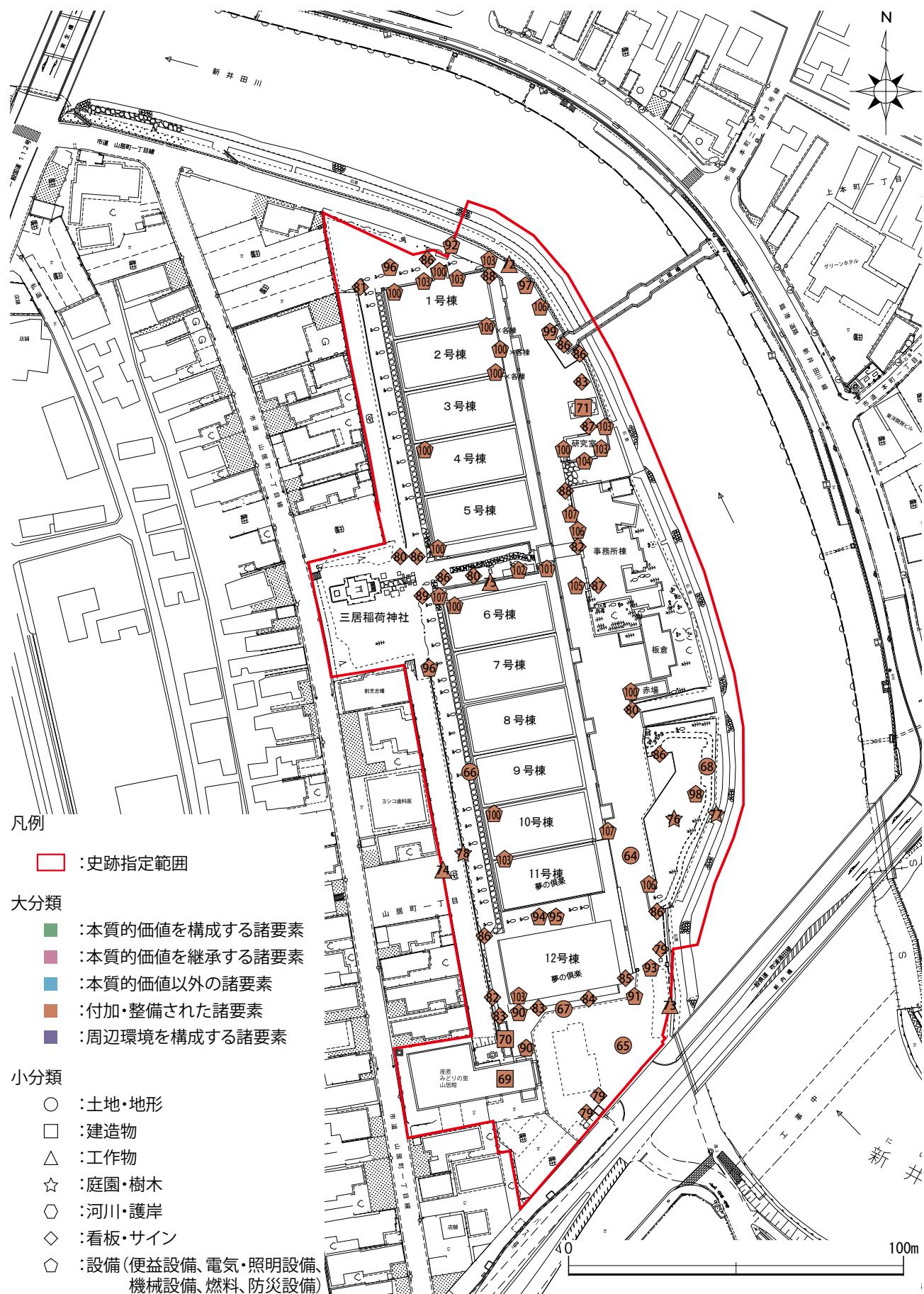


図 3-4 本質的価値以外の諸要素 位置図



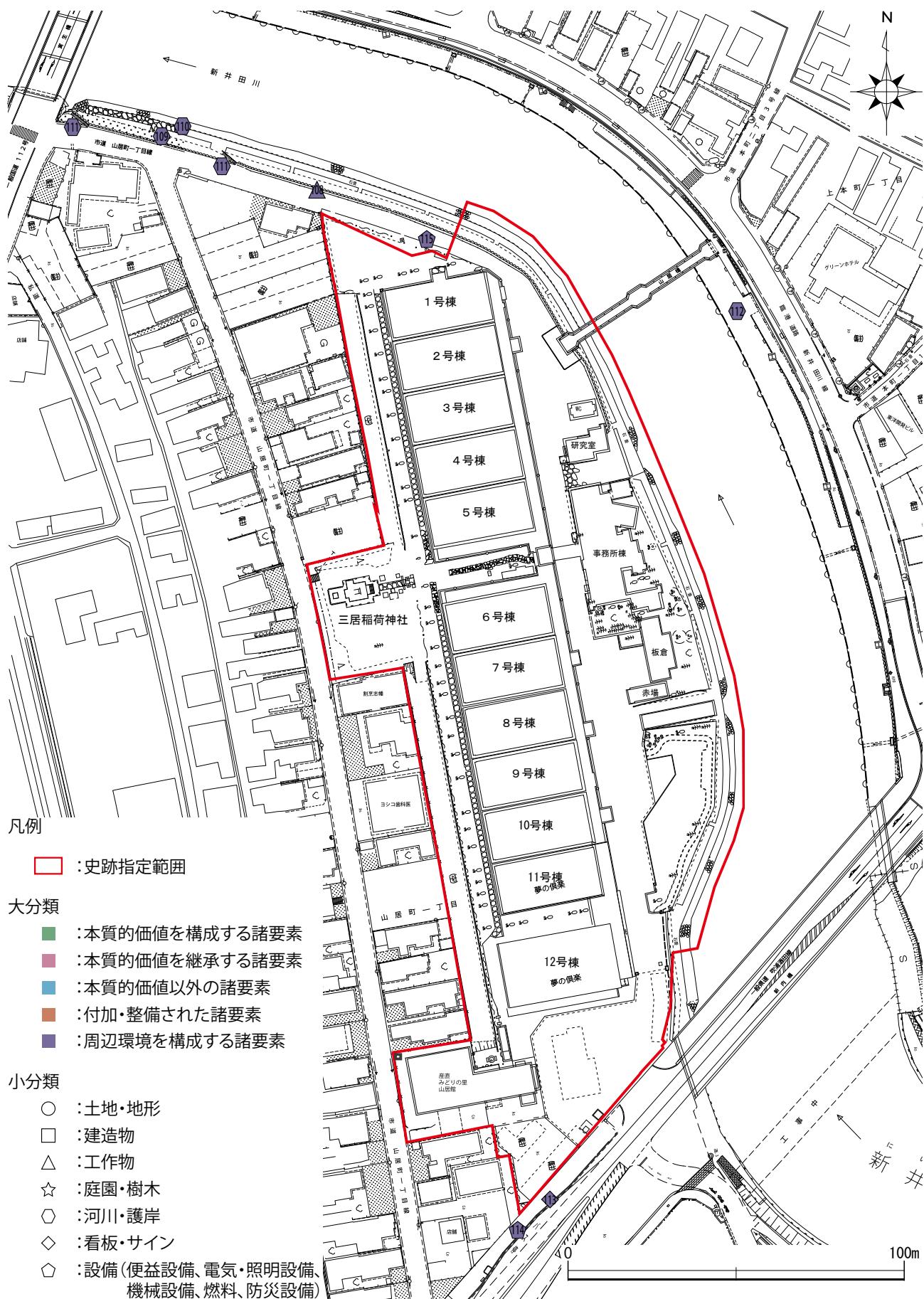


図 3-6 周辺環境を構成する諸要素 位置図

(3) 土地所有（公有化）の状況

① 所有者別

史跡指定時（令和3年（2021）3月）における土地所有の状況は表3-2のとおりである。

指定後、酒田市は山居倉庫の公有化に着手し、令和6年（2024）1月に庄内倉庫株式会社及び全国農業協同組合連合会が所有した土地の所有権移転登記手続きを完了した。この結果、史跡指定地の86.8%が官有地となり、このうち75.3%が酒田市の所有、7.1%は河川（二級河川：新井田川）、4.4%は同河川管理に係る県有地となっている。上記以外の13.2%は民有地で、庄内みどり農業協同組合が8.8%、宗教法人三居稻荷神社が4.4%の土地を所有する。

令和6年（2024）2月時点における指定地の所有者別による所有区分は表3-3のとおりである（地番毎の内訳は表3-5参照）。

② 登記地目別

登記上の地目は92.6%が宅地である。このほかに原野が0.3%、河川が7.1%ある。指定地の登記地目区分は表3-4のとおりである（地番毎の内訳は表3-5参照）。

表3-2 指定地の所有者区分（指定時）

（令和3年（2021）3月現在）

所有者	地目	面積（m ² ）	割合（%）
庄内みどり農業協同組合	宅地	1,984.77	8.8
全国農業協同組合連合会	宅地	6,773.98	30.2
庄内倉庫株式会社	原野	59.00	0.3
	宅地	7,957.70	35.4
宗教法人 三居稻荷神社	宅地	991.72	4.4
河川管理者 山形県知事	宅地	981.22	4.4
	河川	1,590.62	7.1
酒田市長	宅地	2115.71	9.4
合計		22,454.72	100.0

表3-4 指定地の登記地目区分

地目	面積（m ² ）	割合（%）
宅地	20,805.10	92.6
原野	59.00	0.3
河川	1,590.62	7.1
合計	22,454.72	100.0

表3-3 指定地の所有者区分（現在）

（令和6年（2024）2月現在）

所有者	地目	面積（m ² ）	割合（%）
庄内みどり農業協同組合	宅地	1,984.77	8.8
宗教法人 三居稻荷神社	宅地	991.72	4.4
河川管理者 山形県知事	宅地	981.22	4.4
	河川	1,590.62	7.1
酒田市長	宅地	16,847.39	75.0
	原野	59.00	0.3
合計		22,454.72	100.0

表 3-5 土地所有者と面積

(令和6年(2024)2月現在)

No.	地番	面積 (m ²)	地目	所有者名	備考
1	酒田市山居町一丁目 3番	1,724.62	宅地	庄内みどり農業協同組合	
2	酒田市山居町一丁目 5番 1	6.01	宅地	庄内みどり農業協同組合	
3	酒田市山居町一丁目 6番 5	90.59	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
4	酒田市山居町一丁目 6番 7	378.11	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
5	酒田市山居町一丁目 6番 8	59.00	原野	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
6	酒田市山居町一丁目 6番 31	2,115.71	宅地	酒田市長	
7	酒田市山居町一丁目 9番 9	272.12	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
8	酒田市山居町一丁目 10番 9	5,953.21	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
9	酒田市山居町一丁目 10番 10	6,344.39	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
10	酒田市山居町一丁目 10番 26	214.54	宅地	庄内みどり農業協同組合	
11	酒田市山居町一丁目 10番 83	198.34	宅地	宗教法人三居稻荷神社	
12	酒田市山居町一丁目 10番 90	108.74	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
13	酒田市山居町一丁目 10番 98	41.12	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
14	酒田市山居町一丁目 14番 1	783.47	宅地	宗教法人三居稻荷神社	
15	酒田市山居町一丁目 14番 19	733.28	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
16	酒田市山居町一丁目 14番 33	23.30	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
17	酒田市山居町一丁目 21番 3	99.17	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
18	酒田市山居町一丁目 21番 13	105.78	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
19	酒田市山居町一丁目 21番 14	99.17	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
20	酒田市山居町一丁目 21番 15	115.70	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
21	酒田市山居町一丁目 21番 16	109.09	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
22	酒田市山居町一丁目 21番 17	9.91	宅地	宗教法人三居稻荷神社	
23	酒田市山居町一丁目 64番 2	27.63	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
24	酒田市山居町一丁目 64番 3	33.05	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
25	酒田市山居町一丁目 64番 7	9.71	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
26	酒田市山居町一丁目 64番 10	9.27	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
27	酒田市山居町一丁目 64番 11	0.19	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
28	酒田市山居町一丁目 64番 12	3.94	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
29	酒田市山居町一丁目 64番 13	11.20	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
30	酒田市山居町一丁目 64番 14	172.73	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
31	酒田市山居町一丁目 70番	181.32	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
32	酒田市山居町一丁目 71番 1	13.91	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
33	酒田市山居町一丁目 71番 3	477.13	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
34	酒田市山居町一丁目 72番 1	261.88	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
35	酒田市山居町一丁目 72番 2	33.87	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
36	酒田市山居町一丁目 72番 3	3.30	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
37	酒田市山居町一丁目 136番	39.60	宅地	庄内みどり農業協同組合	
38	酒田市山居町一丁目 70番先別図①	115.5	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
39	酒田市山居町一丁目 70番先別図②	9.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
40	酒田市山居町一丁目 70番先別図③	3.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
41	酒田市山居町一丁目 70番先別図④	781.5	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
42	酒田市山居町一丁目 70番先別図⑤	362.62	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
43	酒田市山居町一丁目 70番先別図⑥	319.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
合計		22,454.72			※所有者・占有者の代表者名は省略した。

(4) 史跡の保存に関する課題

史跡の保存に関する課題を表3-6、図3-7に示す。

山居倉庫の建設地は、最上川と新井田川に挟まれた中洲（通称、山居島）で、下ると最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。舟運を利用して米穀を山居倉庫へ運搬した歴史的背景に鑑みると、山居倉庫の文化財価値を保護し、その価値を維持向上しながら、後世へ継承するためには、指定地の保存管理に加え、周辺環境、特に新井田川一帯の景観を指定地と一体的な価値を有するものとして捉え、適切に保全することが求められる。

周辺環境の保全に関する課題を表3-7、図3-8に示す。なお、表中・図中の赤字の箇所は、保存活用計画において重点事項としたものを示す。

表3-6 史跡の保存に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形	1	土地		表土あらわしの範囲は表土流出による地形の変化に注意が必要である。
		2		地下遺構	史跡の整備に際して地下遺構に破損のないよう管理が求められる。
		3	三居稻荷神社	境内（土地）	土地造成の痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確な確認に至っていない。整備に伴う掘削においては、地下遺構の確認・記録が求められる。
		4		参道	縁石に若干の乱れは確認できるが、現時点で保存管理上の支障はないように見られる。
		5	西面石垣	北側（空積）	石積に乱れが生じてあり、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。
		6		南側（練積）	比較的安定した状態に見られるが、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。
	建造物	建造物共通事項			<p>活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。</p> <p>樋が設置されていない範囲を中心として、外壁に腐朽が見られ、修復が必要である。</p> <p>活用（建物用途）に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。</p>
		20	三居稻荷神社	社殿（本殿・拝殿）	本殿基壇の目地材が一部失われている。 拝殿、本殿ともに土台・柱・縁束の脚部付近に腐食が確認されるため、修復の検討を要する。
		21	事務所棟		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。
		23	東宮殿下行啓記念研究室		春から秋にかけて、新井田川護岸のツタが、事務所棟（金庫室）及び東宮殿下行啓記念研究室に繁茂する。建物の劣化部分（隙間・亀裂等）を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。
		24	板倉		車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮されていない。修復又は修景が求められる。
		25	赤場		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。
	工作物	27	三居稻荷神社	社標	周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見られる。防錆処理が求められる。
		28		灯籠	地震等による倒壊が懸念され、予防措置が求められる。
		29			
		30			

本質的価値を構成する諸要素	工作物	31	三居稻荷神社	玉垣	各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が見られ、修復が必要である。
		33	事務所棟	庭板塀	各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張）が見られ、修復が必要である。
		34	敷地境界	柵（敷地北端）	丸鋼に錆が見られる。防錆処理が求められる。
	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項			落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による木部の腐蝕、雨漏り、樋の機能不全等の原因となっている。強風時に枯れ枝が落下することがあり、見学者の安全確保が求められる。定期的な剪定や清掃が必要である。下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。
		35	ケヤキ並木	ケヤキ	樹勢衰退の傾向が見られ、回復の措置が必要である。 根系が史跡の本質的価値に与える影響について未確認の状態にある。
	河川・護岸	護岸共通事項			石垣等に乱れが生じているが、活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水等の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。
		41	新井田川護岸	法面石垣	春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。
		42		護岸根固め・松杭	松杭上端に腐食が見られる。
本質的価値を継承する諸要素	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝	ケヤキ並木等の落葉による詰まり等がないよう清掃の徹底が求められる。
	工作物	50	藤棚（事務所棟西面）		鉄骨製の棚に錆が見られる。防錆処理の検討が求められる。
	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項			本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全確保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。
		51	ケヤキ並木	切株	保存管理上の取扱いが定められていない。
	河川・護岸	58	新井田川護岸	法面石垣（モルタル補修済）	対岸からの景観を考慮した修景の検討が求められる。春から秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割も担っているため、繁茂抑制の要否については検討を要する。一方で、景観保全のため除草管理に努める必要がある。

表3-7 周辺環境の保全に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
周辺環境を構成する諸要素	本質的価値以外の諸要素	建造物	60	山居橋	旧橋梁の意匠を参考に、現代橋梁によって架橋された。継続的な歴史的景観への配慮が求められる。
	工作物	108	新井田川手摺	木製	指定範囲との一体的な景観保全が求められる。 木材保護塗料に劣化が見られる。腐朽・劣化に対する定期的確認・措置が必要である。
		109	新井田川護岸	法面石垣	指定範囲との一体的な景観保全が求められる。
	河川・護岸	110	新井田川護岸	護岸根固め・松杭	春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。
		111		石段	松杭上端に腐食が見られる。
		112		右岸護岸	指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから歴史的景観への配慮が必要である。
		113	道路誘導標識		史跡の歴史的景観への配慮が求められる。
		114	バス停		
	電気・照明設備	115	電気・照明器具	引込柱	

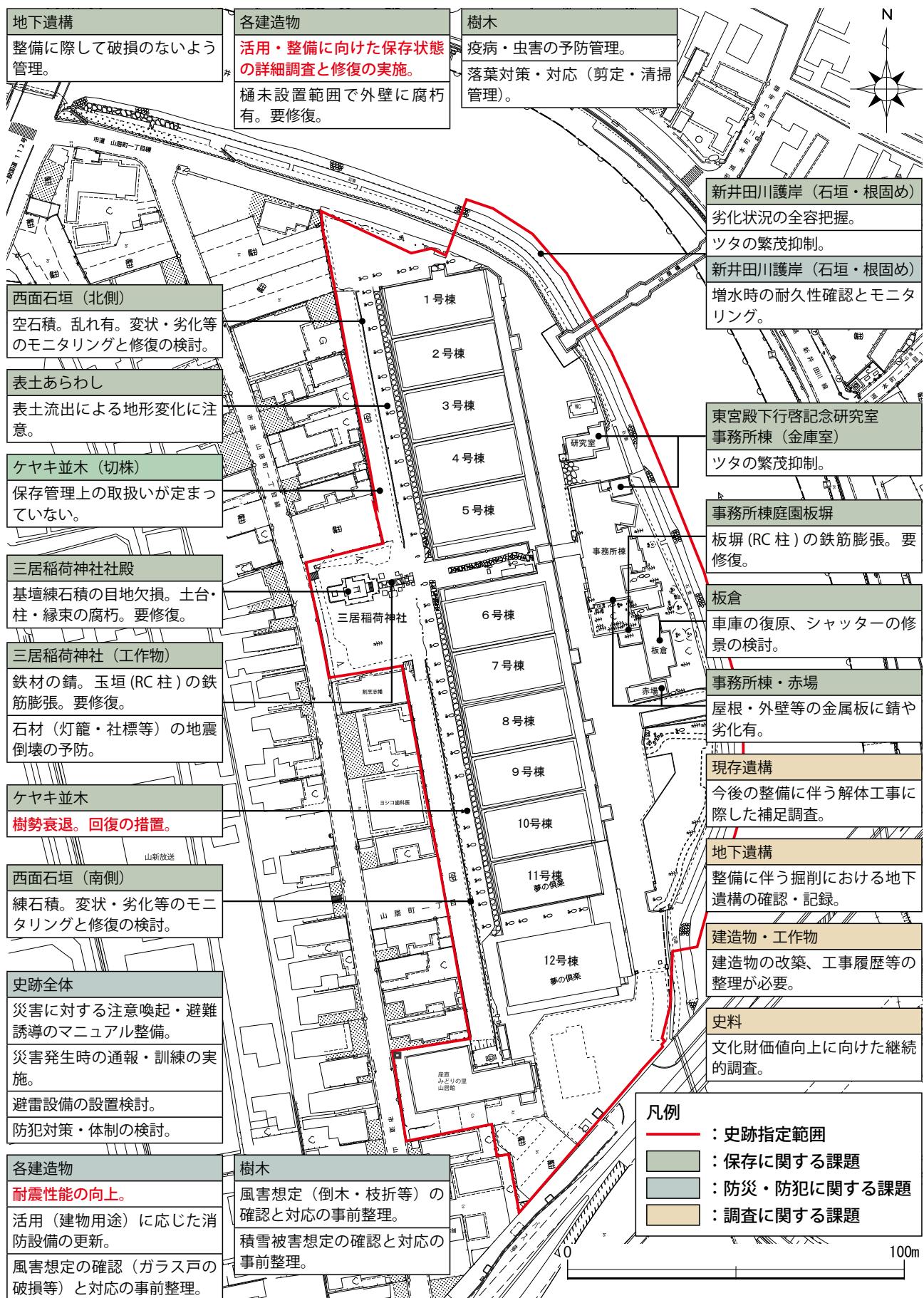


図3-7 史跡の保存に関する課題

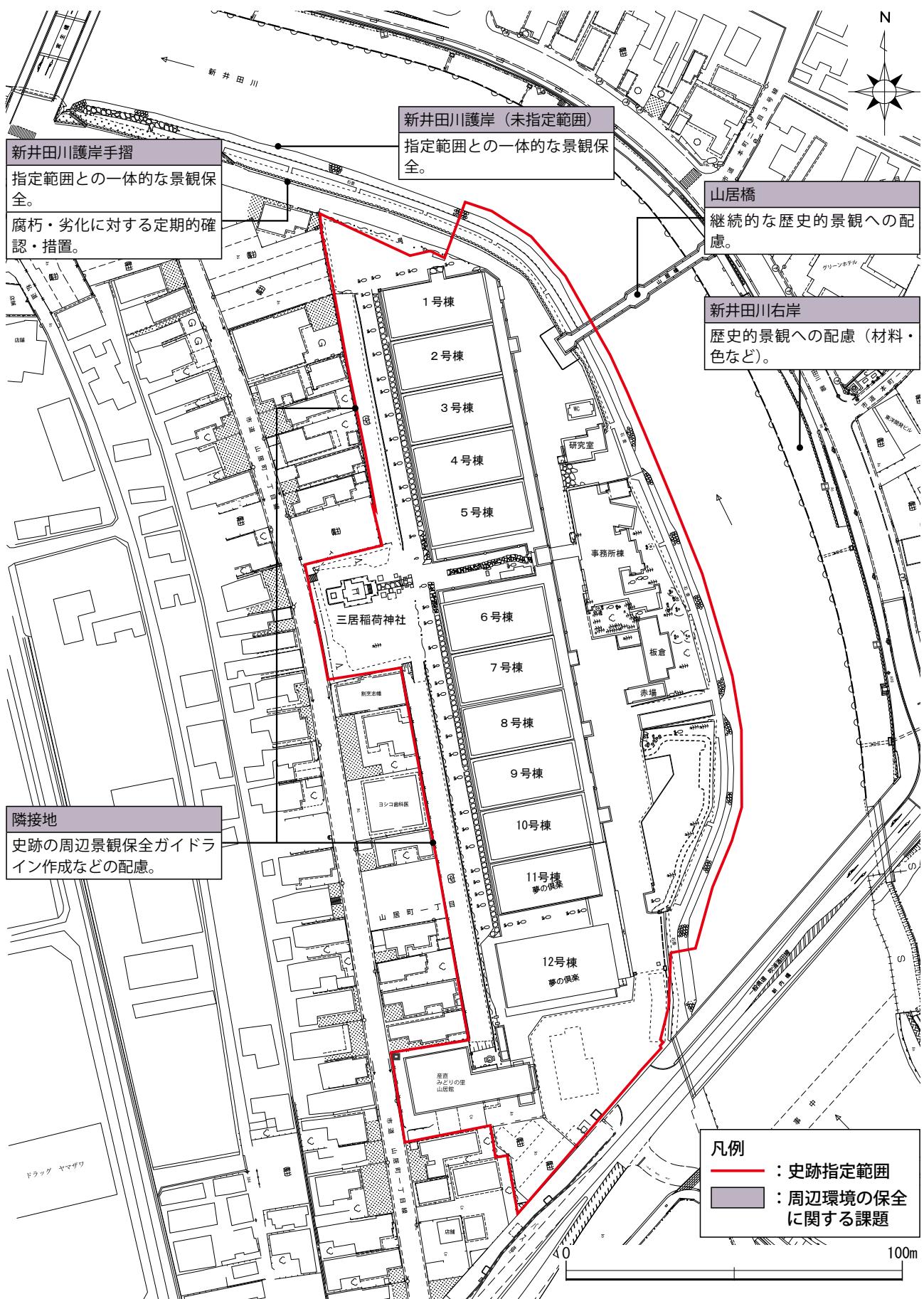


図3-8 周辺環境の保全に関する課題

3. 史跡の公開活用のための諸条件の把握

(1) 山居倉庫の公開活用の状況

現在、大正5年（1916）までに建設された15棟のうち12棟が残っており、令和4年（2022）まで現役の米穀保管倉庫として使用されていた。

12棟のうち1号棟は昭和60年（1985）4月に「庄内米歴史資料館」として開館した。山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介している。

11・12号棟は平成14年度に酒田市が購入し、酒田市観光物産館として整備し、平成16年（2004）4月に開館した。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉢を展示紹介するとともに、酒田のお土産が揃うなどの観光物産館として活用され、年間80万人が訪れ賑わいをみせている。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉・赤場、三居稻荷神社が現存している。

また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている他、イチョウやマツ、スギが自生する。

史跡の公開活用の現状を表3-8に示す（全ての「本質的価値を構成する諸要素」の公開活用状況のほか、史跡の活用に関わる一部便益施設等について整理した）。

表3-8 史跡の公開活用の状況

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	公開活用の状況
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形	1	土地		指定地 ・指定地全体を公開、見学可能。 ※夜間閉鎖等の制限なし。 ※荷揚場～新井田川の護岸は安全上、立入制限有。 ・地下遺構に関する公開活用の措置は取られていない。 ・建造物内部の公開活用は下記に示す。
		2		地下遺構	
		3	三居稻荷神社	境内（土地）	
		4		参道	
		5	西面石垣	北側（空積）	
		6		南側（練積）	
	建造物	7	倉庫群	1号棟	庄内米歴史資料館として公開。 開館時間／9:00～17:00（12月は16:30閉館） 休館日／12月29日から2月末日まで休館 料金／大人300円（250円） 中学生・高校生200円（150円） 小学生150円（100円） 就学前児無料（カッコ内は20人以上の場合） ※障がい者入館料減免等有
		8		2号棟	
		9		3号棟	
		10		4号棟	
		11		5号棟	
		12		6号棟	
		13		7号棟	
		14		8号棟	
		15		9号棟	
		16		10号棟	
		17		11号棟	観光物産館「酒田夢の俱楽」として公開。 営業時間／9:00～17:00 GWとお盆期間は閉館18:00 (4/29～5/7・8/10～8/16) 冬期間は閉館16:30（12/1～2/29） 休館日／1月1日 料金／無料
		18		12号棟	
		19		倉庫・荷揚場間渡り廊下跡	史跡全体の公開に準ずる。（壁で囲われない建造物跡）

本質的価値を構成する諸要素	建造物	20	三居稻荷神社	社殿（本殿・拝殿）	拝殿：正面扉を開放。参拝可能。 本殿：内部非公開。	
		21	事務所棟		米穀保管倉庫の管理事務所として使用。 内部非公開。	
		22	事務所棟 - 倉庫渡り廊下		史跡全体の公開に準ずる。（壁で囲われない建造物）	
		23	東宮殿下行啓記念研究室		現役の研究室として使用。 内部非公開。	
		24	板倉		現役の倉庫として使用。	
		25	赤場		内部非公開。	
	工作物	26	三居稻荷神社	鳥居	史跡全体の公開に準ずる。（屋外設置の工作物）	
		27		社標		
		28		燈籠 1		
		29		燈籠 2		
		30		燈籠 3		
		31		玉垣		
		32		西面石段		
		33	事務所棟	庭板塀		
		34	敷地境界	柵（敷地北端）	史跡全体の公開に準ずる。（屋外設置の工作物）	
	庭園・樹木	35	ケヤキ並木	ケヤキ	史跡全体の公開に準ずる。	
		36	三居稻荷神社	境内樹木（マツ類）		
		37	事務所棟	和室南庭園		
		38		和室東中庭		
		39		裏庭		
	河川・護岸	40	新井田川		敷地内外からの眺望は可能だが、安全上の理由から史跡地からの立入制限をかけている。	
		41	新井田川護岸	法面石垣		
		42		護岸根固め・松杭		
		43	荷揚場	北側		
		44		南側		
以外の本質的価値	建造物	60	山居橋		史跡全体の公開に準ずる。 (壁で囲われない建造物・工作物)	
		61	小鵜飼船覆屋			
付加・整備された諸要素	工作物	62	小鵜飼船			
	建造物	69	みどりの里山居館		農産物直売所として営業。 営業時間／9:00～18:00 (冬期間 11～2月 9:00～17:30)	
		70	駐輪場・喫煙所		来場者に供用。	
		71	公衆便所			
	庭園・樹木	76	緑地公園			
		94	オープンテラス	デッキ		
		95		テーブル・ベンチ		

(2) 地元住民等の公開活用の要望

(3) 行政による活用の諸条件

令和4年（2022）5月から、酒田市議会総務常任委員会によって「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」について調査研究が行われ、令和5年（2023）10月11日の同委員会において、報告書及び「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」に関する提言書が採決された。

酒田市議会令和5年（2023）第7回9月定例会（令和5年（2023）10月23日）において、同提言書の提出に関する決議が可決され、酒田市長に対し提言書が提出された。

以下に提言書の内容を示す。当整備基本計画は同提言書の内容に即した活用・整備が求められる。

「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」に関する提言書

本委員会では、令和3年3月26日に国史跡に指定された山居倉庫の保存と利活用、周辺整備による関係人口拡大について調査研究を進めてきた。

山居倉庫は、創建当時の建物や景観が良好に残っており、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で、貴重な文化財である。令和4年度には酒田市史跡山居倉庫保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するための委員会の開催、保存活用計画市民ワークショップや保存活用計画に対するパブリックコメントも実施され、保存活用計画が策定された。現在、酒田市史跡山居倉庫整備基本計画を策定中であり、今後の山居倉庫の利活用において重要な局面を迎えており、また、同時に酒田商業高校跡地整備事業も進められており、この事業との連携により賑わいの相乗効果が生み出されることが期待されている。

山居倉庫を本市の宝とし後世に引継ぐとともに、利活用により賑わいを生み出せるよう、下記の施策を提言するものである。

記

1 基本的な考え方

- (1) 利活用については、市民と協議をしながら共にすすめ、山居倉庫の本質的価値を損なわないように努めること
- (2) 年間を通して利用できる施設とすること
- (3) 市民が利用でき、さらに観光客の滞在時間を長くするような活用を図ること
- (4) ストーリー性のある利活用とすること
- (5) 山居倉庫を起点として市内外・庄内を周遊する活用の仕方を考えること
- (6) 施設運営について、財源を生み出す仕組みを検討すること（例えば、山居倉庫に保管した米を山居倉庫米としてふるさと納税の返礼品にするなど）
- (7) 市民への丁寧な説明を行うこと

2 景観・整備について

- (1) ケヤキの樹勢回復に係る措置は早急に着手すること
- (2) 水辺と倉庫群を関連させる整備をすること
- (3) 整備については、有効的な利用ができるよう計画的に行うこと

3 資料館的機能について

- (1) 山居倉庫の歴史や役目、米作りや庄内米の歴史、庄内の災害の歴史等がわかるような資料館を設置し、山居倉庫の歴史を紐解くような教育の場として活用できるようにすること（例えば、VRを使って体験できるようなものなど）
- (2) 歴史文化を広く伝え、発信する県営施設の整備がなされるよう努めること

4 飲食・物販機能について

- (1) 酒田商業高校跡地との連携を図るとともに、その機能のすみ分けをしっかりと行うこと
- (2) 11号棟及び12号棟について、これまでの利活用を踏まえ、飲食、休憩所、販売店等の活用に努めること

(4) 史跡の公開活用に関する課題

史跡の公開活用に関する課題を表3-9、図3-9に示す。

史跡の公開活用に必要な整備に関する課題を表3-10、図3-10に示す。

なお、表中・図中の赤字の箇所は、保存活用計画において重点事項としたものを示す。

表3-9 史跡の活用に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
本質的価値を構成する諸要素	建造物		建造物共通事項		複数ある建造物の活用方法の具体的な検討が必要となる。各建造物には、公開に向けて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。公開にあたっては、活用（建物用途）に応じた公開範囲の設定が必要である。また、活用（建物用途）に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。
	河川・護岸		河川・護岸共通事項		新井田川（護岸・荷揚場）の見学の許否について検討が必要である。公開する場合は安全性確保が必要であり、立入制限を行う際の侵入防止措置・見学者への注意喚起については、史跡の歴史的景観を阻害しないものとする必要がある。
本質的価値以外の諸要素	建造物	61	小鵜飼船覆屋		整備に向けて継続的な展示を実施するか検討する。
	工作物	62	小鵜飼船		
周辺環境を構成する諸要素	河川・護岸	112	新井田川護岸	右岸護岸	指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから、指定地との一体的な活用方法を検討する必要がある。

表3-10 史跡の整備に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
付加・整備された諸要素	土地・地形	64	舗装		史跡の歴史的景観の保全に向けて、史跡の歴史的景観との調和を図ることを視野に入れた舗装の変更を検討する必要がある。
		65	観光駐車場		曜日・時間によって混雑が見られ駐車枠が不足する事態が発生しているため、今後、史跡を積極的に活用し観光客の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。
		66	遊歩道（石畳）		多数の歩行者による土壤表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因とされており、石畳の取扱いの検討や土壤表層部への影響が小さい遊歩道への変更が必要である。
		67	12号棟脇石張り舗装		石張り舗装は歴史的根柢に従った整備ではないことから、観光駐車場や12号棟を大きく改変・整備する際には舗装の変更を視野に入れる必要がある。なお、他の倉庫整備において、当該石張り舗装との調和を規範としないよう留意する。
	建造物	69	みどりの里山居館		土地建物の公有化以後の取扱い（撤去を含む）について検討が必要である。
		70	駐輪場・喫煙所		駐輪場は有効に活用されているが、喫煙所は史跡の火災予防及び健康増進法の観点から廃止が求められる。
		71	公衆便所		活用・整備に伴い観光客の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。
	工作物	72	新井田川手摺	木製	定期的な塗装補修が求められる。
		74	敷地境界	フェンス	修景方法について検討する必要がある。

付加・整備された諸要素	工作物	75	百葉箱	備蓄米保管のために必要な気象観測施設を歴史的景観として捉え、保存すべきものか検討する必要がある。定期的な塗装補修が求められる。	
	庭園・樹木	76	緑地公園	芝生の生育管理に努める必要がある。	
	77	生垣	西面石垣上	成育管理を行い、生垣の機能保持を図る必要がある。	
			東面護岸上		
	看板・サイン	看板・サイン共通事項		役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。サインに関する総合計画が求められる。 史跡指定以前に設置されたものは、史跡の歴史的景観に配慮したものへの変更が求められ、今後新設するものもあわせて、歴史的景観への配慮が必要となる。	
	80	看板・サイン	解説板	屋外における解説板は局所的なものに留まり、史跡価値を十分に説明できていない。屋外に設置する文化財の解説板については、全体計画が求められる。	
	84	デジタルサイネージ		積極的な活用を検討する。	
	85	顔出しパネル		設置場所の適否や撤去について検討が必要である。	
	86	注意喚起板		文化財の保存・活用に関するもの、山居倉庫や個別施設の管理・運営に関するものが混在している。	
	87	危険物標識		継続的な設置が必要なもの、所有が酒田市へ移行した場合に不要となるものなど整理が必要である。	
	便益施設	90	自動販売機	既存・新設するものについて、修景（色調の調和）を検討する。	
	電気・照明設備	電気・照明器具共通事項		省エネ対応としてLED照明への変更を検討する。	
	機械設備	102	屋外機械類	クーリングタワー	米穀倉庫としての利用が停止されると不要になる。市へ所有が移る際に撤去を検討する必要がある。ただし、倉庫を低温倉庫として継続的に活用する場合は存置も視野に入れる。
		103	空調室外機		室外機を直接露出しているものについては修景が必要である。
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ	活用に応じて、燃料の変更を検討する必要がある。
		105	灯油タンク		
	防災設備等	106	消火栓・水道管		指定地内には山居倉庫の水道管が埋設されているが、普通鉄管のため老朽化している可能性が極めて高い。また、この水道管と周辺地域の配水管がループ化されていることから、水需要量と消防水利を踏まえ、管の更新及びループ化の解消に向けた検討が必要である。
		107	消火器具置場		一部の消火器は市販の消火器ボックスに入っている。修景を検討する必要がある。

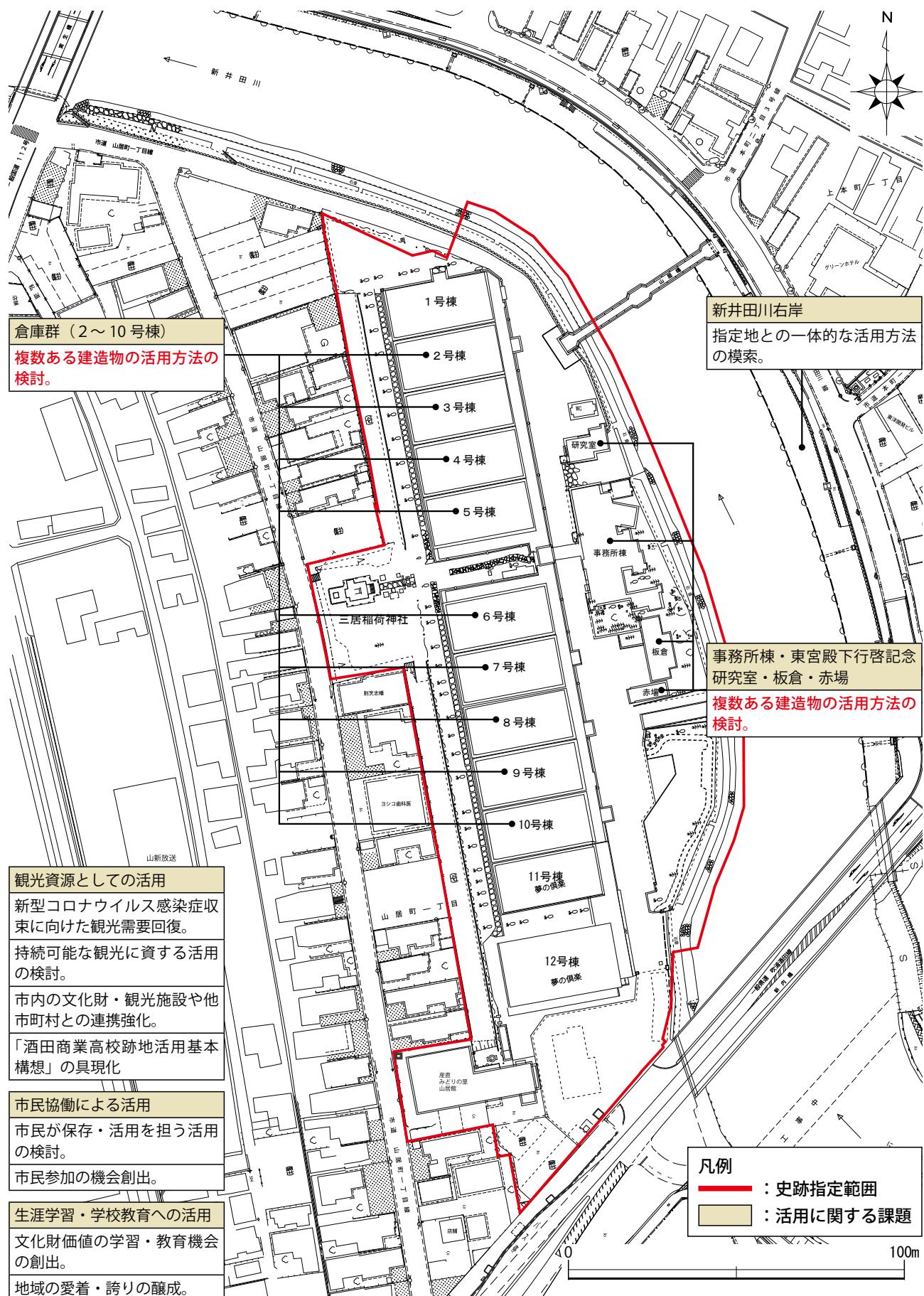


図3-9 史跡の活用に関する課題

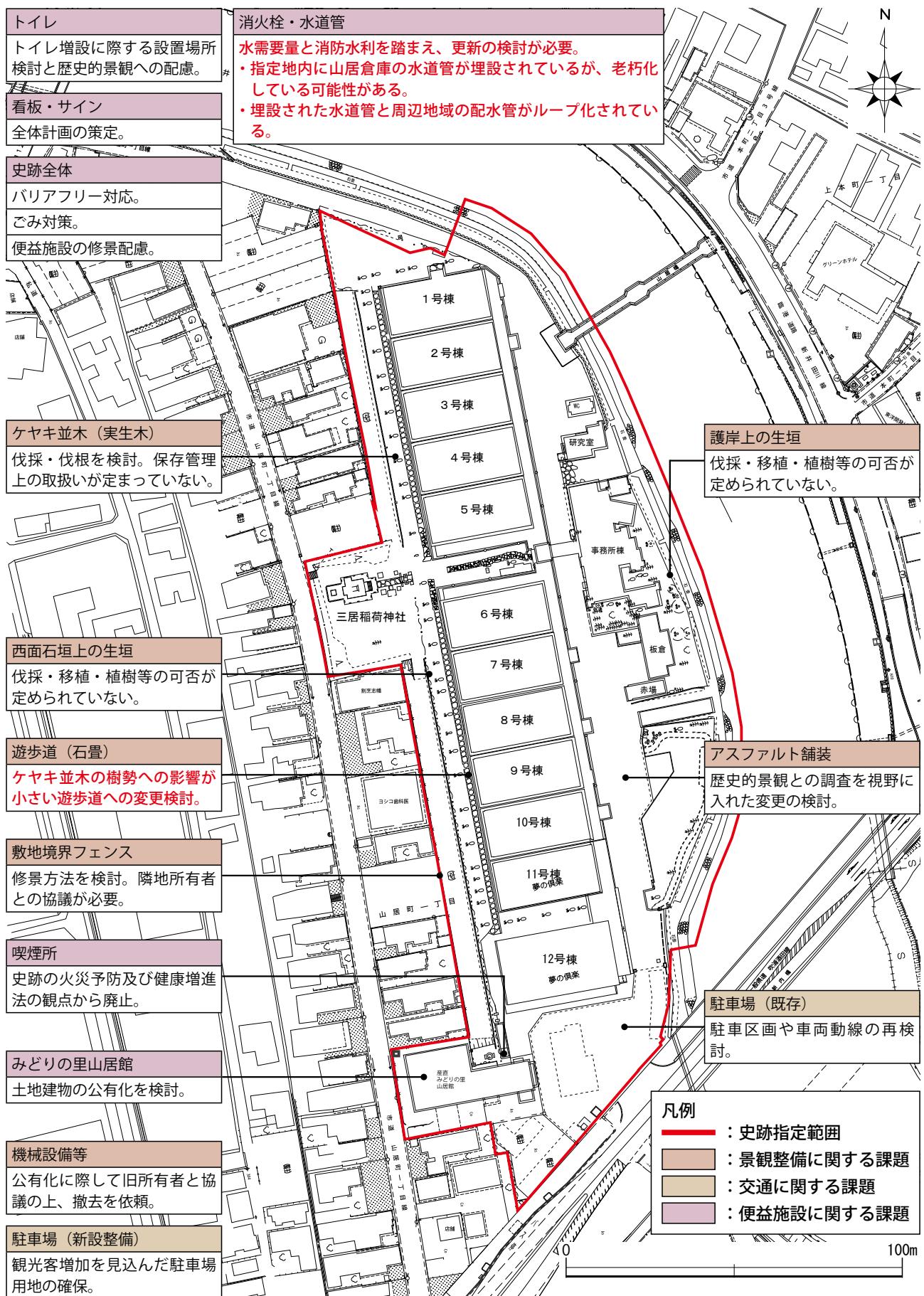


図 3-10 史跡の整備に関する課題

4. 広域関連整備計画

(1) 地域に所在する文化的資源の保存・活用の現状

①日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

平成29年（2017）4月28日、本市を代表自治体として申請した「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産の認定を受けた（令和5年度より代表自治体は新潟市に変更）。

日本遺産は、地域に受け継がれている有形・無形の文化財などを生かし、地域の活性化に結び付ける文化庁の事業で、認定を受けた各自治体が手を携えて、日本遺産を活用し、地域の活性化に取り組んでいる。

山居倉庫については、平成30年度に当該日本遺産の構成要素として追加認定され、令和3年（2021）3月の国史跡指定を受けて、令和4年度に「指定等の状況」を未指定から国史跡へ変更された。

日本遺産認定ストーリー（概要）	
日本海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。	

表3-11 酒田市に所在する日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財

No.	文化財の名称	指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ
1	日和山公園	市名勝	北前船の船乗りたちが出港前に日和をみた場所。港が一望できる小高い山で、常夜燈や方角石が現存する。
2	旧鎧屋	国史跡	北前船で財をなした廻船問屋「鎧屋」の店舗、家屋。
3	本間家本邸	県有形（建造物）	北前船で財をなした、豪商・本間家の邸宅。
4	山王くらぶ	国登録有形（建造物）	北前船の船主や、商人たちが利用した料亭。
5	相馬屋主屋	国登録有形（建造物）	北前船の船主や、商人たちが利用した料亭。
6	本間氏別邸庭園（鶴舞園）	国名勝	北前船で運ばれた各地の銘石で造られた池泉回遊式庭園。冬期間の港湾労働者の失業対策として築造された。
7	塞道絵幕（大壽和里大祭事）－酒井侯御安堵祝宴－	市有形民俗	北前船で繁栄した酒田港の様子が描かれた幕絵。
8	酒田山王祭祭礼用亀笠鉢	市有形民俗	北前船で財をなした、豪商・本間家が京都の人形師に作らせ、北前船で運んだ笠鉢。
9	酒田袖之浦・小屋之浜之図	市有形（歴史資料）	北前船で繁栄した酒田港の様子が描かれた絵図。
10	雛めぐり	未指定	北前船で運ばれたとされる、贅を尽くした雛人形を見て回る風習。
11	山居倉庫	国史跡	北前船で上方へ運ぶため、各地から集められた米の集積保管庫。

表3-12 日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の認定内容の変更経過（一部）

年度	認定／追加	追加市町数	申請者／追加申請者	合計市町数	山居倉庫に関する変更
平成29年度	認定	11市町	山形県酒田市 北海道函館市・松前町 青森県鰺ヶ沢町・深浦町 秋田県秋田市 新潟県新潟市・長岡市 石川県加賀市 福井県敦賀市・南越前町		
平成30年度	追加認定	27市町	北海道小樽市・石狩市 青森県野辺地町 秋田県にかほ市・男鹿市・能代市・ 由利本荘市 新潟県佐渡市・上越市 富山県富山市・高岡市 石川県輪島市・小松市 福井県坂井市・小浜市 京都府宮津市 大阪府大阪市 兵庫県神戸市・高砂市・新温泉町・ 赤穂市・洲本市 鳥取県鳥取市 島根県浜田市 岡山県倉敷市 広島県尾道市・呉市	計38市町	山居倉庫を構成文化財として追加認定
令和元年度	追加認定	7市町	山形県鶴岡市 新潟県出雲崎町 石川県金沢市 兵庫県姫路市・たつの市 香川県多度津市 広島県竹原市	計45市町	
令和2年度	追加認定	3市町	石川県白山市・志賀町 大阪府泉佐野市	計48市町	
令和4年度	追加認定	1市	岡山県備前市	計49市町	山居倉庫の「指定等の状況」 を未指定→国史跡に変更

②日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」

平成28年（2016）9月9日、日本ジオパーク委員会の認定を受け「鳥海山・飛島ジオパーク」が誕生した。ジオパークは、ユネスコ世界ジオパークの基準に沿って、国際的に価値のある地質遺産を保護し、地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業である。

「鳥海山・飛島ジオパーク」では、秋田県にかほ市・由利本荘市、山形県酒田市・遊佐町の3市1町が一体となり、県境を越えた広域の活動が進められており、本市には「酒田エリア」「飛島エリア」に、表3-13に示すジオサイト、自然サイト、文化サイト、インフォメーションが設定されている。

「鳥海山・飛島ジオパーク」の概要

山形県・秋田県にまたがる活火山「鳥海山」と、鳥海山の西方約30kmにある「不思議の島 飛島」を含む「鳥海山・飛島ジオパーク」は2016年に日本ジオパークに認定されました。「日本海と大地がつくる水と命の循環」をテーマに、鳥海山の溶岩と岩なだれによって作り出された景観や日本海と鳥海山が生み出す水の恵みを感じられるほか、飛島の大地の歴史と文化を楽しめる「海」と「山」、「島」のジオパークです。

表3-13 酒田市に所在する日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」の構成要素

酒田エリア			飛島エリア		
区分	No.	名称	区分	No.	名称
ジオサイト	1	貝形雪渓	ジオサイト	1	柏木山と海岸遊歩道
	2	鶴間池		2	ゴトロ浜
	3	玉簾の滝		3	鳥帽子群島
	4	不動の滝		4	御積島
	5	庄内平野東縁断層帯		5	荒崎海岸
	6	十二滝		6	飛島の津波堆積物
	7	中野俣 金剛蔵		7	八幡崎
自然サイト	8	北限域のタブノキ群落	自然サイト	8	二俣島
文化サイト	9	城輪柵跡		9	巨木の森
	10	庄内砂丘		10	北限域のタブノキ群落
	11	おいしい酒蔵群	文化サイト	11	勝浦港と北前船文化
インフォメーション	12	イヌワシみらい館	ビューポイント	12	八幡崎と西海岸の眺望
	13	酒田市定期航路事業所	インフォメーション	13	とびしまマリンプラザ

(2) 地域に所在する文化的資源の保存・活用に関する課題

①史跡山居倉庫と日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の連携

山居倉庫の本質的価値は、本章2項で示したとおり、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続け、加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る点にある。

庄内各地から集められた米は山居倉庫で一時的に保管され、北前船により上方へ運ばれたことで、酒田に莫大な富と様々な文化をもたらした。酒田市における当日本遺産のストーリーを語る上で、山居倉庫は重要な構成要素の一つに位置づけられる。

これまで酒田市では、「酒田文化の融合観光フォーラム」「日本遺産観光資源活用研修会」の開催や、秋田市と連携した「秋田・酒田北前船日本遺産構成文化財カード周遊事業」の実施など観光的側面から日本遺産の活用を進めてきたが、日本遺産の構成文化財や関連文化財の総体的・一体的な保存・活用、中でも普及・啓発に関する取組や認定市町が連携した活動は、今後より積極的に推進すべき課題といえる。

日本遺産制度の更なる活用においては、酒田市の代表的な文化財であるとともに、日本遺産のストーリーにおいて重要な位置にある山居倉庫の整備との連携を進め、相乗的な効果を図りたい。

②史跡山居倉庫と日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」の連携

山居倉庫と当該事業との直接的な関連性は定められていないが、飛島エリアの文化サイト「勝浦港と北前船文化」は、河口の港だった酒田が西廻り航路の起点として大いに栄えた理由の一つに外港として機能した飛島の存在が挙げられ、固い流紋岩でできた館岩が天然の良港となる地形をつくり、多い年には年間500隻を超える北前船が飛島に停泊した。

北前船文化との関連性から総体的な活用を図る上で、山居倉庫と「鳥海山・飛島ジオパーク」との連携を強化し、相乗的な効果を図りたい。

第4章 基本方針

1. 整備基本構想

山居倉庫をとりまく現況を踏まえた整備の基本理念を次のとおり定める。山居倉庫の将来像を見据えて、保存・活用していくための整備の目標となる。

基本理念 酒田の歴史文化のシンボル 発展とともに未来へ

山居倉庫は「酒田」を代表する「シンボル」的存在であり、大切な財産として守りつつ、地域の資源として「発展」させていく「とともに未来へ」引き継いでいくことを基本理念とする。

歴史文化

文化観光

地域伝承

酒田の象徴として守り伝える歴史・文化資源

- ・継続的な調査研究
- ・継続的な維持・管理
- ・次世代への継承
- ・安全・安心な敷地内環境の実現
- ・景観の整備及び保全

酒田のまちづくりと地域の活性化へつなぐ文化観光資源

- ・市民協働による地域活性化
- ・地域との連携推進によるまちづくりへの寄与
- ・史跡活用による好循環の実現

快適に史跡に親しみ学べる地域資源

- ・周辺施設・関連歴史施設との連携
- ・回遊性の向上
- ・多様な来訪者に対する適切な対応
- ・史跡情報の公開・広報

山居倉庫は酒田を代表するシンボル的存在であり、大切な財産として守りつつ、地域の資源として発展させていくとともに、未来へ引き継いでいくことを基本理念とし、理念の実現に向けて「歴史文化」、「文化観光」、「地域伝承」の3つの柱を設定する。

(1) 歴史文化 －酒田の象徴として守り伝える歴史・文化資源－

酒田の象徴である山居倉庫を歴史・文化資源として守り伝え、次世代に継承するため、調査研究や維持・管理の継続的実施や、防災・防犯対策を講じるとともに、史跡価値の理解を深めるため景観の整備・保全につとめる。

(2) 文化観光 －酒田のまちづくりと地域の活性化へつなぐ文化観光資源－

山居倉庫を酒田のまちづくりと地域活性へ繋げる文化観光資源として位置づけ、地域連携や市民協働による地域活性化に繋げるとともに、史跡の活用によって収益を産み、保存・整備に再投資することで魅力を向上させる好循環を実現する。

(3) 地域伝承 －快適に史跡に親しみ学べる地域資源－

山居倉庫を地域資源と位置づけ、快適に史跡に親しみ学べる環境を整備する。山居倉庫と周辺施設や関連歴史施設との連携や街なかの回遊性向上を図るとともに、史跡の調査研究成果の公開、魅力の広報を通して、市民・観光客など山居倉庫を訪れる人々の価値の理解を深める。

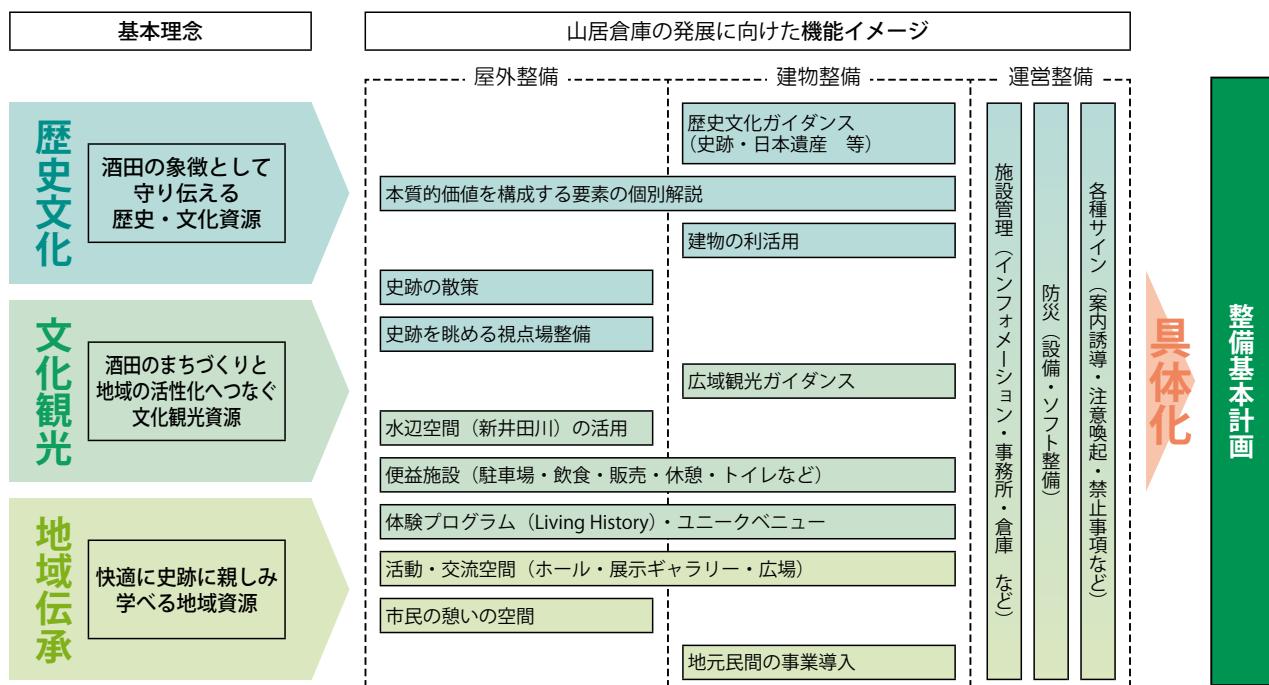


図 4-1 整備の構想・ビジョン

基本理念の実現に向けては、山居倉庫の発展に向けた様々な整備が必要となる。

史跡山居倉庫は、指定地だけでなく指定地内に現存する建造物等の遺構、周辺の景観・環境など、様々な要素によって構成されており、各々が理念の実現に向けた機能を担い、かつ、一体的に整備されることが必要である。また、その運営に向けては、ハード・ソフト両面からの整備が求められる。

本整備基本計画は、これらを具体化するための整備に向けて、基本方針を定めるとともに、各整備の具体的な内容を策定するものである。

2. 基本方針

(1) 基本方針

前項で定めた基本理念を実現するために必要な基本的な考え方を「基本方針」として以下に示す。

基本理念	基本方針
酒田の象徴として守り伝える歴史・文化資源	<p>①継続的な調査研究及び維持管理による構成文化財の保存と次世代への継承</p> <p>継続的な調査研究の実施により、山居倉庫の実態解明に努める。また、継続的な維持管理によって、山居倉庫における本質的価値の中核をなす構成文化財を保存し、次世代へと継承する。</p> <p>②安全・安心な敷地内環境・景観の整備及び保全</p> <p>史跡指定地内での防災・防犯施設の適切な整備、敷地内の日常的な点検等による状況把握を行い、危険性を含む箇所の周知と迅速な対応を徹底することで、安全性を確保し、安心できる敷地内環境の実現を図る。また、山居倉庫の景観には、山居倉庫の本質的価値を構成する要素があり、来訪者はその価値を体感し、理解を深めることができるため、山居倉庫建造物とその周辺環境の整備及び保全を行っていく。</p>
酒田のまちづくりと地域の活性化へつなぐ文化観光資源	<p>③市民協働・地域との連携推進</p> <p>市民と山居倉庫の価値を共有し、地域との連携を密に図ることで、国指定史跡山居倉庫としての認識を深め、酒田市のまちづくりに寄与する。また、見所の創出やイベントの実施、学習機会の提供等、地域住民のニーズに合った活用を検討し、酒田市の主要観光拠点として市民協働で地域活性化を目指す。</p> <p>④史跡の活用による好循環の実現</p> <p>山居倉庫の積極的な活用を図ることにより、直接的な収益を産み出し、その収益を山居倉庫の保存・整備に再投資し、更に山居倉庫の魅力が高まるサイクルの実現を目指す。このようなサイクルの実現により、山居倉庫が文化観光の拠点の一部となることで、観光の振興、地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環の創出を目指す。</p>
快適に史跡に親しみ学べる地域資源	<p>⑤周辺施設・歴史関連施設との連携と来訪者の回遊性向上</p> <p>山居倉庫の歴史を体感しながら理解を深めることができるモデルコースの設定と周知を図る。また、ガイダンス施設を含む周辺施設や関連歴史資源と連携を図り、山居倉庫を含む山居倉庫周辺との連続性のある回遊も促進し、動線整備や便益・サイン施設の設置等、来訪者の回遊性向上を図るための適切な整備を実施する。同整備にあたっては、支援を必要とする方や外国人観光客など、山居倉庫を訪れる様々な方が山居倉庫の魅力を体感し、理解を深めることができるよう、多言語表示等のユニバーサルデザインの観点を考慮した整備を行う。</p> <p>⑥史跡情報の積極的公開・広報</p> <p>山居倉庫の魅力に触れ、理解を深めてもらえるよう、継続的な調査研究の成果を公開し、興味・関心をより多く得られるように山居倉庫の魅力を積極的に広報する。</p>

(2) 史跡の保存・整備における年代設定

山居倉庫の保存・整備に向けては、史跡の将来像として目指すべき基本的な年代を設定する。

同年代設定は、「史跡山居倉庫保存活用計画」において既に定めており、農業倉庫として使用された最終段階を目指すこととする。

○史跡の保存・整備における年代設定（保存活用計画抜粋）

以下の3点について後世へ継承する必要があると考え、将来像として目指すべき本史跡の姿は、現在に至るまでの敷地・施設・運営の変遷を価値とみなし、現状を維持することを目指すこととする。

1. 米穀流通の歴史的経緯の中で我が国を代表する米券倉庫として存在した歴史性
2. 米穀の品質を維持するための施設全体の機能性
3. 創建当初から現在に至るまで庄内米と米作の歴史とともに歩んだ象徴性

なお、以下の例により、設定年代以外の整備を行うことがある。

- ①諸要素の保存状況や調査成果により、当初又は中古への復原がふさわしいと判断される諸要素については、設定年代を遡った意匠による整備を認める。ただし、この場合は展示解説等によって復原年代を明確に示すことを前提とする。
- ②資料調査や保存修理工事の成果によって、建造物の用途や形式の変遷がより具体的に明らかとなった際は、詳細な検討を行い整備の姿を定めていく。
- ③成立の年代に関わらず、史跡の構成要素として重要なものは保存の対象とする。
- ④活用に応じて新たに設けられる諸要素については、史跡の本質的価値や史跡全体の歴史的景観を損なうことのない意匠による整備を前提とする。

第5章 整備基本計画

本章ではまず第1項で、史跡山居倉庫の整備について、前章で示した基本理念「酒田の歴史文化のシンボル 発展とともに未来へ」をもとに示した3つの基本方針「歴史文化、文化観光、地域伝承」に基づき、史跡の本質的価値や酒田の米流通を支えた市内に残る関連文化財等を含めて、それぞれの特徴から分かる歴史文化の物語=“ストーリー”を設定し、来訪者に分かりやすく伝えるための全体計画を示す。

それをもとに、各項で具体的な整備計画の内容を記載し、最後に事業計画を提示する。

以下に、基本理念、基本方針からつながる“ストーリー”的考え方を示す。

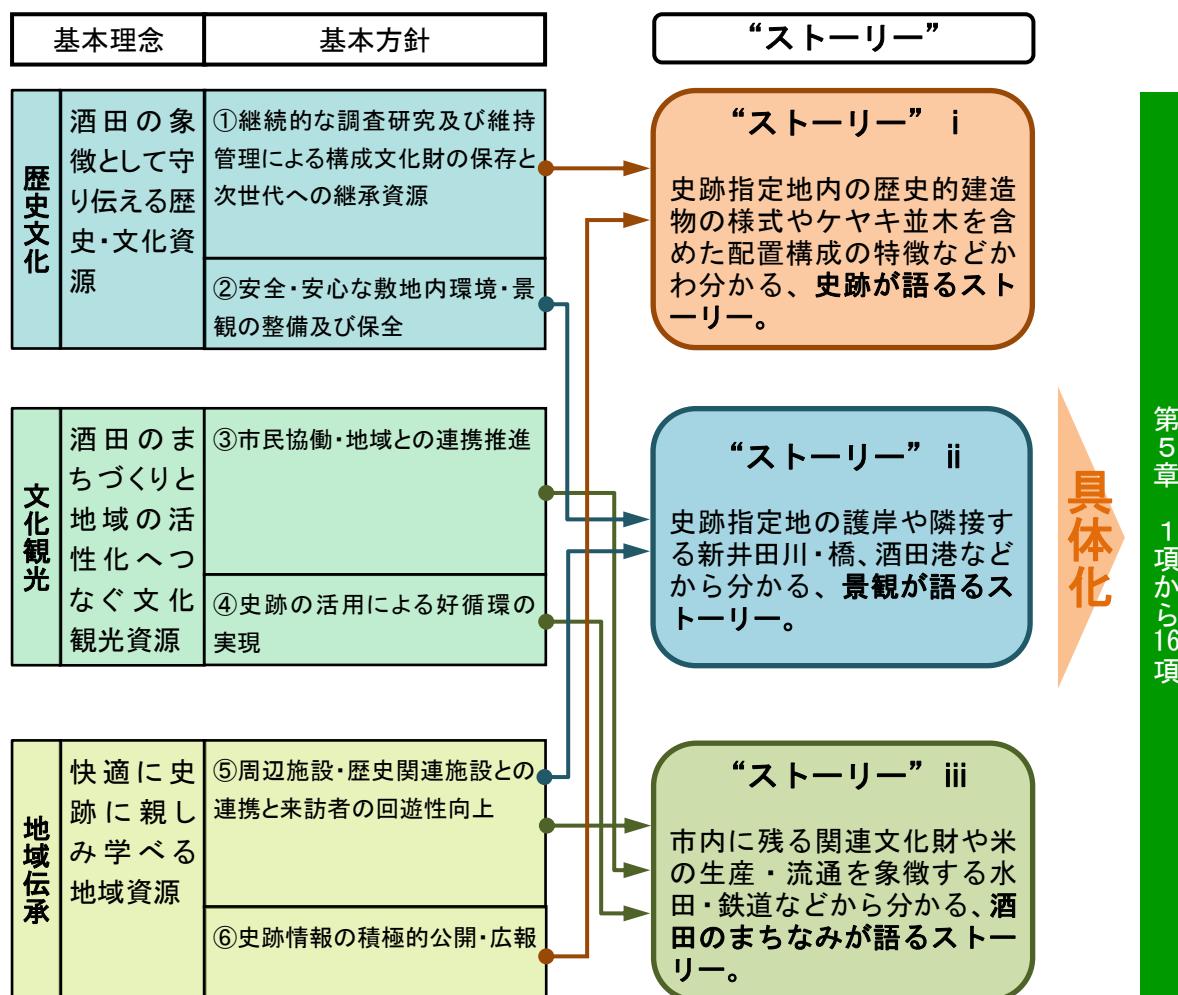


図5-1 整備基本方針に基づく“ストーリー”的設定

1. 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画—整備基本方針を実現するための5つの方向性—

第4章において示した基本方針に基づき、本章の冒頭では、整備（活用）の諸事業を具体的かつ実際的に進めていくうえで、念頭に置くべき5つの方向性を以下のとおり示す。

①史跡の本質的価値が語る“ストーリー”

史跡山居倉庫の本質的価値を来訪者に伝えるため、近世から近代にかけての米作と米穀流通に果たしてきた歴史性を物語る要素、ア. 立地、イ. 配置（倉庫群・研究施設・神社・並木）、ウ. 構成要素のデザイン・構造、エ. 歴史・民俗関係資料を念頭に、史跡山居倉庫の本質的価値が語る“ストーリー”を以下に設定する。

表 5-1-1 史跡山居倉庫が語る“ストーリー”

史跡山居倉庫の本質的価値が語る“ストーリー”
i 米穀の自由取引が行われていた明治期の12棟の倉庫群や管理施設などの木造建築群、及び後に倉庫管理の一環として植栽されたケヤキ並木を含め、その様式、配置構成が良好に残り、戦後まで一貫して機能し続けてきた米穀管理の拠点施設である。
ii 創建当初の入庫米の輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地をも含む景観の全容が良好に残る全国的にも貴重な存在である。
iii 酒田市内に残る関連の文化財及び文化遺産とともに、日本人の主食である「米」の生産・流通・管理に関わる一連の資産を象徴する存在である。

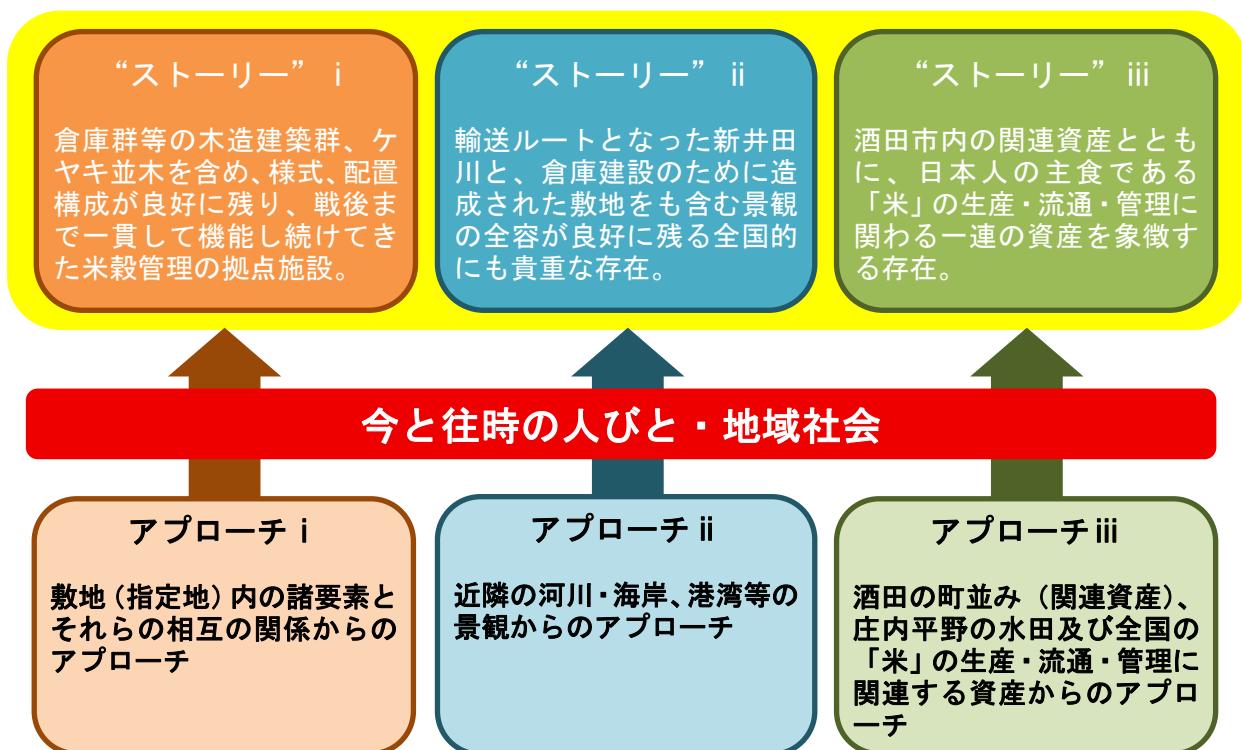


図 5-1-1 史跡山居倉庫の本質的価値が語る“ストーリー”の考え方

②段階的な実現プロセス

史跡山居倉庫における全て整備の実現に向けては、酒田市の財源もふまえた中長期的な事業期間が必要となる。そのため、本計画では第1期（令和8～17年度）で実施する整備内容を主体として記載し、第2期（令和18～27年度）、第3期（令和28～37年度）に実施する整備内容は本計画の見直し時期に具体的な内容を記載するものとする。

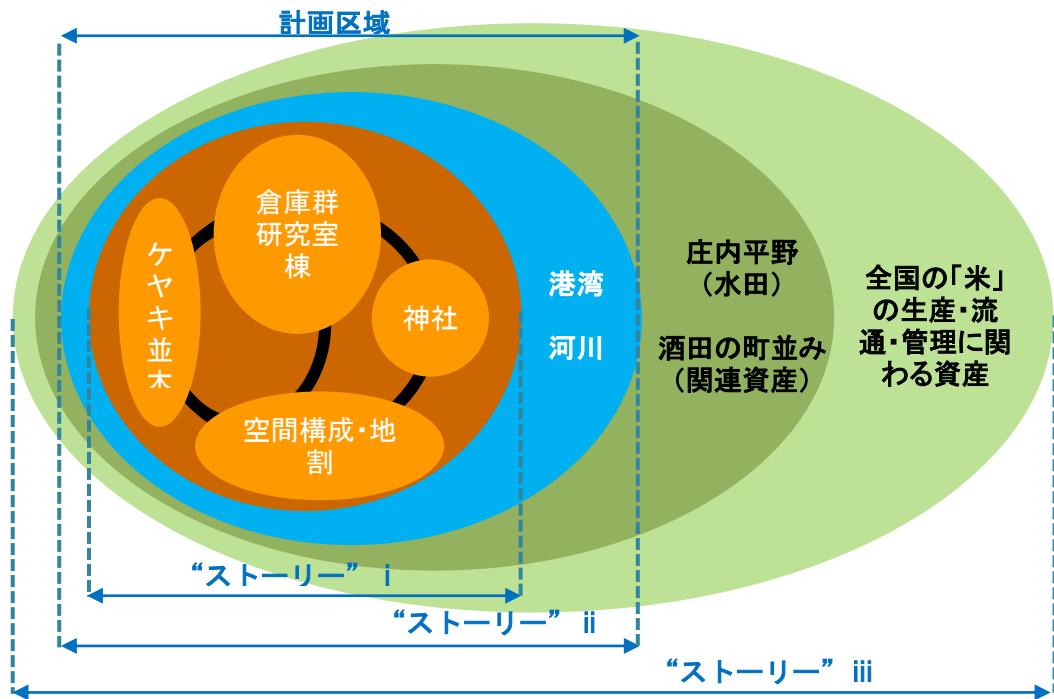
以下に、第1期から第3期にかけた整備事業の実現プロセスイメージを示す。

表 5-1-2 実現プロセスイメージ

本計画 項目番号	整備項目	第1期	第2期	第3期	備考 (基本方針)
2.	遺構の保存				歴史文化
2.	歴史的建造物の保存と修復				歴史文化
2.	石垣の保存と修復				歴史文化
4.	雨水排水の改善				歴史文化
5.	遺構の表現				地域伝承
6.	ケヤキ並木の保存				歴史文化
7.	庭園の保存と修復				歴史文化
7.	庭園以外の樹木の修景				歴史文化
8.	案内・解説施設の撤去・更新・新設				地域伝承
9.	休憩場所・トイレの撤去設置				文化観光
9.	園路と広場の改修				文化観光
9.	給排水・換気空調・電気設備の改修				文化観光
10.	倉庫棟の公開・活用施設（インフォメーション・ガイダンス施設、資料展示学習施設）への改修				文化観光
11.	周辺地域の環境保全のための周知				地域伝承
12.	地域全体における関連文化財等との連携 (史跡山居倉庫周辺の周遊ルートのPR)				地域伝承
13.	整備事業に必要となる調査				地域伝承
14.	関連文化財等活用のための連携				地域伝承
14.	公開・活用のための民間事業の導入				地域伝承
15.	管理・運営体制の構築と管理施設の改修				歴史文化

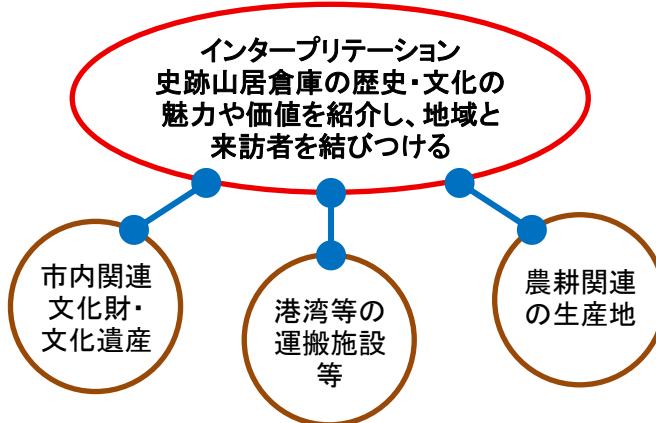
③史跡指定地の隣接地を含む計画対象区域の設定

整備（活用）事業を効果的に進めるためには、史跡の指定地のみならず、隣接の都市施設・公共施設等を視野に入れた計画策定が不可欠である。したがって、史跡指定地を中心としつつ、隣接する河川・橋梁・道路をも含め計画対象区域を定め、史跡の保存・活用に資する整備（活用）の方策を定める。



④関連文化財等とのネットワークの構築

史跡山居倉庫の成立背景や地域的文脈を視野に入れたインタープリテーション※を行うため、市内の関連文化財・文化遺産、農耕関連の生産地、港湾等の運搬施設等とのネットワークを構築し、地域と来訪者を結びつける。



市内の関連文化財・文化遺産、港湾等の運搬施設等とのネットワークを考慮した範囲は、近世における交通手段である舟運・海運で発展した北前船寄港地酒田港と、近代において整備された新たな交通手段である鉄道で発展した酒田駅を含む範囲とする。これらは、現在、史跡山居倉庫へ来訪する交通手段である鉄道、自家用車・観光バスなどの車両、クルーズ客船からの誘導にも活用できる範囲であり、酒田市街地の歴史を伝えるために重要な範囲である。

※インターパリテーション：文化財や自然遺産の歴史的・文化的価値を来訪者にわかりやすく伝え、理解と共感を促すための解説・体験的手法。

以下に、関連文化財・文化遺産、港湾等の運搬施設等とのネットワークの範囲を示す。



図 5-1-4 関連文化財・文化遺産、港湾等の運搬施設等ネットワーク範囲図

⑤関係者・団体との確実な意思疎通・合意形成の実現

整備（活用）事業を進めるにあたり、個別のテーマに即して企画部文化政策課を中心とする酒田市の関係部局（総務部・地域創生部・教育委員会）をはじめ、土地等の所有者、事業に関係する個人・団体・企業等との確実な意思疎通・合意形成を図るため、恒常的な議論・協議の場を設ける。

(2) 計画区域の設定と地区区分（ゾーニング）計画

計画の対象区域は、史跡指定地内(22,454.72 m²)と舟運を利用して米穀を史跡山居倉庫へ運搬した歴史的背景より藩蔵などがあった新井田川の対岸の隣接地と建設当時から昭和33年まで山居倉庫への入り口であり、平成5年に復元された山居橋、昭和29年に架けられて以降の入り口となった新内橋を加えた区域とする。

史跡指定地内は保存整備・活用整備にあたり大きく4つのゾーンに区分する。また、1号棟から12号棟の東側を貫く下屋においては3つのゾーンに関わるため、建造物の保存のためのルールづくりとともに、来訪者動線を妨げることのないよう、活用方法に関するルールづくりを行う。

史跡指定地外は史跡山居倉庫の立地を理解するうえで不可欠なゾーンとしてエントランスと眺望の2つのゾーンを設定する。

以下に、地区区分の目的と機能、計画区域のゾーニングを示す。

(史跡指定地内)

【資料展示学習ゾーン】

－史跡山居倉庫の本質的価値を分かりやすく伝える－

- 史跡山居倉庫の歴史や立地と建物の特徴などを紹介する資料の展示
- 往時の建物そのものの見学と体感
- 体験学習プログラムの提供

【民間活用ゾーン】

－持続的保存・活用のための幅広い有効活用－

- 観光的魅力の強化
- 市民利用の促進
- ユニークベニューとしてのイベントの提供
- 倉庫の特徴を生かした活用の促進

【インフォメーション・ガイダンスゾーン】

－史跡山居倉庫と市内関連文化施設の情報発信－

- 施設の紹介と推奨見学ルートの説明
- ガイド付き見学の紹介と受付
- 市内関連文化施設や観光施設の紹介
- 住民、観光客の交流、休憩の場の提供

【保存管理ゾーン】

－史跡山居倉庫の立地を保存する－

- ケヤキ並木の保存
- 新井田川護岸の保存
- 三居稻荷神社の景観保存

(史跡指定地外)

【エントランスゾーン】

—史跡山居倉庫の歴史的景観を伝える—

- 往時の出入り口であった山居橋の理解促進
- 隣接観光施設(いろは蔵パーク)からの誘導促進

【河川・眺望ゾーン】

—史跡山居倉庫の歴史的景観を伝える—

- 新井田川の景観保存

表 5-1-3 計画区域のゾーニング

	ゾーン名	機能の説明	主な整備項目
史跡指定地内	資料展示学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫に関する資料展示や体験学習の機能を中心とする。 ・展示物や解説パネルにより史跡山居倉庫を紹介する棟と、往時の状態を見学する棟を設け、史跡山居倉庫の歴史を学び、理解を深められる施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料展示学習施設、体験学習施設 ・ベンチ ・防犯灯、歩行補助照明
	民間活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用による観光的魅力の強化や市民利用の促進を図り、来訪者が利用しやすく、楽しむことができる施設を目指す。 ・本計画期間では、修復などを行いながら適切に保存管理を行うとともに、民間企業等による事業導入を図る。 ・民間団体や企業が参入する場合は、本質的価値を損なわない方法で、内部を改修しながら活用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装改修(民間による整備) ・総合案内板、解説板、眺望サイン ・ベンチ ・防犯灯、歩行補助照明 ・チーン柵 ・上水道、下水道、電気設備
	インフォメーション・ガイダンスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫のインフォメーション機能、観光ガイドスペース機能を中心とし、来訪者への全体案内として情報提供を行う。 ・住民、観光客の交流、休憩の場として広い休憩室とトイレを整備し便益機能を強化する。 ・民間活用及び交流(物販・飲食機能、市民活動やイベント開催等など)を通して、史跡山居倉庫の魅力を知るための活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内所 ・ガイダンス施設 ・トイレ ・総合案内板、解説板 ・防犯灯、歩行補助照明
	保存管理ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の景観を将来へ伝えるため、ケヤキ並木、神社、石垣等の維持管理を行う。 ・修復などを行いながら、適切に保存管理を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解説板、眺望サイン ・ベンチ ・防犯灯、歩行補助照明
史跡指定地外	エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫へのアプローチ路。 エントランゾーンⅠは山居橋、エントランゾーンⅡは新内橋を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望サイン
	河川・眺望ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫の立地の特徴を理解するための眺望と散策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見学用眺望場所 ・眺望サイン

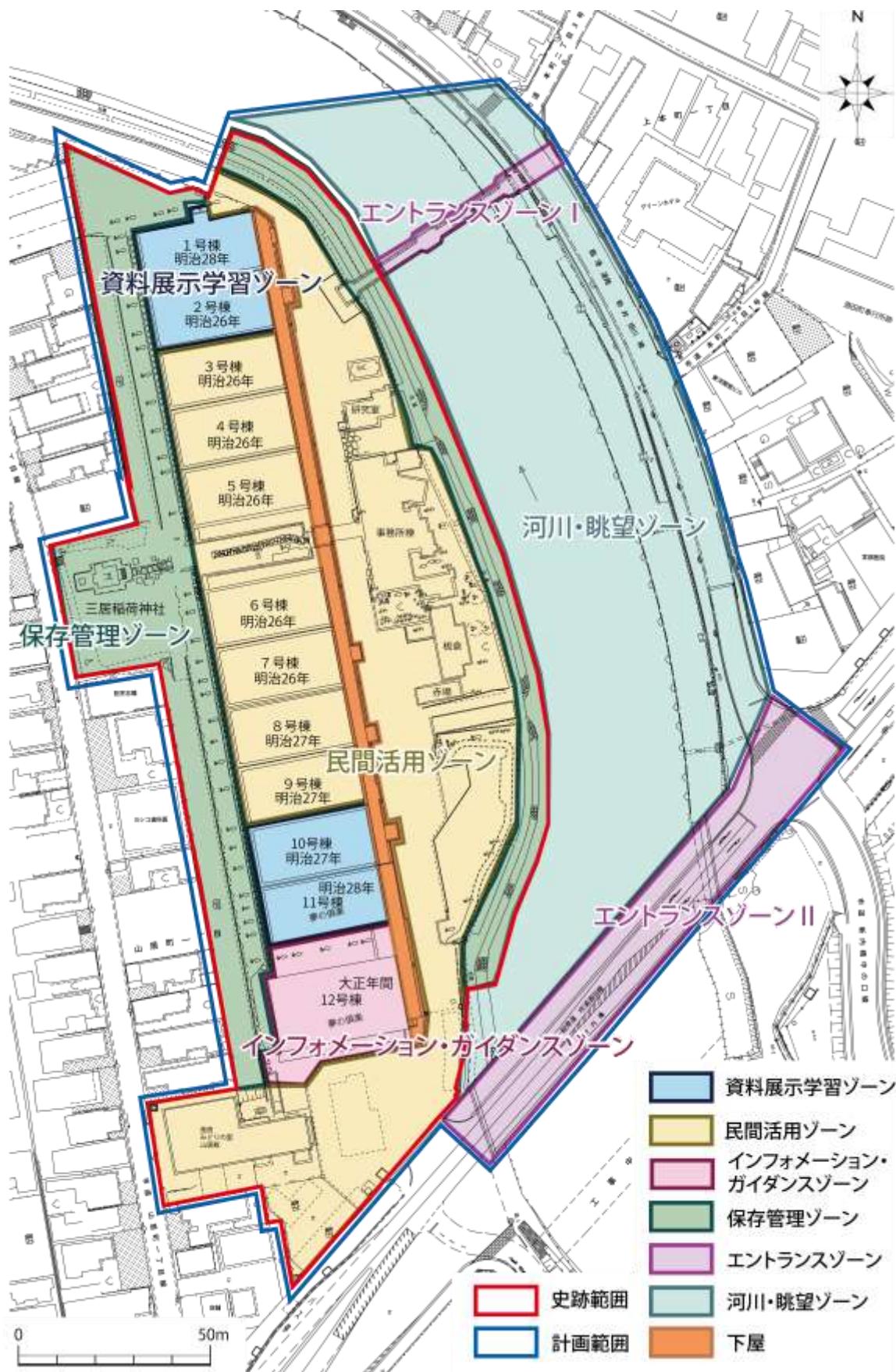


図 5-1-6 ゾーニング図

2. 遺構保存と歴史的建造物・石垣等修理に関する計画

(1) 埋蔵遺構の保存

①計画的な遺構確認調査の場合

史跡山居倉庫の実態解明のための遺構確認調査を行う場合は、目的に応じた最小限の掘削範囲とし、遺構の保存に配慮する。

②工事に伴う掘削の場合

建築物の耐震補強・設備配管の改修・道路施設(舗装、排水など)の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、必要最小限の掘削にとどめる。

掘削時に確認調査等を行い、遺構が検出された場合は保存を原則として工事との調整を図る。

(2) 歴史的建造物・石垣等地上に表出する遺構の保存と修復

①建築物の保存と修復

歴史的建造物のうち、本計画の対象とする建築物は「史跡山居倉庫保存活用計画」にあげられている本質的価値を構成する諸要素に係る建築物とする。

以下に、対象となる建築物の一覧を示す。

表 5-2-1 対象建築物の概要

番号	修復対象とする建築物	建設年代	構造
i	倉庫棟		
	1号棟・11号棟	明治28年	木造瓦葺平家建棟瓦葺
	2号棟～7号棟	明治26年	木造瓦葺平家建棟瓦葺
	8号棟～10号棟	明治27年	木造瓦葺平家建棟瓦葺
	12号棟	大正5年	木造瓦葺平家建棟瓦葺
	倉庫棟下屋		木造瓦葺平家建棟瓦葺
ii	事務所棟	明治26年～昭和時代初期	木造平屋建切妻造棟瓦葺、一部寄棟造、金庫室鉄筋コンクリート地上1階、地下1階
iii	東宮殿下行啓記念研究室	昭和前期	棟瓦葺寄棟造木造地上2階、地下1階建
iv	板倉	明治時代後期	木造平屋建金属板葺
v	赤場	昭和時代初期	
vi	三居稻荷神社	拝殿:明治27年	木造入母屋造棟瓦葺き

各建築物の保存においては、現状を維持することを目指す。

建築物の現状の状態について調査を行い、屋根瓦・樋・外壁・建具など外部仕上げ並びに内部仕上げ・構造材の腐食・劣化・破損をしている箇所を確認する。腐食・劣化・破損をしている箇所は修復を行い、建築物の健全化を進めることとする。三居稻荷神社については所有者と協議の上で調査を進める。

なお、将来的に軸組・小屋組などに腐食や傾きが生じた場合は、半解体または全解体の修復について検討を行うこととする。

建築物現況調査の結果、修復が必要と判断した場合は、原則として現状と同材による修復を行う。仕上げ材の部分的な腐食・劣化・破損を修復する場合は維持管理上の修復行為として現状の保存を図る。構造材の腐食・劣化・破損を修復する場合または仕上げ材の過半以上の修復を行う場合は、非解体修理とするか解体修理とするか、有識者の助言を受け、修理方法について審議・検討を行ったうえで設計並びに工事を行う。

以下に、劣化調査と修復のフローを示すとともに、各部位における修復の考え方を示す。

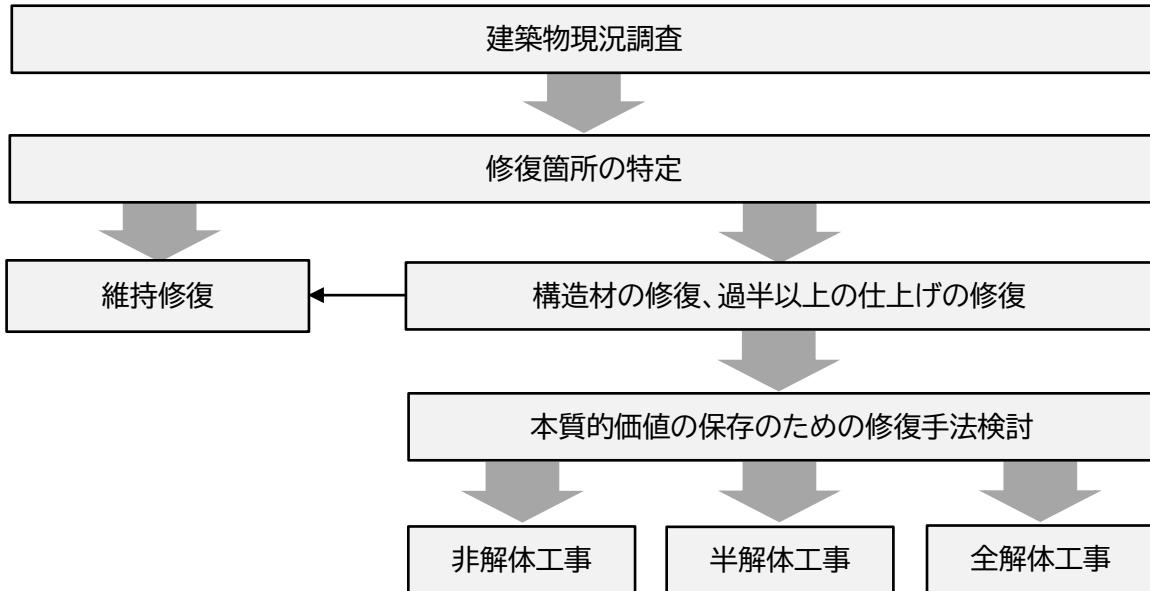


図 5-2-1 建築物の劣化調査から修復工事の流れ

ア) 屋根

瓦に破損が確認された場合は、破損した瓦の取り替えを行う。下地材において経年劣化による雨漏りが確認された場合は、建物の長寿命化を図るため、有識者の助言を受け、防水シート張りの追加による防水措置を講じることとする。

イ) 外壁

しつくい仕上げにおいて、しつくいの浮き・剥離が生じている箇所については、それらの劣化部分のしつくい仕上げを撤去し、新規にしつくい仕上げを行う。しつくい下地の土壁に浮き・剥離が生じている場合は、同様に劣化部分の土壁を撤去し、必要に応じて小舞竹の追補を行ったうえで、新規に壁土を塗り込める。

外壁板張り部においては、棟毎に塗装の塗り替えを進め、板材の劣化を防止する。塗装材料については含侵系塗料を基本とする。また、外壁下地材において経年劣化による腐食が確認された場合は、建物の長寿命化を図るため、有識者の助言を受け、防水シート張りの追加による防水措置を講じることとする。

ウ) 床

コンクリート土間に大規模な亀裂が確認された場合は、Uカットシーリングによる補修を行う。

エ) 内壁

しつくい仕上げの修復については、外壁のしつくい仕上げに準じる。

ウレタン吹付材並びに合板張りに破損が確認された場合は、しつくい仕上げに影響が生じない限り修復は行わないこととする。ただし、活用に影響が生じる場合は、有識者の助言を受け、修復材料と修復方法について審議・検討を行ったうえで同材による修復または代替材による修理を行う。

②建築物の維持修復

対象とする建築物においては、日常的な維持管理を行いながら、維持修復を図る。

以下に、維持修復項目を示す。

- ・積雪などにより生じた屋根瓦のズレが生じた場合の瓦の並べ直し
- ・雨漏りが生じた場合の瓦交換や防水シートの部分的設置
- ・樋の交換
- ・外壁塗装の塗り直し
- ・建具塗装の塗り直しや戸車交換 など



写真 5-2-1 屋根



写真 5-2-2 雨樋



写真 5-2-3 外壁下見板



写真 5-2-4 建具

③建築物の耐震診断と耐震補強

各建築物においては耐震診断を行い、現状を把握する。その結果、活用用途に応じて耐震補強の範囲及び耐震補強の手法を定めるとともに、関係機関と協議を行ったうえで、耐震補強設計工事を進める。

インフォメーション・ガイダンス施設及び資料展示学習施設として改修する1、11、12号棟においては、全ての範囲において耐震補強を行う。また、民間活用施設として改修する建築物においては、活用する範囲に応じて来訪者の安全性を確保できる部分的な耐震補強を行う。

なお、倉庫棟及び事務室・研修室の耐震診断は令和6から7年度にかけて実施している。三居稻荷神社については、所有者と協議の上で速やかに行う。

以下に、耐震補強の手法についてフローを示すとともに、耐震補強の考え方を示す。

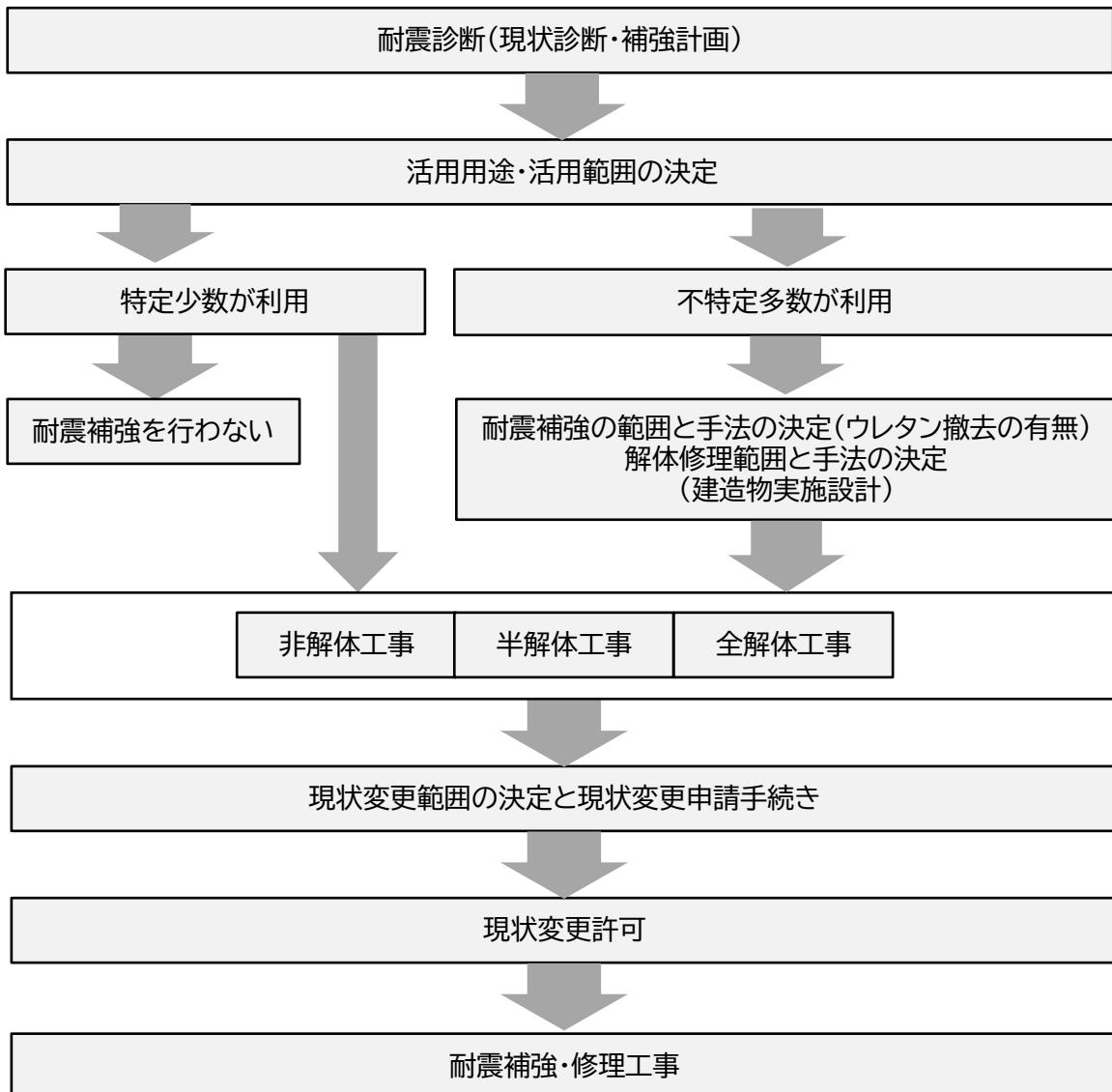


図 5-2-2 耐震診断から修理工事の流れ

- ・耐震補強計画並びに耐震補強設計における補強後の診断値は 1.0 以上とする。
- ・倉庫棟 1 号棟から 12 号棟において、建築物全ての範囲において耐震補強を行う場合は、鉄骨造による補強を基本とする。
- ・倉庫棟 1 号棟から 12 号棟以外の建築物において、全ての範囲において耐震補強を行う場合は、鉄骨造または木造による補強とする。
- ・いずれの建築物についても、建築物の部分的な範囲において耐震補強を行う場合は、鉄骨造または木造による補強とする。
- ・耐震補強に伴う解体等については部分解体とし、建築物の全解体は行わないこととする。
- ・耐震補強に伴い基礎を設置する場合は、掘削時に遺構の確認を行うこととする。
- ・部材の腐食や劣化が認められ修復が必要な場合は、修復が必要な範囲での継ぎ木・剥ぎ木を基本とし、やむを得ない場合に限り交換を行う。
- ・ウレタン吹付並びに合板張りについては、現状を維持することを目指すこととするが、活用整備において撤去を行う場合は、第 4 章 (2) に示す①から④により関係機関と協議のうえ決定することとする。

④工作物の保存と修理

歴史的建造物のうち、本計画の対象とする工作物は「史跡山居倉庫保存活用計画」にあげられている本質的価値を構成する諸要素に係る工作物とする。

以下に、対象となる工作物の一覧を示す。

表 5-2-2 対象工作物の概要

番号	修理対象とする工作物	
i	山居稻荷神社	鳥居
ii		社標
iii		燈籠1
iv		燈籠2
v		燈籠3
vi		玉垣
vii		西面石段
viii	事務所棟	庭板塀
ix	敷地境界	柵(敷地北端)

各工作物の保存においては、現状を維持することを目指す。

工作物の現状の状態について調査を行い、腐食・劣化・破損をしている箇所を確認する。腐食・劣化・破損をしている箇所は修理を行い、工作物の健全化を進めることとする。

なお、将来的に構造上の安全性に係る腐食や傾きが生じた場合は、半解体または全解体の修理について検討を行うこととする。

工作物現況調査の結果、修理が必要と判断した場合は、原則として現状と同材による修理を行う。仕上げ材の部分的な腐食・劣化・破損を修理する場合は維持管理上の修理行為として現状の保存を図る。構造材の腐食・劣化・破損を修理する場合または仕上げ材の過半以上の修理を行う場合は、非解体修理とするか解体修理とするか、有識者の助言を受け、修理方法について審議・検討を行ったうえで設計並びに工事を行う。

工作物の劣化調査から修理工事の流れについては図 5-2-1 に準ずる。

⑤石垣の保存と修理

ア) 石垣の保存

現況調査並びに動態観測のための測量・図化を行い、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針(案)」に基づき、全ての石垣においてカルテを作成する。

外観目視により予備診断を行い、対処方針を定める。危険が予測される範囲においては活用動線を見直すとともに、動態観測や基礎診断を行って耐震対策を検討していく。

石垣の保存については現状維持を基本とし、薦及び樹木の根茎が石垣に与える影響が懸念される範囲においては、薦類の除去、樹木の剪定を行う。また、必要に応じて、石垣天端の排水施設設置を設置する。

i) 石垣カルテの作成

石垣の平面図・立面図・断面図を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳(石垣カルテ)を作成する。

ii) 継続的な維持管理

継続的に石垣の目地から生える草本類の除草を行い、石垣をき損またはき損の原因となる樹木は、植生修景方針により剪定や伐採を行う。また、石垣の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行う。

iii) 動態観測

耐震対策が必要とされた石垣においては、石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の動態観測を行う。

なお、動態観測は2年間を基本とし、変動がないことを確認した段階で観測を終了する。観測終了後は、施設管理者が定期的に目視観察を行い、異常が確認された場合は、観測を再開しながら専門家の意見をふまえ修理を進めることとする。



写真 5-2-5 川側石垣



図 5-2-3 川側石垣断面図



写真 5-2-6 西側石垣

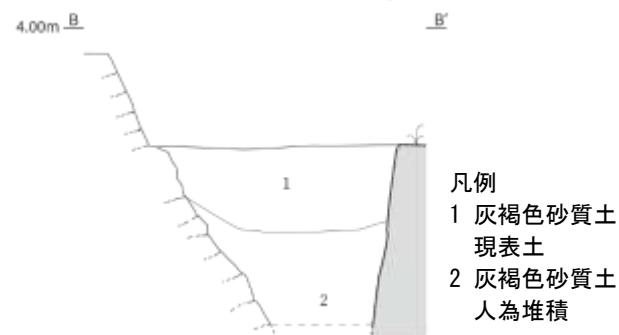


図 5-2-4 西側石垣断面図

石垣カルテの作成並びに動態観測の結果をふまえ、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針(案)」に基づき、予備診断を行い対処方針の設定を行う。また、必要に応じて基礎診断を実施する。診断により補強が必要と判断された場合は、現状の工法及び外観に十分配慮した工法を選定することとする。

以下に、石垣カルテ作成と補強に係るフローを示す。

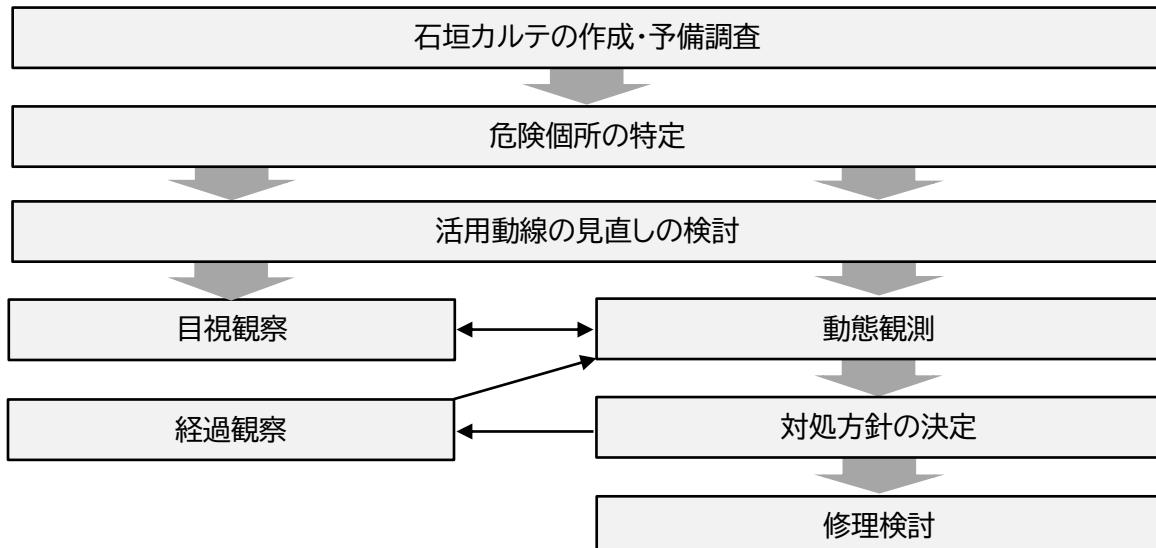


図 5-2-5 予備調査から修理工事の流れ

イ) 石垣の修理

石垣の修理において解体修理をともなう修理は、石垣背後の掘削が広範囲となり土地及び建築物への影響が大きいことから、日常的な観察と維持管理を継続し、破損及び変形の有無について確認を行う。破損及び変形が確認された場合は、応急的措置や部分的な修理について、以下のフローにしたがって修理を行うこととする。

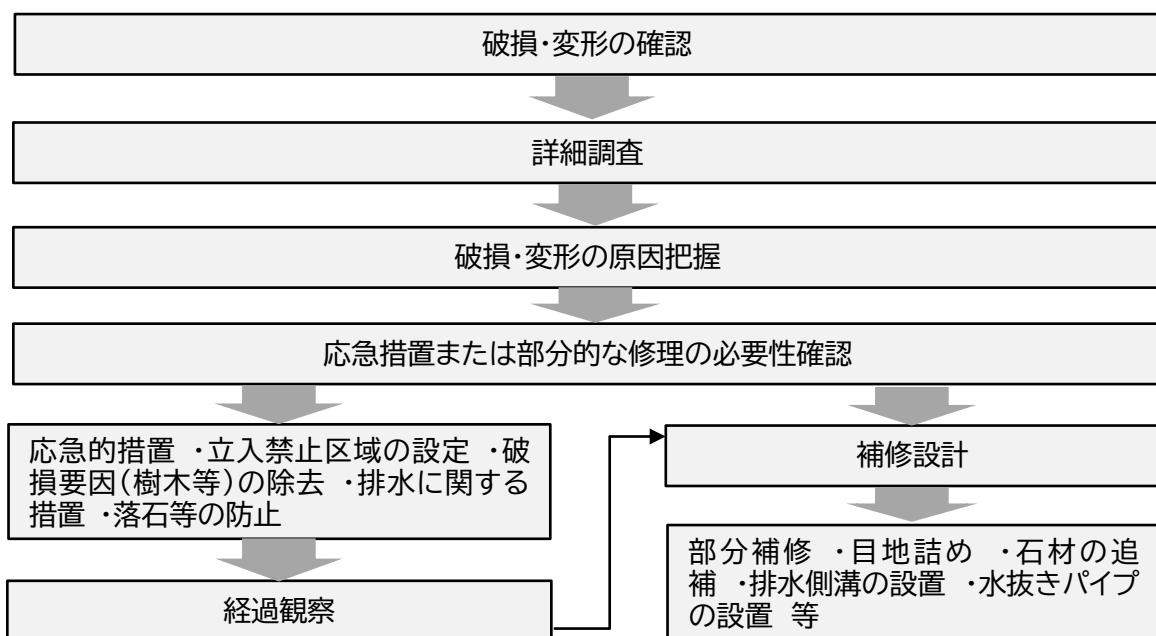


図 5-2-6 石垣修理の流れ

なお、自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、広範囲の破損・変形に至った場合は、解体修理による原状復旧を行う。その際には、専門家並びに関係機関と協議のうえ修理設計を行った後、工事を実施することとする。

①西側石垣／空積

創建当初の敷地造成を示す遺構であり、空積であることから、旧来の仕様を示すものと考えられる遺構である。現状では一部の石積に乱れが生じていることから、石垣カルテの作成並びに動態観測を進めながら、必要に応じて局部的な積直しを行うことを検討する。

積直しに際しては、空積みの状態を保存することとし、構造上の安全性を向上するため、裏込め砕石の充填範囲拡張などにより排水性能の向上を図る。

なお、地上に見えている石垣の地下には石垣が続いていることが確認されており、地下埋設部分は現状維持とする。

②西側石垣／練積

創建当初の敷地造成を示す遺構であるが、練積のため後年の改修が窺える遺構である。目地の抜け等は見られず、比較的安定した状態と見られる。

今後、石垣カルテの作成を進めながら、石積に乱れや目地の抜けが確認された場合は、動態観測を行い、必要に応じて目地材の追補を行うことを検討する。

なお、地上に見えている石垣の地下には石垣が続いていることが確認されており、地下埋設部分は現状維持とする。

③新井田川護岸／法面石垣

新内橋南袂から緑地公園北端まではコンクリートブロック積、緑地公園北端から事務所棟北荷揚場まではコンクリートによる被覆が施されており、東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂までは法面石垣が旧来の状態で残されている。

今後、石垣カルテの作成を進めながら、コンクリートブロック積またはコンクリートによる被覆の内部に旧来の法面石垣が残されているか確認調査を行うこととする。

また、旧来の状態で残されている法面石垣において、破損・変形が確認された場合は、図5-2-5（石垣修理の流れ）にしたがって補修を行うこととする。

なお、石垣法尻には護岸根固めの石敷と松杭があり、松杭上端に腐食が見られるが、河川水位以下における腐食は進行していないと推察されるため、現状維持を基本とする。



写真 5-2-7
新井田川護岸根固めの
石敷と松杭

3. 動線計画

(1) 来訪者動線

山居橋からの動線は、かつての史跡山居倉庫の入口として歴史を理解するとともに、中心市街地や本港からの市民や観光客の動線として設定する。山居橋からの動線は、史跡内に入る前に来訪者が川の対岸から眺望し、舟運に伴う荷揚場や盛土とケヤキ並木の景観を史跡山居倉庫の土地の特徴を認識することにより、本質的価値を語るための重要な役割を担うものである。

以下に、史跡山居倉庫の本質的価値を語るストーリーとしての推奨見学動線を施設順にあげる。

※左タイトルの色は地区区分計画に示すゾーニングに準じる

【テーマ】
史跡を巡り、歴史と本質的価値を感じる

史跡山居倉庫は、明治期に建てられた歴史的建造物であり、酒田の米どころとして栄えた往時の暮らしを今に伝えています。倉庫群それに付随する建物を歩いて巡ることで、当時の物流や町並みの雰囲気を体感できると同時に、その本質的価値を肌で感じることができます。

①山居橋対岸の眺望場所

対岸から舟運の荷揚場や盛土、ケヤキ並木の景観、さらに史跡山居倉庫の立地条件について理解できます。

②山居橋

史跡山居倉庫は中州である山居島に建設され、防犯のために山居橋と永世橋だけが史跡山居倉庫に入ることができます。建設当時の史跡山居倉庫の入り口が陸からの米の搬入路であったことを理解できます。

③③' 史跡山居倉庫側眺望場所

建設から 130 年以上が経過した現在、残存する 12 棟の倉庫群の景観を見学し、どのように保存していくか考えるきっかけとします。

④倉庫群見学

外周から建設年代による建物の違いや二重屋根など、130 年前の倉庫の機能について理解できます。
下屋を通じて内部からは、各棟の建築的特徴や明治 26 年から工夫しながら令和 4 年まで現役として米を貯蔵していた倉庫機能の変遷を理解できます。

**⑤資料展示
学習施設**

史跡山居倉庫の歴史や建築物、見どころについて知ることができます。

⑥研究室

史跡山居倉庫の保管・貯蔵に関する研究が行われ、史跡山居倉庫の米の成果を高めるための縁の下の力持ちとなった施設です。

**⑦荷揚場
(北)**

新井田川から船で運ばれた米が荷揚げされ、史跡山居倉庫から出荷された当時の流通を理解できる場所です。当時は雨風を避けるために、川から倉庫まで屋根がかけられていました。

⑧事務所棟

史跡山居倉庫の事務を行うとともに、会議室、応接室、近郊室、和室、24時間管理するための宿直機能や休憩室の機能を備え、史跡山居倉庫の管理を担っていました。

⑨板倉

倉庫として利用されていましたが、近年は史跡山居倉庫を管理するための物置や車庫として使用されています。

⑩赤場

当初物置などの用途として使われていましたが、近年は職員の休憩室として利用されています。

**⑪荷揚場
(南)**

新井田川から船で運ばれた米が荷揚げされ、史跡山居倉庫から出荷された当時の流通を理解できる場所です。この場所にも当時の船が復元されて展示されています。

**⑫体験学習
施設**

史跡山居倉庫の歴史や建築物、見どころについて知ることができます。

**⑬インフォメ
ーション・
ガイダンス
施設**

酒田の観光に関する案内所です。

**⑭ケヤキ
並木**

史跡山居倉庫を風や日差しから守るために植栽され、倉庫の鞘と共に、空調のなかった130年前の倉庫の室温管理の知恵を理解することができます。

**⑮三居稻荷
神社**

史跡山居倉庫の安全や繁栄を祈願して設置された稻荷神社です。

また、主要な施設の現況を次に示す



①山居橋対岸の眺望場所



⑤資料展示学習施設



②山居橋



⑥研究室



③史跡山居倉庫側眺望場所



⑦荷揚場(北)



④倉庫群見学（下屋通行可能）



⑧事務所棟



⑨板倉



⑩インフォメーション・ガイダンス施設



⑪赤場



⑫ケヤキ並木見学



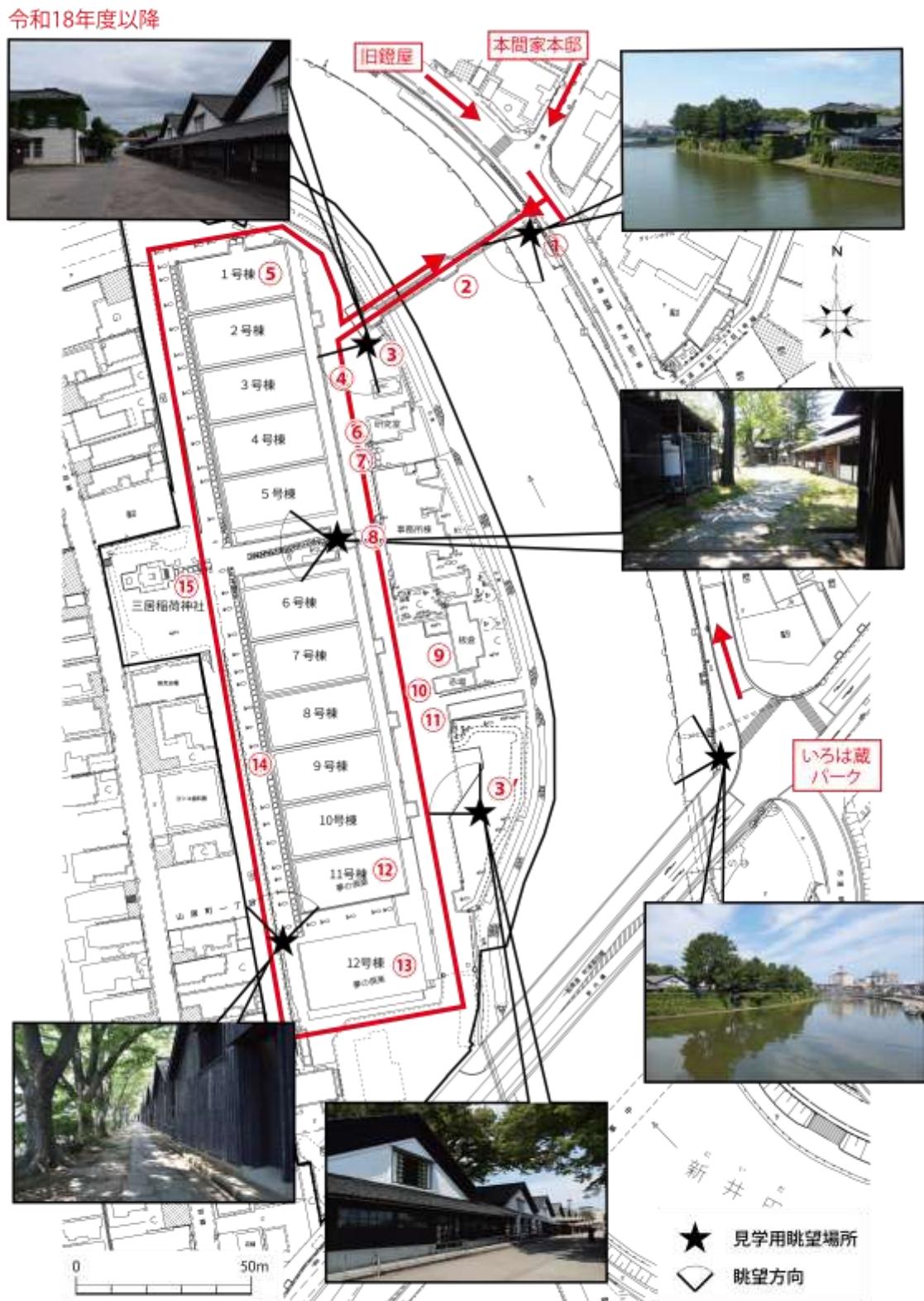
⑬荷揚場（南）



⑭三居稻荷神社



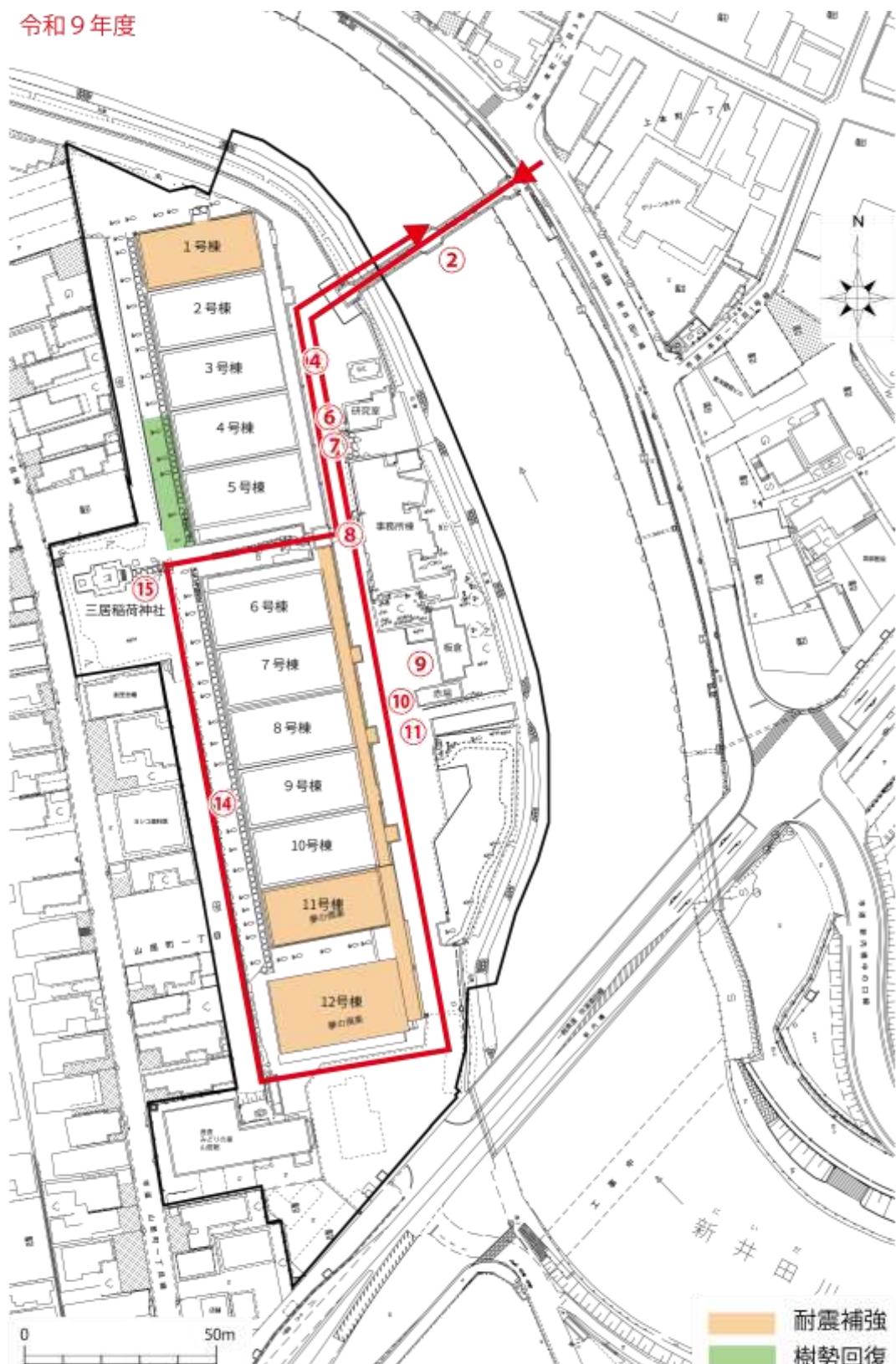
⑮体験学習施設（11号棟）



- ①山居橋対岸の眺望場所 ②山居橋 ③③'山居倉庫側眺望場所 ④倉庫群見学 ⑤資料展示学習施設
 ⑥研究室 ⑦荷揚場（北） ⑧事務所棟 ⑨板倉 ⑩赤場 ⑪荷揚場（南） ⑫体験学習施設
 ⑬インフォメーション・ガイダンス施設 ⑭ケヤキ並木 ⑮三居稻荷神社

図 5-3-1 推奨見学動線図（最終）

令和9年度



②山居橋 ④倉庫群見学 ⑥研究室 ⑦荷揚場（北） ⑧事務所棟 ⑨板倉 ⑩赤場
 ⑪荷揚場（南） ⑭ケヤキ並木 ⑮三居稻荷神社

図 5-3-2 令和9年度推奨見学動線図

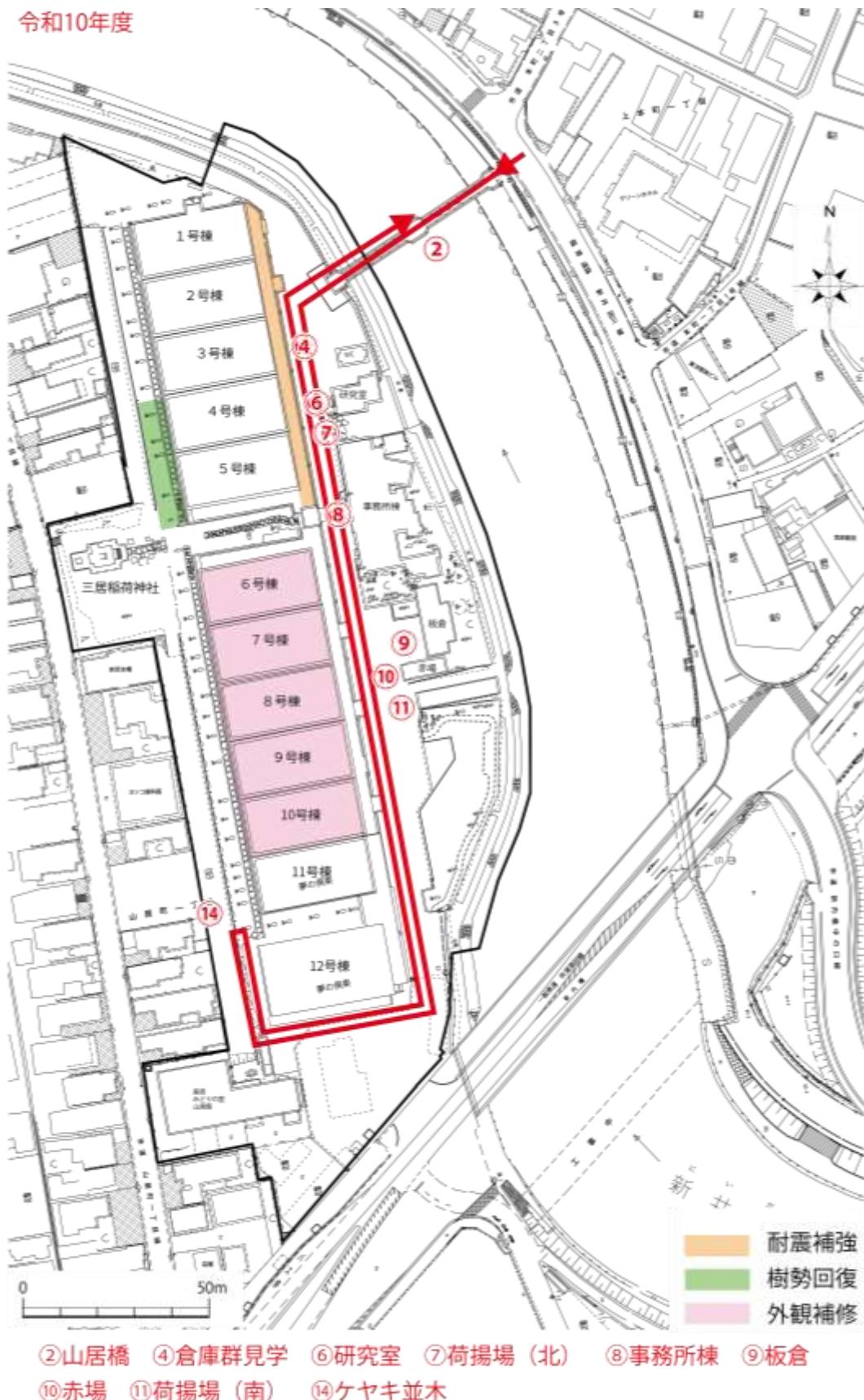


図 5-3-3 令和 10 年度推奨見学動線図

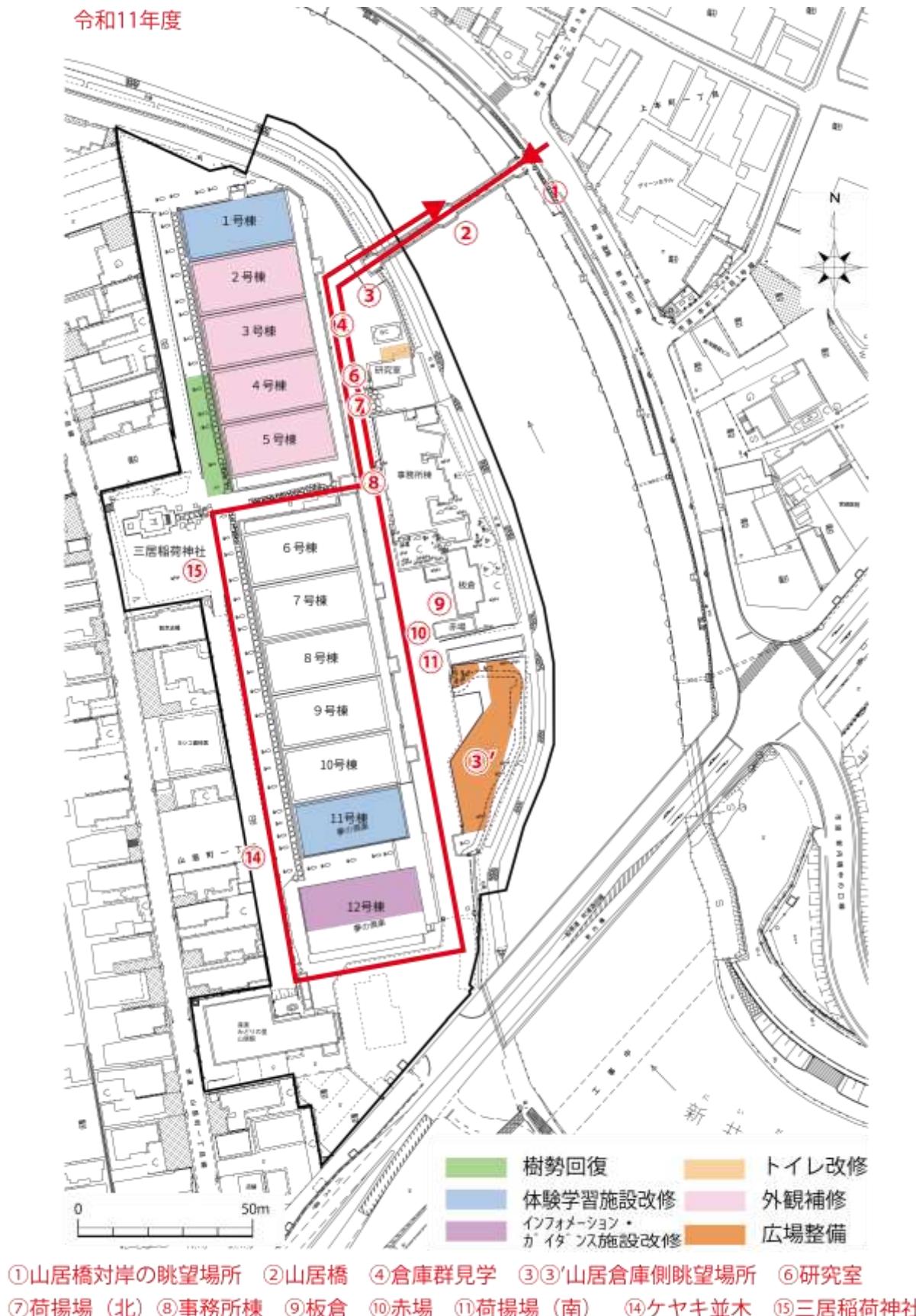


図 5-3-4 令和 11 年度推奨見学動線図



- ①山居橋対岸の眺望場所 ②山居橋 ③③'山居倉庫側眺望場所 ④倉庫群見学 ⑤資料展示学習施設
- ⑥研究室 ⑦荷揚場（北） ⑧事務所棟 ⑨板倉 ⑩荷揚場（南） ⑪体験学習施設
- ⑫インフォメーション・ガイダンス施設 ⑬ケヤキ並木 ⑭三居稻荷神社

図 5-3-5 令和 12～14 年度推奨見学動線図

令和15~17年度



- ①山居橋対岸の眺望場所 ②山居橋 ③③'山居倉庫側眺望場所 ④倉庫群見学 ⑤資料展示学習施設
- ⑥研究室 ⑦荷揚場（北） ⑧事務所棟 ⑨板倉 ⑩赤場 ⑪荷揚場（南） ⑫体験学習施設
- ⑬インフォメーション・ガイダンス施設 ⑭ケヤキ並木 ⑮三居稻荷神社

図 5-3-6 令和 15~17 年度推奨見学動線図

(2) 管理者動線

乗用車や二輪車などの一般車両は、県道からの出入りとする。倉庫前通路は緊急車両、管理車両のみ通行可能とし、管理車両については北側からの通行も可能とする。

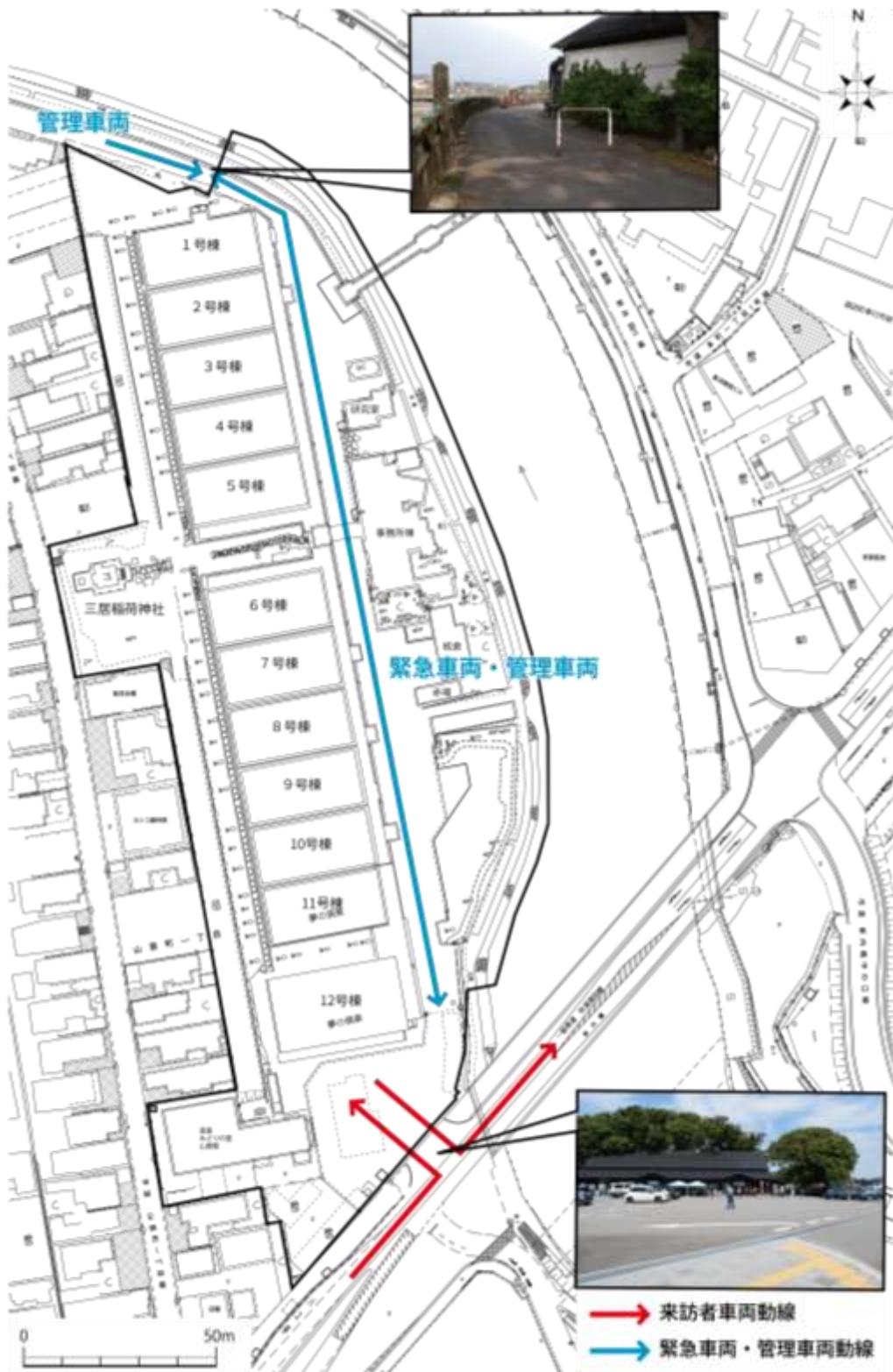
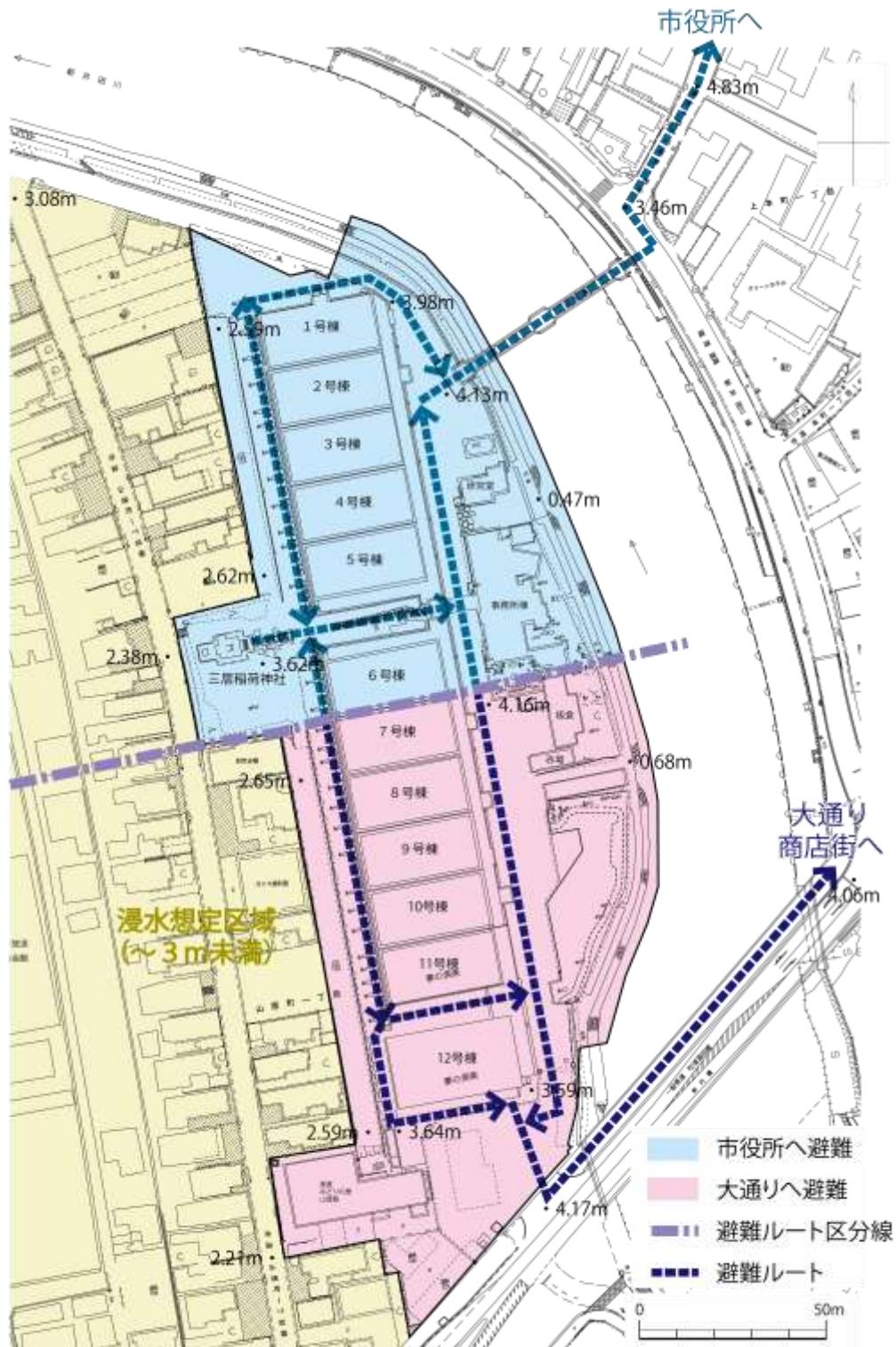


図 5-3-7 車両動線図

(3) 避難動線

史跡内からの避難動線は県道へ出て新内橋から大通り商店街へ向かう方向と、山居橋を渡り市役所へ向かう2方向を設定する。これらは6号棟と7号棟の間で区域を分け、双方へ来訪者を誘導する。



山居倉庫：要避難区域（バッファゾーン）

津波浸水想定区域に該当しないが、「命のために離れることが望ましい」区域
新井田川対岸も一部が浸水想定区域、要避難区域（バッファゾーン）だが、河岸を離れると区域外となる

図 5-3-8 避難動線図

(4) バリアフリー動線

車いす等を利用した史跡山居倉庫敷地内周遊のためのバリアフリーの対応について、県道吹浦酒田線から駐車場を経て 12 号棟から 1 号棟までの敷地内通路は舗装されており、段差がないことから、車いすの通行が可能な状態にある。ただし、ケヤキ並木の園路は樹木の樹勢回復並びに維持を目的として、木道などの構造物を設置しないこととするため、車いすの通行はできない状態となる。

そのため、12 号棟西側にケヤキ並木を眺望するための場所を設け、そこから史跡の景観を楽しめる空間を創設する。

12 号棟の東側には現状で屋外スロープが設置されており、内部床の高さまでバリアフリー化がなされている。また、12 号棟・11 号棟の下屋内部の床から 11 号棟室内に入る出入り口にもスロープが設置されており、11 号棟内部床の高さまでもバリアフリー化がなされている。これらの 2 棟については現状を維持し、車いすが来訪可能な範囲とする。

1 号棟から 10 号棟は倉庫を繋いでいる下屋部分が外部通路の舗装レベルと同一であることから、見学通路として車椅子の通行が可能となる。

1 号棟は資料展示学習施設、11 号棟は体験学習施設として活用することから、出入り口にスロープを設け、バリアフリー化を図る。3 号棟から 9 号棟、事務所棟と研究室棟においては活用の用途に応じて出入り口にスロープを設けることとする。

5 号棟と 6 号棟の間から三居稻荷神社へのバリアフリー化を図る。



写真 5-3-1 10号棟入口スロープ



写真 5-3-2 12号棟屋外スロープ



写真 5-3-3 1号棟下屋と同一の外部通路の舗装レベル

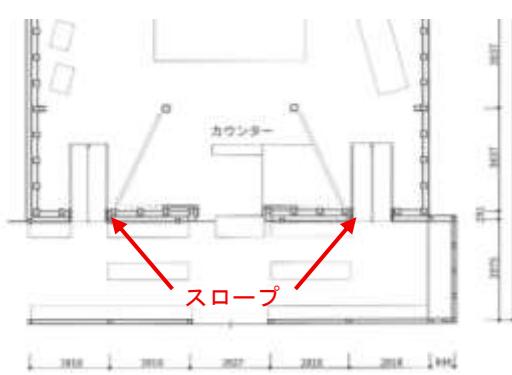


図 5-3-9 11号棟入口スロープ

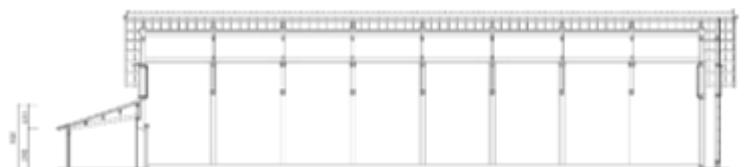


図 5-3-10 11号棟断面図



図 5-3-11 バリアフリー範囲図

4. 雨水排水に関する計画

現状の雨水排水経路を維持することを基本とする。

ただし、ケヤキ並木西側の石垣下地盤面は豪雨時に滯水することから、現状地盤に排水勾配を付加するための盛土を行う。盛土にあたっては降雨強度を鑑みた排水能力を設定し、必要に応じて排水溝等を設置する。

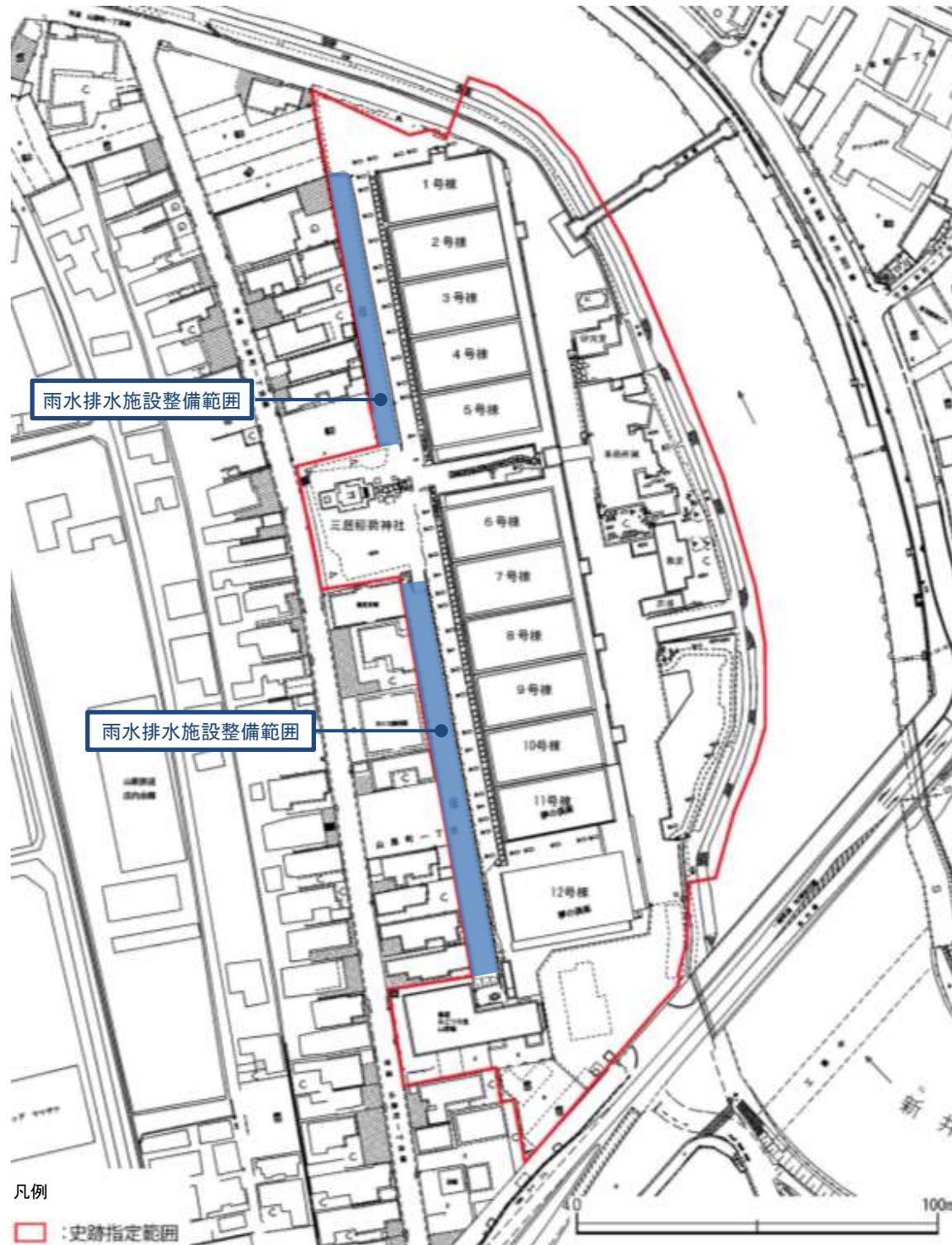


図 5-4-1 雨水排水整備対象範囲図

史跡山居倉庫敷地内の地質の現状はボーリング調査の結果、No1. 地点において深さ 1.8mまで礫混じり質細砂、深さ 1.8mから 3.7mまで砂質シルト、No2. 地点において深さ 1.0mまでシルト質細砂、深さ 1.0mから 3.15mまで細砂となっていることから、雨水浸透枠の深さを 1.0m以深とし、礫混じり質細砂または細砂の土層で浸透させることとする。



図 5-4-2 ボーリング調査位置図



図 5-4-3 ボーリング調査柱状図（左 No. 1、右 No. 2）

5. 遺構の表現に関する計画

1) 地上に表出する遺構の展示

建造物や石垣などの史跡の本質的価値を有する遺構は、現状を常態的に公開する。史跡の遠景、近景及び来訪者の動線上での景観において、遺構の本来的な規模や形状、配置などが理解しやすいよう解説板などを用いて補足する。遺構自体が露出していることで、き損しやすいため、その場合は「7-2 遺構保存・修復に関する計画」に従い管理・修復等の対応を行う。

2) 地下に埋蔵されている遺構の表示

発掘調査等により得られた成果について露出展示などの遺構表示は行わないが、遺構の状況を適切に見学者に伝えるため、資料展示学習施設の展示にて紹介する。

6. ケヤキ並木の保存整備に関する計画

史跡山居倉庫の背後に植栽されたケヤキ並木は、築造以来130年以上が経過し、日差しや風から倉庫を守り、温湿度調整といった実用的機能を果たすだけでなく、酒田の観光資源としても高い評価を受けている。しかし、近年、並木の一部において樹勢の衰えが顕著になり、景観的価値の低下や将来的には枯損が懸念されている。この要因として、倉庫背後に敷設された石畳の存在や観光客の通行がもたらす踏圧により、根系周辺の土壤が硬化し水分や空気の供給が阻害されていることなどがあげられる。

そこで、令和6年10月より12月にかけて、樹勢が衰退している箇所のうち、1号棟から5号棟までのケヤキについて、樹木医と専門家の意見をもとに樹勢回復施工を試験的に実施した。

以下に、具体的な施工内容を示す。

- ①1号棟については、石畳の撤去、土壤の攪拌、枝の芯止め剪定を実施。
- ②2号棟については、石畳の撤去、土壤攪拌・土壤改良、枝の芯止め剪定を実施。
- ③3号棟から5号棟については、石畳の撤去や土壤の攪拌は行わず、危険木や支障木の剪定を実施。

上記の①から③の樹勢回復施工を試験的に実施し、令和8年6月頃まで1号棟から5号棟における樹勢回復の状況を経過観察する。

今後はこの結果をもとに、令和8年度に史跡山居倉庫のケヤキ樹勢回復の施工方法を決定し、令和9年度より計画的に樹勢回復を行っていく予定で進める。

なお、除去する枝は次のとおりとする。

- ①枯れ枝
- ②折損によって危険をきたす恐れのある枝
- ③病害虫被害が著しい枝
- ④成長の止まった弱小枝、生育上不要な枝（ひこばえ、胴ぶき枝、からみ枝、徒長枝、さかさ枝、ふところ枝、重なり枝、車枝、平行枝等）
- ⑤通風、採光に著しく障害となっている混み枝
- ⑥雑然と繁茂し過ぎて見苦しくなったり樹形枝のバランスを乱したりしている枝

加えて、剪定方法、剪定分量及び一般的な注意点を以下に示す。

- ①当該樹木の特性、状況に応じて枝おろし、枝抜き、切返し、切詰め剪定を適宜行う。
- ②原則として樹勢の強い部分は比較的強く、樹勢の弱い部分は比較的弱く剪定する。
- ③大枝を除去する際には、その枝の付け根樹幹部分を損傷しないように、枝の株にひき一目を入れてから切り落とすこととし、場合によっては二度切りする。
- ④各枝の剪定の仕上げ位置としては、原則として分岐点の付け根部分（枝条基部）とし、切り口の角度は残された幹や枝とできるだけ平行になるように心がけて切り取る。
- ⑤切り口の表面はできるだけ平滑にし、腐れ、枯れこみの原因とならないように丁寧に仕上げ、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布する。
- ⑥樹木毎の状況成長、枝葉の伸長量、密度、分枝量を勘案し、適正かつ常識的な剪定の分量を決定する。
- ⑦使用する機械器具（特に刃物類）は常時点検し、手入れの行き届いた適正品を使用する。

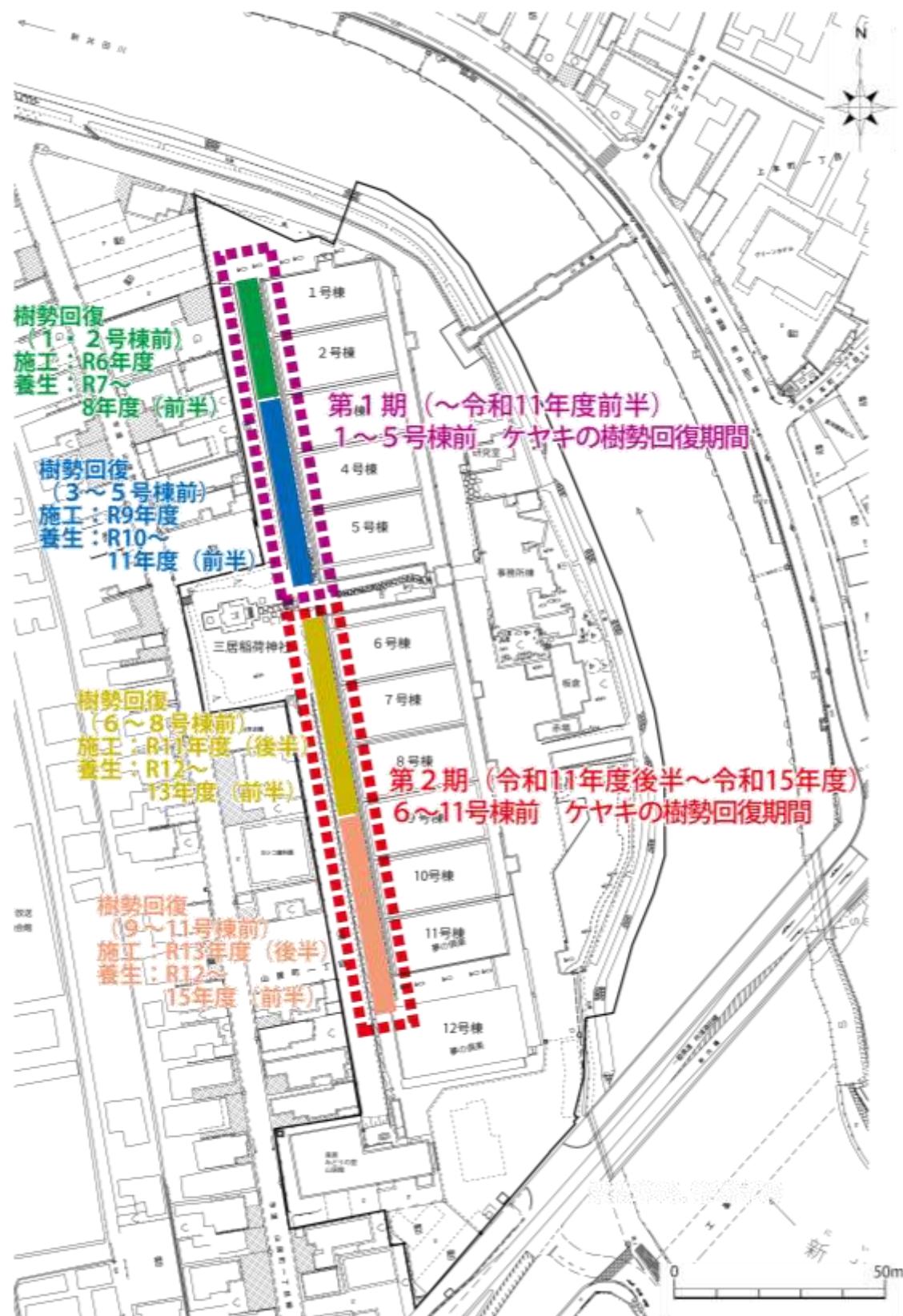


図 5-6-1 ケヤキ樹勢回復期間

7. 修景及び植栽に関する計画

(1) 庭園の保存と修復

①庭園の名称と調査

事務所棟の庭園については、「史跡山居倉庫保存活用計画」において以下の名称としている。

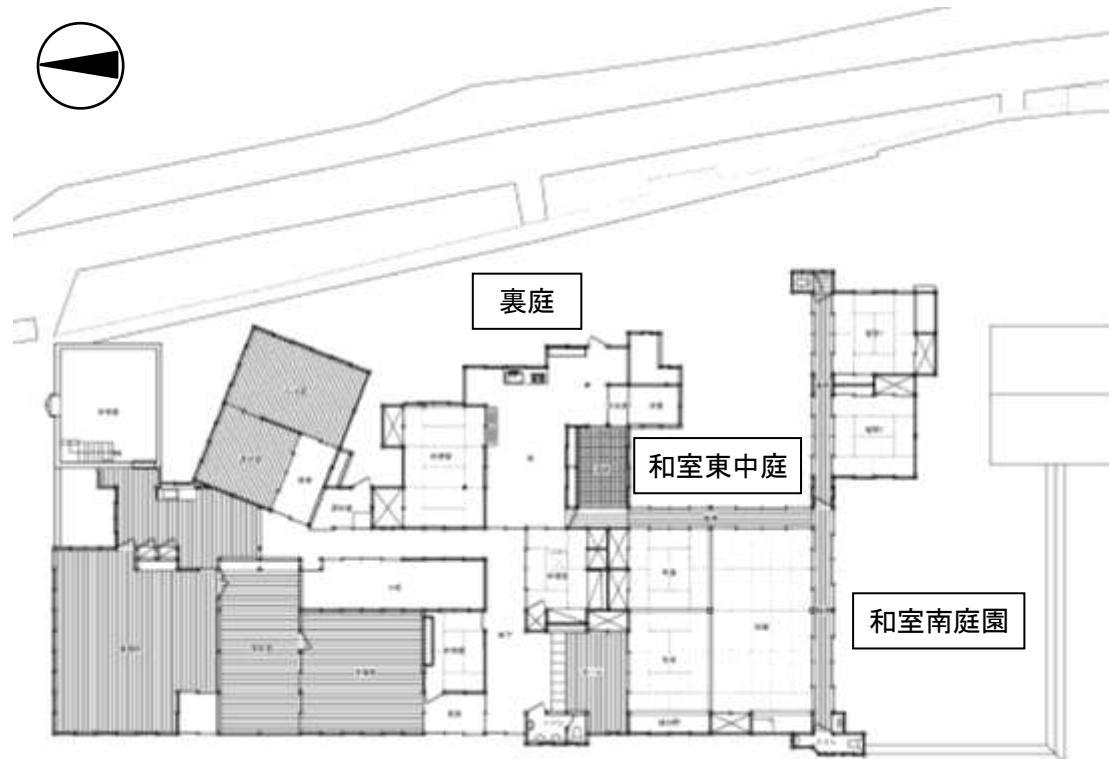


図 5-7-1 事務所棟庭園名称図

和室南庭園は仕立て松と踏石・飛石を配し板塀により囲われた空間であり、和室及び客間2から眺めるよう作られている。和室東中庭は高木数本と景石を配置した空間であり、和室から新井田川を眺めるように作られている。裏庭は台所から出て和室東中庭と和室南庭園へ通じる敷石・飛石があり、管理用の空間として作られている。

いずれの庭においても現況の詳細測量と既存樹木リストを作成し、保存する樹木と実生木など不要な樹木の整理を行う。

②庭園の保存

庭園内における樹木の伐採・移植・植樹は原則行わない。ただし、やむを得ず伐採・抜根等の必要性が生じた場合は、対象樹木の管理記録を作成した上で実施する。

疫病・虫害被害 (マツクイムシ等) について、モニタリングを実施し、予防対策、保護対策を行う。枯死や自然災害 (雪害や風害) による倒木、又は倒木の危険性のある樹木など、早期対応が求められるものについては、速やかに撤去を行い、事後、現状変更等の報告を行う。

積雪による枝折れ被害が想定される樹木については、雪囲い・雪吊りなどの冬季管理を徹底する。

③庭園の修復

和室南庭園は、仕立て松並びに低木の枝葉が成長し庭園の景観が乱れています。剪定と刈込を行います。和室東中庭は高木の下枝が成長し、川への眺望が遮られつつあるため、剪定を行います。裏庭は河川護岸の上にロープ柵が設置されていることから、生垣の設置などにより景観整備を行います。

保存する樹木については、現在、枝が延び、事務所棟の屋根と干渉している樹木があること、並びに落ち葉が屋根に堆積しているから、適切な剪定を進める。これにより、史跡内の景観を維持することにもつなげることとする。

いずれの修復においても、古写真やかつての管理者への聞き取りなどをもとに、剪定の程度を決定する。



写真 5-7-1 和室南庭園（和室より全景）



写真 5-7-2 和室南庭園（和室付近）



写真 5-7-3 和室南庭園（和室から客間 2）



写真 5-7-4 和室東中庭（和室より）



写真 5-7-5 和室東中庭（外部より）



写真 5-7-6 裏庭（台所付近）



写真 5-7-7 裏庭（中庭方向）

④庭園以外の保存樹木の修景

本計画の対象は「史跡山居倉庫保存活用計画」にあげられている本質的価値を構成する諸要素並びに本質的価値を継承する諸要素に係る樹木とする。

以下に、対象となる樹木の一覧を示す。

表 5-7-1 対象樹木一覧

諸要素の種別	番号	場所	樹種	備考
本質的価値を構成する諸要素	i	ケヤキ並木	ケヤキ	(6)にて記載
	ii	山居稻荷神社	境内樹木(マツ類)	
本質的価値を継承する諸要素	iii	ケヤキ並木	ケヤキ切株	
	iv	5号棟-6号棟間	イチョウ	
	v	事務所棟西面	フジ・マツ類	
	vi	事務所棟西面	スギ	
	vii	研究室西面	アオギリ	
	viii	板倉西面	マツ類	
	ix	緑地公園	マツ類	

iについては、(6) ケヤキ並木の保存整備に関する計画において記載したとおりである。

iiについては、マツの樹木の枝数が多く境内外が日陰になっていることから、境内の景観改善並びに史跡に隣接する住居への環境配慮を行うよう、所有者と協議の上で剪定を進める。特に下枝の剪定は環境改善に有効であることから、優先して行うこととする。

iiiについては、伐根することにより隣接するケヤキの根茎に影響を及ぼす恐れがあることから、現状のままとする。ただし、切株切断面の腐食が進んだ場合は、建物へ蟻害を及ぼす要因となることから、地盤面まで再切断のうえ防腐処理を行うこととする。また、切株から発芽した枝があるものについては切断処理を行う。

ivからviiiにおいては、枝が延び建物へ影響を及ぼしていることから、剪定を行い建物の保存につなげる。また、歴史的背景が明確になっていないことから、史料調査や聞き取り調査を進め、歴史的背景を明らかにするよう努める。

ixについては、史跡内から見る新井田川への景観及び新井田川対岸からの眺望の双方が、樹木越しに適度に垣間見える樹形となるよう剪定を行うこととする。

なお、マツについては令和7年度にマツ枯れ対策として薬剤樹幹注入を実施した。今後は経過観察を行うとともに、予防に努めることとする。

（2）史跡指定地内におけるその他樹木の修景等

①東宮殿下行啓記念研究室のツタ

外壁には新井田川護岸のツタが二階外壁や軒に繁茂する。春から夏の葉が茂った緑の季節や秋の紅葉の風景は、来訪者から人気があることではあるが、建物の保存においては劣化を促進し、外壁の腐食や雨漏りの原因となることから、伐採と撤去を進める。

②新井田川護岸・法面石垣のツタ

新内橋南袂から指定地北側の実生橋南袂までの新井田川護岸・法面石垣には、ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあることから、ツタの伐採と撤去を進める。

③事務所棟裏庭新井田川護岸上の生垣

事務所棟裏庭での管理者通行の安全を確保するため、護岸上の生垣植栽を追加する。

④緑地公園の修景樹木

園路周辺の樹木が繁茂し歩行者の通行を妨げていることから、歩行に支障がないよう園路周辺の樹木の刈込を行う。また、新井田川護岸上の生垣は法面上部からの転落防止を担っているが、成育に粗密があり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。歩行者の安全性を確保するため、生育に不具合がある生垣樹木は新規樹木に更新するとともに、定期的な生垣の刈込を行う。

⑤西側石垣上の生垣

創建当初の敷地造成の石垣上に植栽され、隣地境界との目隠しを担う。成育に粗密があり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。ケヤキ並木を見学する来訪者からの景観をふまえ、生育に不具合がある生垣樹木は新規樹木に更新するとともに、定期的な生垣の刈込を行う。

8. 案内・解説施設に関する計画

(1) サインの設置方針

サインの設置については「酒田市景観計画」における広告物の基準に準拠し、かつ、史跡の価値を阻害しないものとする。

史跡内には様々な事業で設置された表示物が複数あり景観を阻害していることから、混在しているサイン（施設名称など表示物を含む）を撤去・更新・新設により整理し集約とともに、デザインの統一を図る。

既存のサインを更新する際は現状の支柱を活用することとし、新設するサインについては、できる限り史跡に影響を与えないよう設置型式に配慮する。加えて、新設するサインについては、向きを現地と対照しやすいように設置する位置との関係性に留意するとともに、史跡内の景観との調和に配慮する。

新設するサインの種類と表示内容については、史跡の本質的価値に関する解説板や歴史的景観を感じるための眺望サインを充実させ、来訪者が史跡の本質的価値を理解し楽しむことができる環境を整える。また、音声ガイドなどのデジタルコンテンツの利用を通してサインの大型化は避けることとする。

サインの設置においては、表 5-8-2（サインの仕様・規格事例）に基づいて形式・素材・板面デザインを行う。なお、基礎を設置する際には必要最小限の掘削に留め、遺構の立会確認を行うこととする。

(2) サインの種類

来訪者がインフォメーション・ガイダンス施設における案内や総合案内板の情報をもとに史跡指定地内を自由に見学することを基本とするため、順路サインは設置しないこととする。

以下に、サインの種類と表示内容を示す。

表 5-8-1 サインの種類

機能	役割	設置場所	表示内容例
①総合案内	・史跡全体の案内 ・史跡の概要 ・本質的価値の説明	・12号棟前 ・山居橋袂	・史跡の内容 ・ゾーンの名称 ・各種施設の配置
②価値の解説	・各建物（倉庫1・2・10・12号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤場・三居稻荷神社）の解説 ・地形（盛土）の解説 ・樹木植生の（ケヤキ並木）解説 ・関連遺構（荷揚場）の解説	・各建物（倉庫1・2・10・12号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤場・三居稻荷神社） ・盛土前 ・ケヤキ並木前 ・荷揚場前	・各建物 ・地形 ・樹木植生 ・関連遺構の概要
③眺望	・史跡山居倉庫の本質的価値や景観を感じるための情報提供	・各眺望場所前	・各眺望場所の景観
④安全・制御	・危険個所の周知 ・利用上の注意表示	・危険個所（荷揚場・三又路） ・各建造物 ・ケヤキ並木前 ・園路	・危険個所と説明 ・禁止事項（喫煙・犬の散歩）等

①総合案内

総合案内板は来訪者が最初に見ることができるよう、県道側からの入口である駐車場に面した12号棟前と、市役所側からの入口である山居橋の袂に設置する。表示内容は円滑な見学を促すため、史跡全体の配置と現在地を正確で分かりやすい案内図で示し、史跡の景観を楽しむための眺望場所や見どころとなる場所を紹介する。

加えて、史跡の指定理由などの概要並びに本質的価値を説明分かりやすい文章と図版で解説し、史跡見学のための導入機能となるよう板面の充実を図る。

また、必要に応じて周辺の関連要素や広域の観光施設等への案内表示の記載も検討する。

なお、順路サインは設置しないが、史跡来訪者に推奨する史跡山居倉庫の本質的価値を語るためのストーリーにもとづいた見学ルートを提示する。

②本質的価値の解説

説明板は各建造物や樹木植生、石垣・荷揚場等構造物や埋蔵遺構所在個所に設置し、史跡の構成要素を紹介する。表示内容は、それらの史跡の価値に関する機能や特徴、指定地及び周辺地域における歴史的景観や敷地の使い方、各時代における建造物の配置と変遷などを示す解説の充実を図る。

特に、史跡山居倉庫の機能として重要な盛土のための石垣や西日遮蔽のためのケヤキ並木、荷揚場などの遺構を理解する解説板を設置するとともに、各説明文には最新の調査研究成果を反映させる。

③眺望

新井田川河畔の立地状況や各施設の配置など史跡の歴史的な特徴をとおして景観を楽しむことができ、往時と現在の史跡山居倉庫の景色を見比べて歴史を感じられるよう、眺望場所には古写真を用いた解説を行う眺望サインを設置する。

④安全・制御

来訪者の安全対策が必要な場所には注意喚起を促すサインを設置する。

特に、荷揚場から新井田川への降り口には来訪者の安全性を確保するため、立ち入り禁止の制御サインを設置する。

また、史跡内の禁止行為を表示したサインを設置し、史跡内の防火・防犯対策や清掃美化を図る。

以下に、サイン計画図を示す。

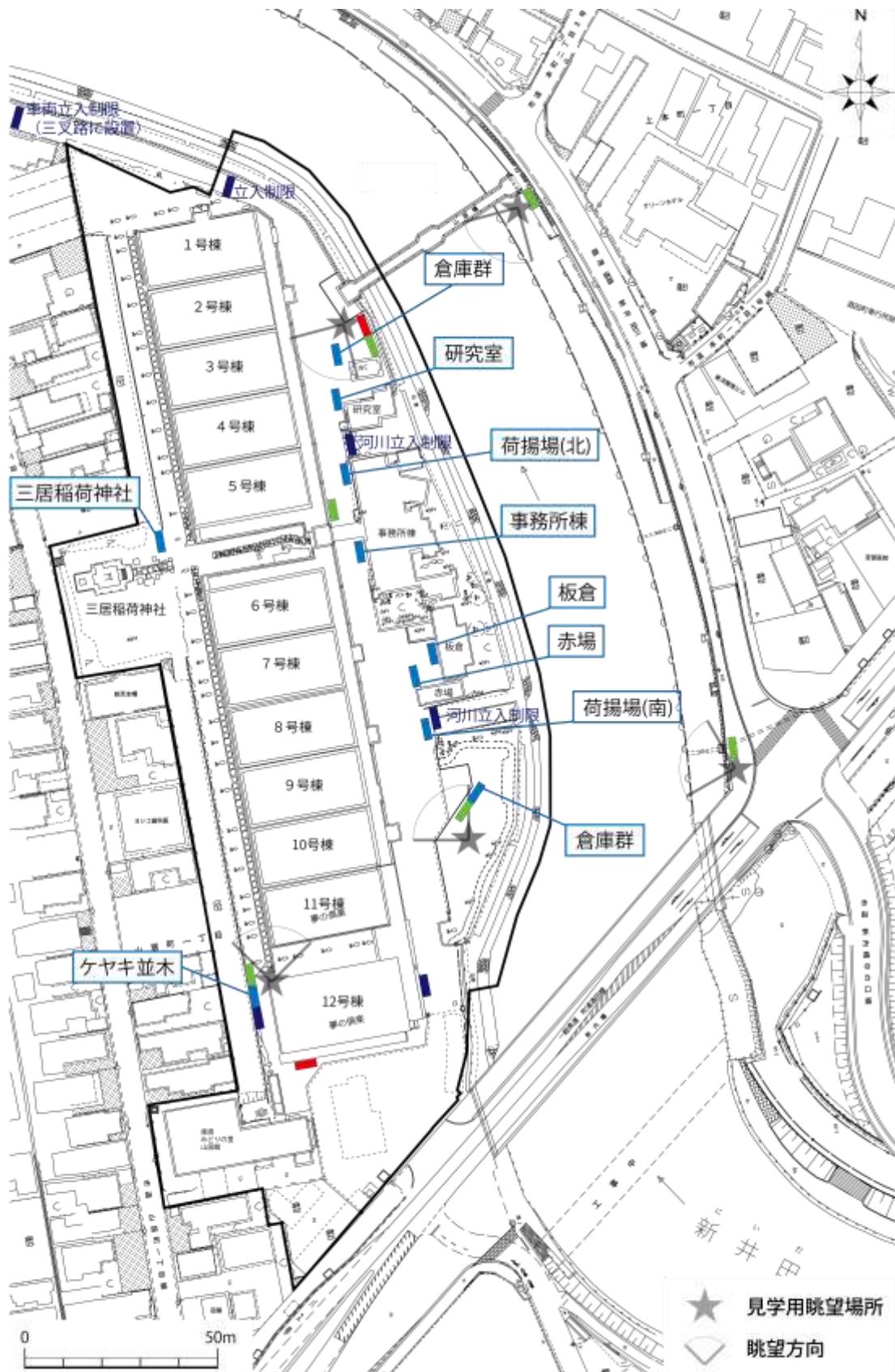


図 5-8-1 サイン計画図

(3) サインの表示基準

新設するサインのデザインについて、総合案内板はある程度の大きさになることから垂直板面とするが、来訪者が見やすいように解説板は板面を斜めとする。

支柱及び板面の色は史跡内の景観を阻害しないよう、こげ茶色系とする。

板面の高さや文字の大きさ、文章表現や言語表示については、環境省「自然公園等施設技術指針」第3部 第4章博物展示施設及び文化庁「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を基準とする。

特に、車いす利用者などが見やすいよう表示の高さに配慮を行うこと、学習等で史跡を訪れる児童・生徒が説明文を理解できるように難解な表現は避けること、日本語と英語を基本に必要最小限の多言語表記を行うことに配慮する。

①掲出高さ

史跡山居倉庫は、小学生の総合学習や一般市民、観光客までの幅広い層の来訪が想定されることから、解説パネルなどの掲出高さは誰もが見やすい位置であることが求められる。そのことから、サイン等の高さについては小学生低学年～高齢者までの利用者の通常視野の範囲内に収まる位置とする。

そのため、解説板のうち特に重要な情報については、「自然公園等施設技術指針」を参考に、視距離 1mの設定で高さ 680～1650mmの範囲に配置する。また、コーナータイトルやイラスト・写真など視覚情報については、7歳児の視距離 2.5mの通常視野上限である高さ 2500mm以内の範囲に配置する。

以下に、本施設で採用するサインの仕様・規格を示す。

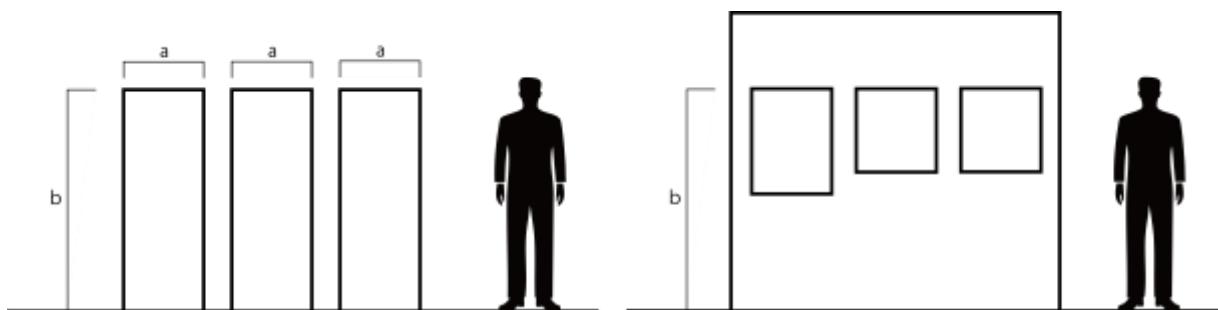


図 8-2 整列させる・サイズを揃えるイメージ

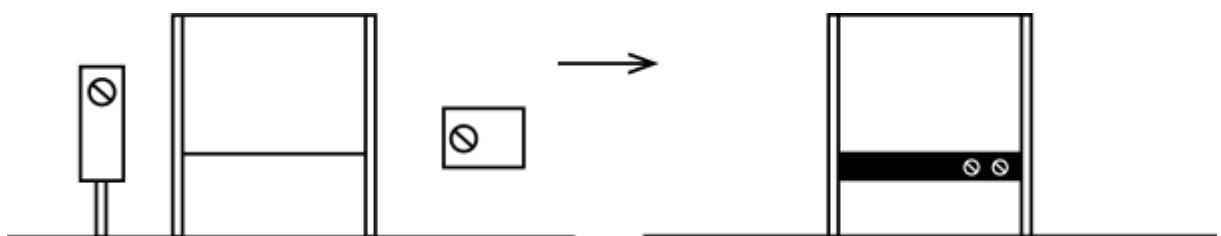


図 8-3 複数のサインの集約イメージ

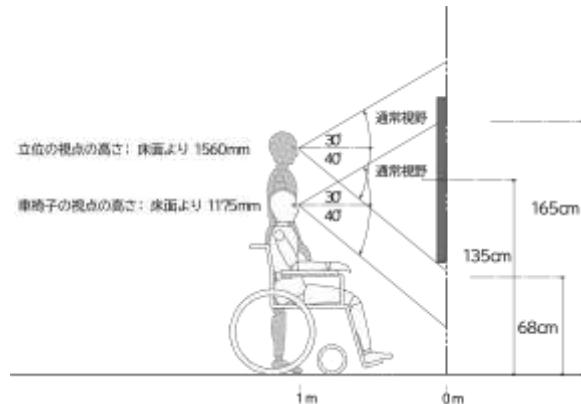


図8-4 サイン掲出高さ基準

②外国語対応の考え方

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）における外国語対応の考え方は、日本語、英語の併記を基本ルールとしている。

本計画では、そのガイドラインを参考に、名称・標識・サイン・情報系に係る文言は日本語・英語併記とする。また、解説系に係る文言は基本ルールによると、英語表記は「表記を行うことが望ましい」となっているが、他の博物館等の外国人来館者の様子からタイトルや主要なキーワードを理解できれば概ねの展示内容を理解できるものと推測されること、かつ、サインの記載スペースの制約から複数言語を併記すると煩雑となることから、史跡の概要に係る文言についてのみ日本語・英語併記とする。

そのため、原則として、外国語は英語のみ対応とする。また、総合案内板のタイトル、解説板の解説概要となる部分について英語併記とし、文章等について全文翻訳は行わない。加えて、中国語2言語、韓国語については、音声ガイドなどのデジタルコンテンツにより対応していく。

また、標準案内用図記号（大部分がJIS規格化）及びJISのピクトグラムを原則として使用し、直感的な情報伝達に努める。

③文字寸法

サイン等に表示する文字高は、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」により視距離に対する文字の大きさの基準が定められている。また、タイトルや見出しが離れたところから視認できることが求められる。

解説文などは、通常、2m程度の視距離で読むことを想定する。

そこで、解説板のタイトルは視距離20mで視認できるものとし80mm以上の文字高を確保する。加えて、解説文、キャプションについては視距離1~2mで視認できる文字高とし、10m以上確保する。

視認距離	和文文字高	英文文字高
1~2mの場合	9mm以上	7mm以上
4~5mの場合	20mm以上	15mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
30mの場合	120mm以上	90mm以上

④視覚障がい者への配慮

視覚障がい者や視力が低下した人など、だれもが見やすく分かりやすい公共サインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、公共サインの設置高さ等に配慮する。

また、案内サインの音声案内などの視覚障がい者に配慮した機能の導入については、設置場所の周辺環境等を考慮してその必要性を適宜判断する。

点字や触地、音声案内操作板等の高さは1.0mから1.4mまでの間に設置し、色彩は色覚バリアフリーの視点からの配色に配慮する。

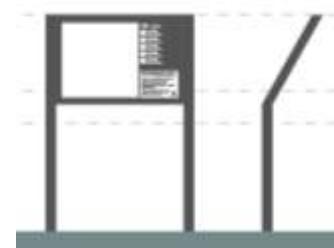
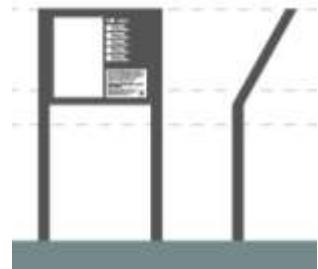
⑤管理・メンテナンス性

紫外線による板面の退色、支柱・枠材などの塗装劣化が生じにくい耐候性のある仕上げ材とする。また、史跡整備の進捗状況やリピーター促進に対応する上では、デジタルコンテンツを使用した情報について、管理者による情報更新を容易なものとする。

(4) サインの形式

史跡内に新設するサインの形式について、以下に示す。

表 5-8-2 サインの仕様・規格事例

名称／設置位置	事例
総合案内板 ・12号棟前 ・山居橋袂	<p>形式：門型 固定式 盤面：アルミ複合板 支柱：アルミ押出形材 イメージ図 板面：4.6 BG 2.5/1.2 タイトルバー：6.6 Y 8.1/9.3</p> 
解説板 ・各建物（倉庫1・2・10・12号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤堀・三居稻荷神社） ・盛土前 ・ケヤキ並木前 ・荷揚場前	<p>形式：門型 固定式 材質：アルミ複合版 支柱：アルミ押出形材 イメージ図</p> 
眺望サイン ・各眺望場所前	<p>形式：門型 固定式 盤面：アルミ複合版 支柱：アルミ押出形材 イメージ図</p> 

<p>制御サイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険個所(荷揚場・船着場前・三叉路) ・各建物 ・ケヤキ並木前 ・園路 	<p>イメージ図</p>
<p>史跡標柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝広場 	<p>イメージ図</p>
<p>デジタルコンテンツを使った解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新内橋橋詰 ・船着き場 ・倉庫下屋 ・倉庫内 	<p>イメージ図</p> <p>音声ガイドなどのデジタルコンテンツを利用したスマートアプリ等での解説。</p> <p>デジタルサイネージによる情報発信や解説。</p>

9. 管理施設及び便益施設に関する計画

(1) 休憩場所の設置

①建物内の休憩場所の整備

各建物の利用目的に応じて、適切な位置に休憩場所を設けるものとする。

ガイダンス施設内については「博物館疲労」への配慮から、休憩場所を設置する。

また、下屋内においては、ベンチ等の造作材を設置する。

②屋外休憩場所の整備

屋外に設ける休憩場所については、視界を遮らずに眺望できる場所を選定のうえベンチを設置する。また、敷地北側の既存の石製ベンチについては管理車両の通行の阻害になるため撤去とする。三居稻荷神社付近の石製ベンチについても休憩場所として適切な位置でないため撤去とする。

併せて、景観と調和するデザインのベンチを採用することにより、周囲の景観を損なわない整備を行う。



写真 5-9-1 屋内休憩場所イメージ



写真 5-9-2 屋外ベンチイメージ

休憩場所整備エリアと既存ベンチ位置を以下に示す。

1号棟北側及び三居稻荷神社南側にある既存石製ベンチは、来訪者の利用に適さない配置であることから撤去とする。また、11号棟と12号棟の間にあるテラス上の既存木製ベンチは来訪者の利用に適切な配置にあることから継続利用とし、1号棟東側並びに緑地公園にある既存木製ベンチはサイン整備にあわせて見直しを行うこととする。

加えて、倉庫群並びに新井田川への眺望場所となる山居橋南側橋詰並びに緑地公園南端には休憩用ベンチを新設する。

新設するベンチの座板は耐久性のあるメンテナンスしやすい素材とし、既存ベンチを更新する際には新設するベンチと同じデザインで統一する。

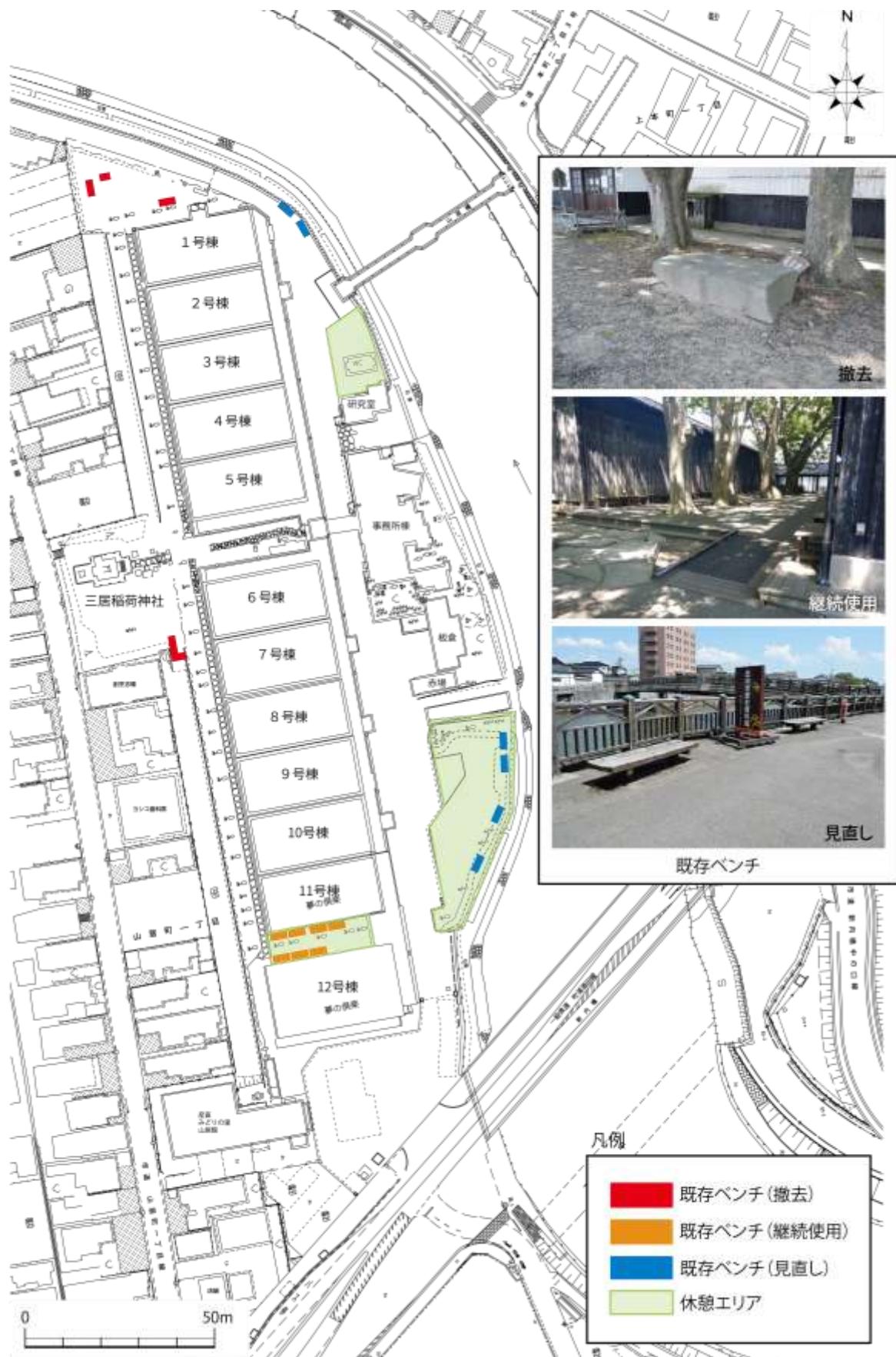


図 5-9-1 休憩場所位置図

(2) トイレの撤去・改修

現在、使用可能なトイレは11号棟及び12号棟に設置されているが、便器数が不足している状況である。当面の間は12号棟の既存トイレを使用することとし、将来的に当該トイレを拡張する。

また、1号棟周辺については、現在使用禁止としている屋外トイレを撤去し、利用方法に応じて新たなトイレを設置する。

加えて、11号棟の既存トイレについても、今後の活用方法に応じて対応する。なお、トイレの基数については来訪者の今後の推移に応じて算出する。

既存のトイレ箇所を以下に示す。



図 5-9-2 史跡内トイレ位置図

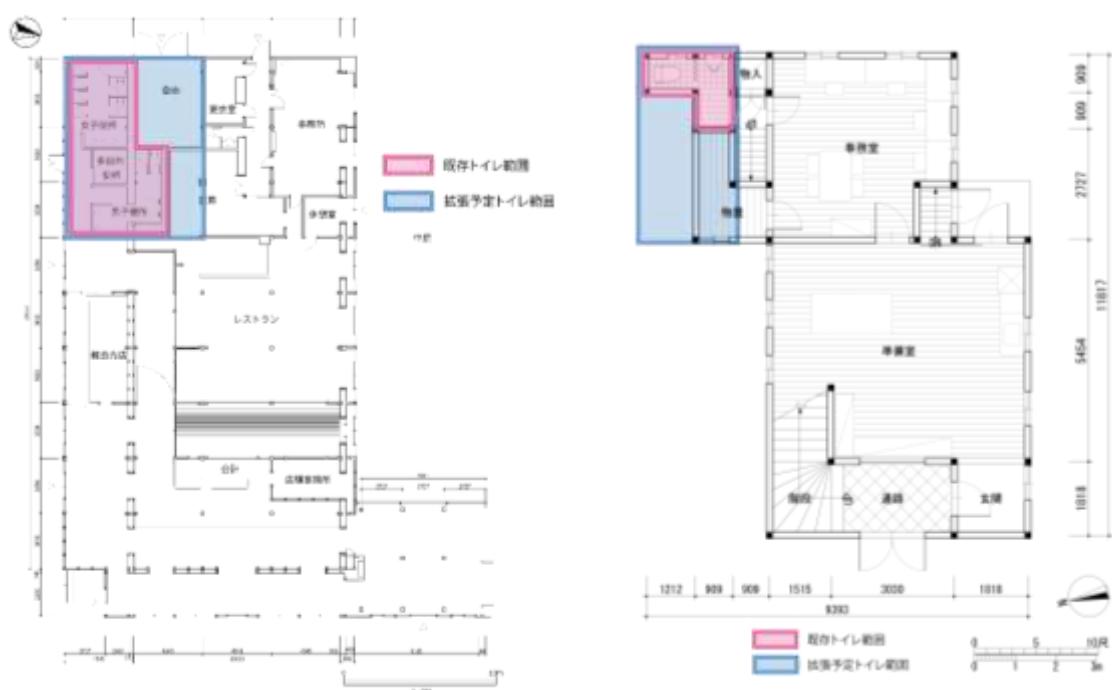


図 5-9-2 12号棟トイレ範囲図

図 5-9-3 研究室トイレ改修範囲図

(3) 園路と広場の整備

①園路

ケヤキ並木に沿った園路は現在石敷となっているが、ケヤキの樹勢回復措置のため石敷きを撤去することとしている。樹勢の回復が確認された際にはケヤキの根茎に影響を及ぼさない材料と工法（ウッドチップ敷など）による園路の整備を行う。これらの園路整備では、ケヤキ並木の景観阻害となる手摺の設置は行わない。

また、指定地西面（三居稻荷神社南側～みどりの里山居館）には現状で一般的な金網フェンスが設置されている。一部は色調も史跡の歴史的景観に配慮されていないことから、敷地西側の住宅地の景観緩和のため、景観に配慮したフェンスを設置する。

②広場

倉庫群東側のアスファルト舗装については、景観に配慮した材料と工法による改修を行う。

保存活用計画での緑地公園においては、利活用の向上を図るため、広場として樹木の剪定を進め眺望景観を確保するとともに、ベンチの再配置、散策路の舗装改修などを行う。

5号棟と6号棟の間の広場は、現在、草地に石敷の園路が設置されているが、三居稻荷へのバリアフリー化を図るため、園路の改修や植栽の見直しを行う。

11号棟と12号棟の間の広場は、テラスの西側（ケヤキ並木の南端）に眺望場所を設置するところから、現在バリアフリー対応がなされているテラスを延長する。

なお、手摺の設置は、史跡内のバリアフリー対応範囲は路面が平坦なところが多いことから、既存のスロープ及び新設するスロープ箇所に限定し、必要最小限とする。

(4) 給排水設備・換気空調設備・電気設備の整備

①散水設備

事務所棟庭園並びに広場には植栽管理のために必要な散水栓を設置する。散水栓は設備配管による史跡への影響を抑えるため、赤場にある既存給水設備より延長する。

②受電設備

史跡の保存・活用整備を進める中で各施設に必要な電気容量が増加することが考えられるところから、現状の低圧受電設備を高圧受電設備に更新する必要がある。そのため、キュービクルを設置する場合は歴史的景観に配慮し、赤場を設置候補地とし、修景を行うこととする。

③イベント用屋外電源・屋外給水栓の設置

広場を利用した史跡山居倉庫の情報発信のための屋外イベントの開催を可能にするため、イベント用の屋外電源の設置を行う。イベント用屋外電源は広場に加え、ガイダンス施設整備を予定している倉庫棟1号棟との関連も可能なように山居橋の袂にも設置する。

また、民間活用の手法としてキッチンカー利用を可能にするため、屋外給水栓を設置する。屋外給水栓は散水設備と同様に赤場にある既存給水設備より延長して整備する。

④倉庫等民間活用に伴う給排水設備・電気設備

民間活用を行う建造物において、内部改修に伴い給排水設備並びに電気設備の設置が必要な場合は、本質的価値を損なわないよう、既存土壁を傷めない設置方法とする。既存の床・壁・天井に貫通などの加工が必要となる場合は文化庁と協議の上で進める。

⑤通信設備

来訪者への情報通信サービス、案内サインのデジタルコンテンツ利用を図るため、史跡内を網羅するWi-Fi設備の設置を進める。



図 5-9-4 園路・給排水設備・電気設備計画図

(5) 照明の設置

①防犯灯の設置

防犯灯の設置により夜間の視認性を高め、防犯対策及び事故の防止を図る。

設置箇所の検討にあたっては、転倒への影響を最小限に抑えた設置方法とし、動線沿いの歩道に関する設置基準に基づいて決定する。

なお、防犯灯の色温度や輝度については景観に十分に配慮したものとする。

②ライトアップ照明の設置

夜間のライトアップ照明については現在行っている方法を継続する。



写真 5-10-3 現況ライトアップ照明

次に、酒田市防犯灯設置基準の抜粋を以下に示す。

酒田市防犯灯設置条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 29 号)

改正平成 17 年 11 月 1 日条例第 29 号

第 3 条 防犯灯は、防犯上必要最少限の照明を維持するものとし、その基準は市長が別に定める。

酒田市防犯灯設置条例施行規則

(平成 17 年 11 月 1 日規則第 28 号)

改正平成 28 年 3 月 30 日規則第 26 号

(設置基準)

第 2 条 条例第 3 条に規定する防犯灯の設置基準は、別表による。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

[条例第 3 条] [別表]

別表(第2条関係)

種別	灯具の高さ	灯具	設置場所	備考
住居地区 防犯灯	車道は 5.0m 以上 歩道は 3.0m 以上	10WLED	おおむね住居 から 100m 以内	灯具の間隔は、おおむね 35m から 50m までとする。ただし、道路照明灯等の 光源がある場合は、当該道路照明灯等 からの間隔は、おおむね 70m から 100 m までとする。
住居地区 外防犯灯	車道は 5.0m 以上 歩道は 3.0m 以上	10WLED	小中学生の通 学路	灯具の間隔は、おおむね 70m とする。 ただし、道路照明灯等の光源がある場 合は、当該道路照明灯等からの間隔は、 おおむね 70m から 100m までとする。

酒田市防犯灯設置基準

1. 防犯灯とは、防犯を目的とし、原則として多数の歩行者が通行する道路を照らし、夜間の安全を確保するものとする。
2. 防犯灯を設置する場合は、住居地区と住居地区以外（建物が無い場所）に区分する。
3. 防犯灯の設置及び維持管理は、全て市が行う。
4. 住居地区における防犯灯設置の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 道路照明灯等の光源から、おおむね 70m～100m 離れた場所であること。
 - (2) 灯具の間隔は、おおむね 35m～50m とする。
5. 住居地区以外における防犯灯の設置の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 小学校の通学路全般、及び中学校の通学路のうち主要な箇所であること。
 - (2) 公共施設の周辺（学校を除く）で、防犯上、特に必要な箇所であること。
 - (3) その他、防犯上、特に必要な箇所であること。
 - (4) 道路照明灯等の光源から、おおむね 70～100m 離れた場所であること。
 - (5) 灯具の間隔は、おおむね 70m～100m とする。
6. 設置基準
 - (1) 電気料金の契約種別が「街路灯A」に該当する原則LED（20ワット蛍光灯相当の照度のもの）とする。
 - (2) 防犯灯の設置高は車道は地上より 5m 以上の高さに、歩道は地上より 3m 以上の高さに設置する。
 - (3) 以下の照明は原則として防犯灯とは認めない
 - ① 防犯を目的としていない照明
 - ② 神社境内や駐車場の照明
 - ③ 住宅の軒先や壁へ設置する照明
 - ④ センサー付ライト
 - ⑤ 維持管理費の全部または一部が、公金で賄われている照明
 - (4) 設置間隔が基準を満たしていないくとも、曲がり角、建物の陰等の暗い箇所は実態を調査し判断する。
 - (5) 基準の実施前に設置された防犯灯については基準を満たすように改修する。



図 5-9-5 防犯灯位置図

10. 公開・活用及びそのための施設に関する計画

史跡山居倉庫の倉庫群12棟の中の一部の建造物を、来訪者に史跡の概要と見どころを案内するためのインフォメーション・ガイダンス施設として改修するほか、屋内展示及び学習体験等を通じて史跡に関する理解を深めるための資料展示学習施設として改修する。

加えて、建築当時の状態が良好に残されている建造物を、米券倉庫として活躍していた様子を理解するための保存展示施設として公開・活用する。

(1) インフォメーション・ガイダンス施設

12号棟は現在、来訪者への史跡山居倉庫の総合案内やガイド受付、酒田市の観光案内を行う場所として活用しており、今後、機能の充実を図るための改修を行う。

加えて、敷地内の見学やイベント時の休憩場所として活用できるスペースを設置する。

また、便益サービスの向上を図るため既存トイレの拡張を行う。

以下に、インフォメーション・ガイダンス施設の機能イメージを示す。

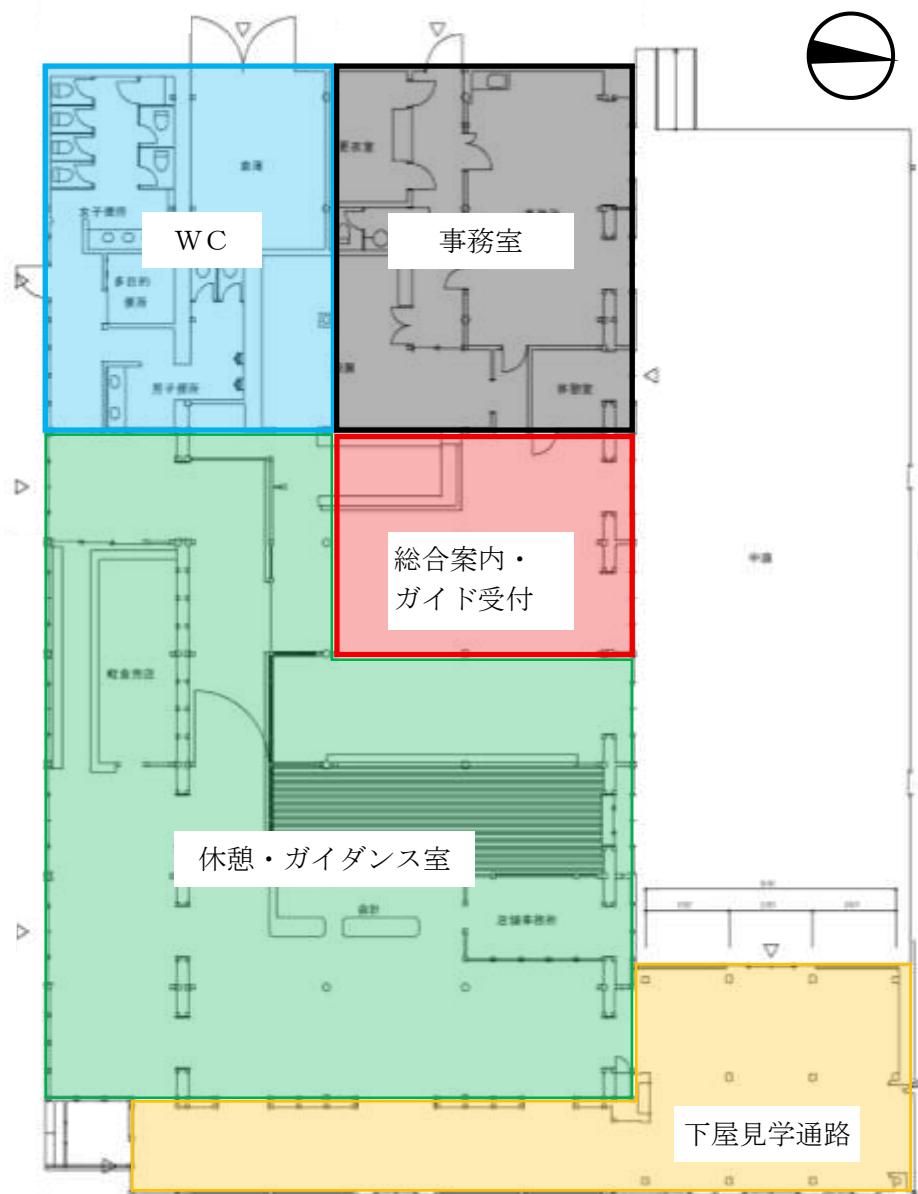


図5-10-1 インフォメーション・ガイダンス施設機能イメージ図

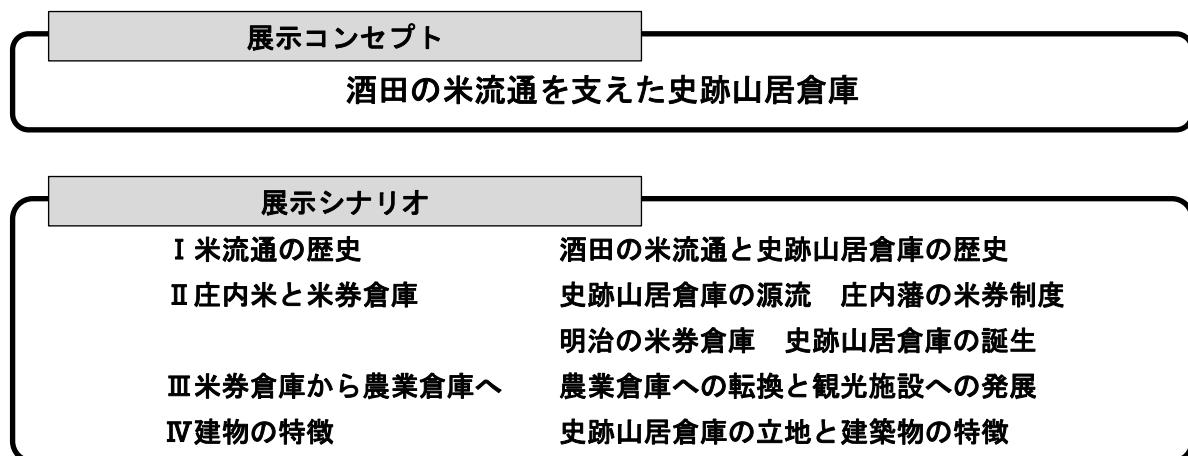
(2) 資料展示学習施設

① 資料展示学習施設の整備

1号棟は公有化前に史跡山居倉庫を紹介する資料展示室（庄内米歴史資料館）として使用されており、照明や空調設備が現状で利用できる状況にあることから、既存利用を図る。

加えて、史跡山居倉庫の本質的価値を語るストーリーとして、山居橋からの推奨見学動線において最初に1号棟に立ち寄り、史跡山居倉庫の歴史や特徴を学習し、その後に史跡内を見学することで、史跡山居倉庫の本質的価値をより理解することが可能となる。

今後は、展示内容を更新し、既存の設備を利用しながら、史跡山居倉庫の歴史と魅力を語る施設として改修する。



② 体験学習施設の整備

11号棟は公有化前に店舗（酒田夢の俱楽）として使用されており、照明や空調設備が現状で利用できる状況にあることから、既存利用を図る。

加えて、12号棟のインフォメーション・ガイダンス施設に隣接することから、史跡山居倉庫の魅力を発信するため、来訪者が利用しやすい体験学習施設に改修することで、体験学習や企画展示を行う場所としての活用が有効となる。

今後は、山居倉庫の歴史的価値と、地域に根ざした米文化・風景保全の知恵を学ぶ体験を通じて、郷土への理解と愛着の醸成、文化財活用による地域振興、次世代・来訪者双方の学びと交流促進を図るための体験学習プログラムや運営体制を整えるとともに、既存の設備を利用しながら、史跡山居倉庫の歴史と魅力を体験できる施設として整備を行う。



体験例1【入庫米の検査風景を紹介しながら模擬検査の体験】



体験例2【昔の入庫風景を紹介しながらレプリカ米俵を担ぐ体験】

(3) 保存展示施設

倉庫群は第1期・第2期・第3期を通じての整備を計画しており、段階的な整備を進めいくことから、第1期から全ての倉庫を活用できる状態とならないため、1号棟から12号棟をつなぐ下屋を見学通路として、公開・活用が可能な倉庫棟を見学できる空間とする。

2号棟・10号棟は建設当時の状態が良好に残されている建造物であり、建物の構造的特徴や機能的特徴が理解しやすいことから、現状の保存を図りながら建物そのものを見学する保存展示施設として公開・活用する。下屋の見学通路から米俵が積み上げられていた往時の内観を体感できるスマホアプリ等を利用した手法や、ヘルメットを着用して倉庫内を見学する手法など、運用プログラムの工夫により公開・活用を進める。



写真 5-10-1 明治の倉庫内



写真 5-10-2 令和の倉庫内

(4) 見学用眺望場所

エントランスゾーンI・IIとして設定した山居橋並びに新内橋の新井田川右岸橋詰を、史跡山居倉庫を対岸から眺望する場所として整備する。眺望場所には舟運の荷揚場や盛土、ケヤキ並木の景観、さらに史跡山居倉庫の立地条件について理解するための解説板を設置する。



写真 5-10-3 山居橋橋詰眺望場所



写真 5-10-4 新内橋橋詰眺望場所

また、史跡内において倉庫群全体を眺望する場所として、山居橋を対岸から渡ってきた橋詰並びに広場に眺望場所を設置する。眺望場所には倉庫群の建物の時代別変遷、日射を防ぐための置き屋根の形式について理解するための解説板を設置する。



写真 5-10-5 山居橋橋詰の倉庫群眺望場所



写真 5-10-6 広場の倉庫群眺望場所

11. 周辺地域の環境保全に関する計画

周辺環境の保全に向けては、「酒田市景観計画」における景観形成重点地域「史跡山居倉庫周辺地区」と周辺の新井田川河川区域や周辺道路の範囲を緩衝地帯として設定していることから、今後は当該地帯においては歴史的景観の保全や良好な景観形成に努めるよう、対象区域内の住民や企業に周知を進める。

以下に、周知のための手法（案）をあげる。

- ・史跡山居倉庫の周辺が景観形成重点地区の設定されていること（「酒田市景観計画」に定める、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項〔景観形成基準〕）について、市のホームページや広報紙を用いて、市民並びに企業への周知を図る。
- ・景観計画策定以前から存在する建築物・工作物については、景観形成重点地区の基準が適用されないが、改修等を行う際に協力をお願いできるよう、市のホームページや広報紙を用いて、市民並びに企業への協力要望を周知する。
- ・景観重点地区内における開発行為について相談があった際には、景観形成重点地区の基準に加えて、自然素材の採用や敷地内の緑化などについて歴史的景観形成への協力を働きかける。
- ・河川管理者から新井田川の護岸改修などに関する相談があった際には、景観形成重点地区の基準に加えて、自然素材の採用や緑化などについて歴史的景観形成への協力を働きかける。

12. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

(1) 史跡山居倉庫の本質的価値と酒田市街の歴史を学ぶための、まち歩き範囲

史跡山居倉庫周辺の関連文化財等との連携については、山居倉庫を中心として、周辺の関連文化財や歴史的建造物との歴史的・機能的つながりを重視している。具体的には、近世に舟運・海運によって発展した北前船寄港地である酒田港や、近代に鉄道の整備により発展した酒田駅など、山居倉庫の物流・貯蔵機能と深く関連する施設を含む範囲としている。また、周辺の関連文化財は山居倉庫とともに地域の歴史的景観や文化遺産を構成し、互いに補完し合う形で文化財の価値を高めるとともに、ネットワークを構築し、地域と来訪者を結びつける役割を果たす。

これらの範囲には、近傍にある本間家本邸並びに旧鎧屋、酒田市街に所在する相馬屋主屋並びに山王くらぶ、加えて旧酒田灯台が建つ日和山公園、その周辺に所在する下日枝神社、海向寺、酒田市文化資料館光丘文庫、酒田駅の近傍に所在する本間氏別邸庭園（鶴舞園）といった施設が点在し、史跡山居倉庫への来訪者が酒田市の歴史文化を学ぶための一助となる。

また、周辺との連携動線を推進するため、駐車場の確保、レンタサイクル施設との連携、トイレ・休憩所などの便益施設を設置する。

以下に、来訪者が史跡山居倉庫と連携する関連文化財を見学し、史跡山居倉庫の本質的価値と酒田市街の歴史を学ぶための、まち歩き範囲を示す。

※関連文化財についてはP27、日本遺産についてはP67を参照

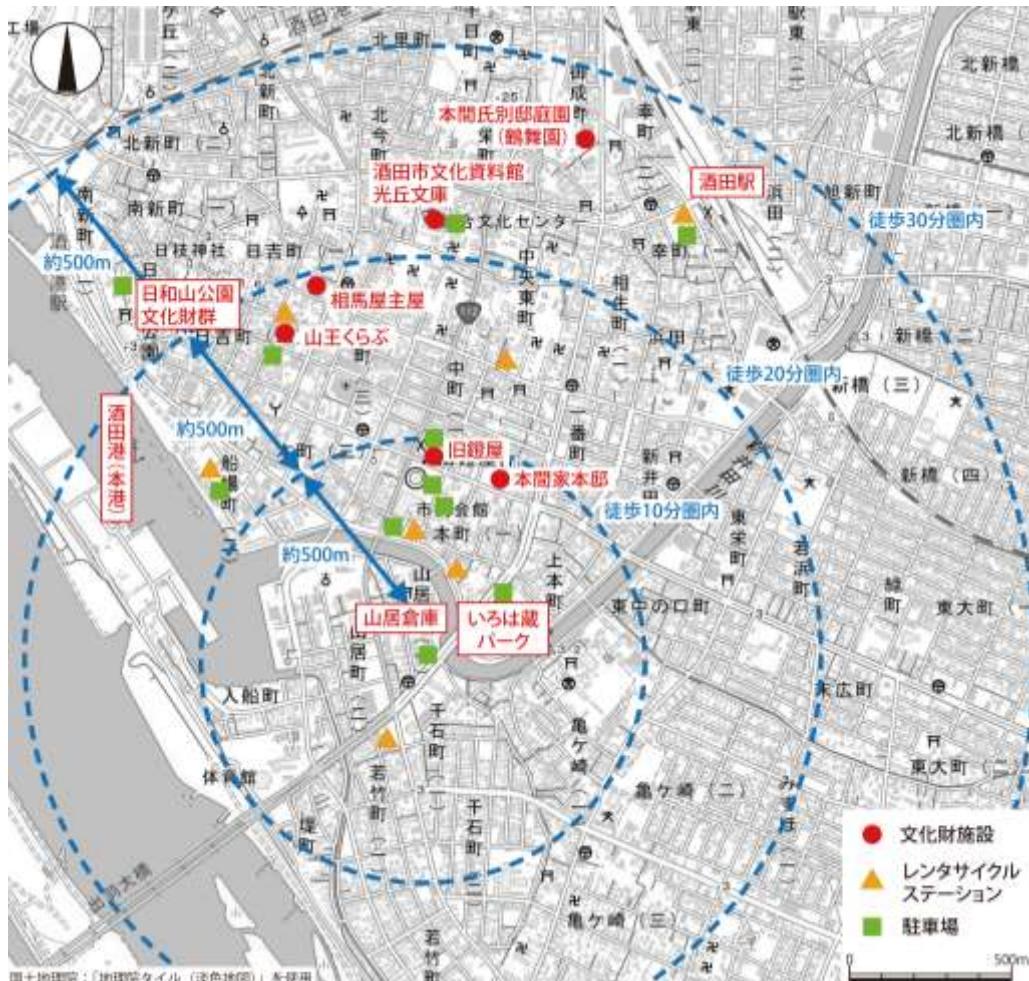
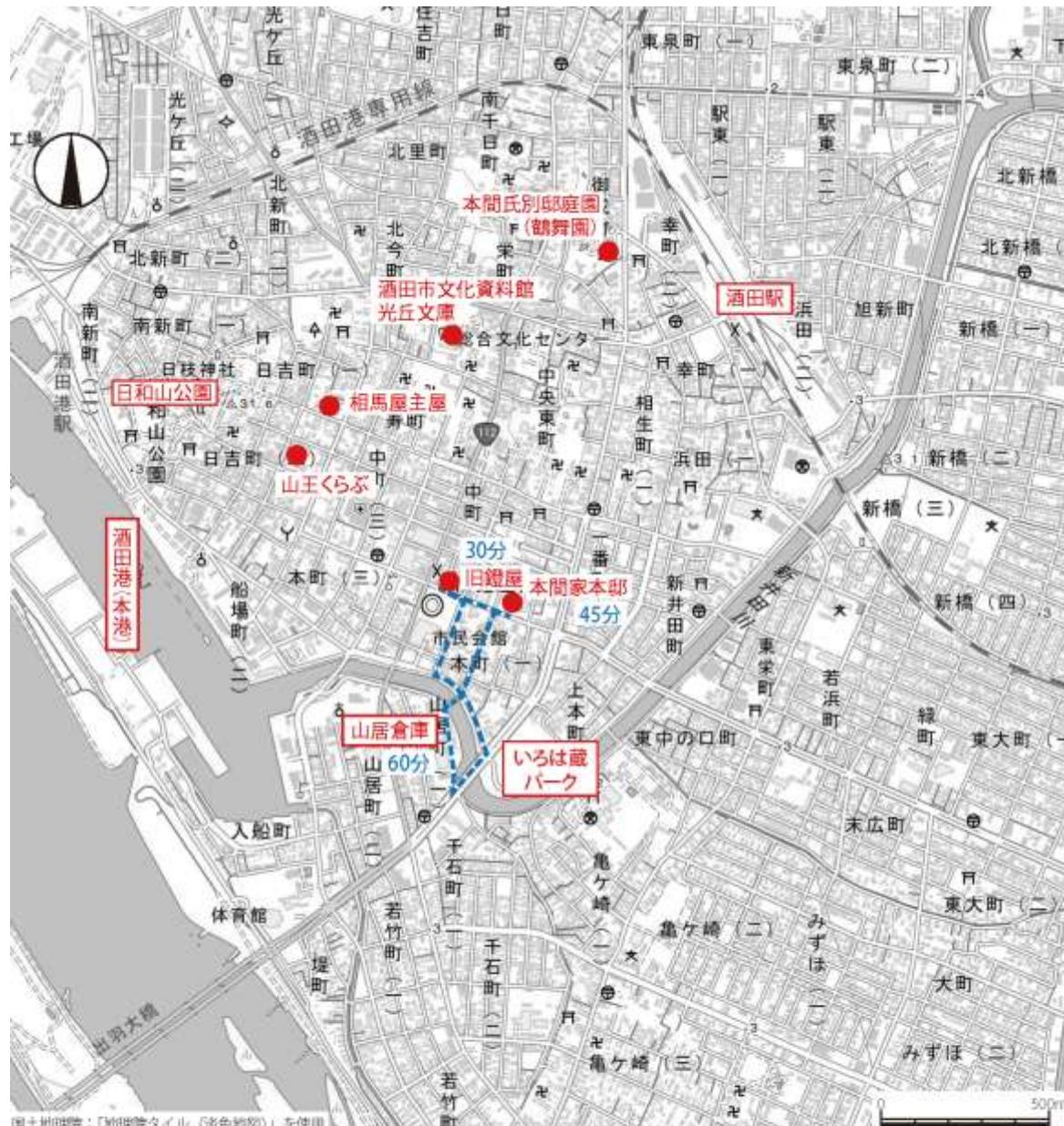


図 5-12-1 連携する関連文化財を見学するまち歩き範囲

史跡周辺の関連文化財を一体的に整備活用するため、徒歩による見学コースを「2時間半」、「半日」、「一日」の三つに設定する。これら三つのコース設定により、来訪者の滞在時間や目的に応じて選択でき、史跡周辺の文化財を効果的に体験することで、地域全体の魅力発信を目指す。

2時間半コースは、史跡山居倉庫を見学後、旧燈屋と本間家本邸を順次見学するもので、所要時間は概ね2時間半を想定する。



2時間半コース 所要時間154分(2時間34分)

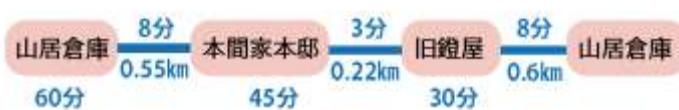
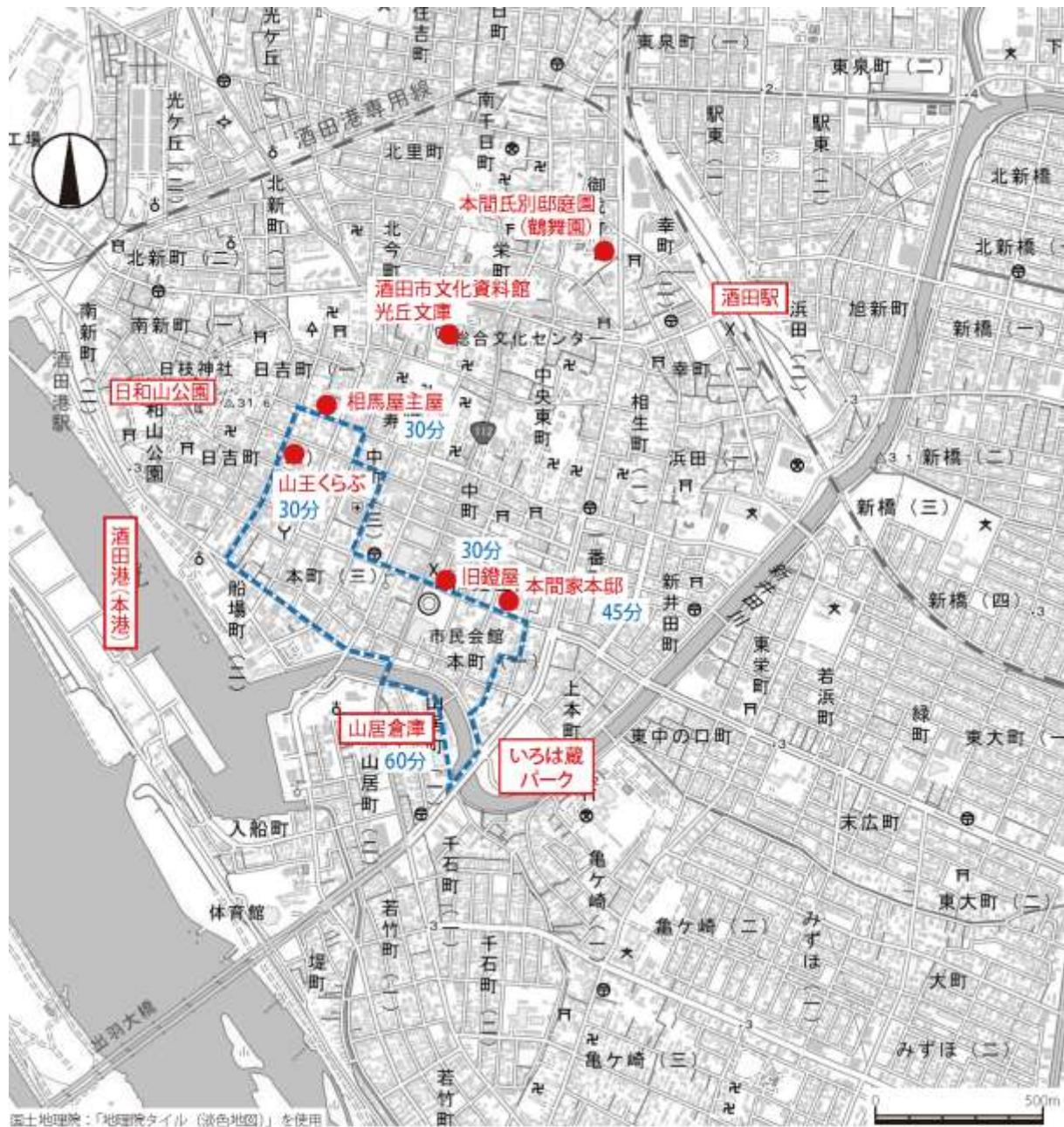


図 5-12-2 徒歩 10 分圏内のまち歩きルート

半日コースは、史跡山居倉庫を見学後、酒田市街に所在する山王くらぶ及び相馬屋主屋を巡り、その後に旧鎧屋と本間家本邸を見学する内容で、所要時間は4時間弱を想定する。



半日コース 所要時間238分(3時間58分)

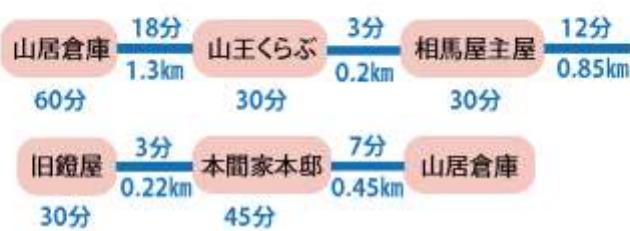
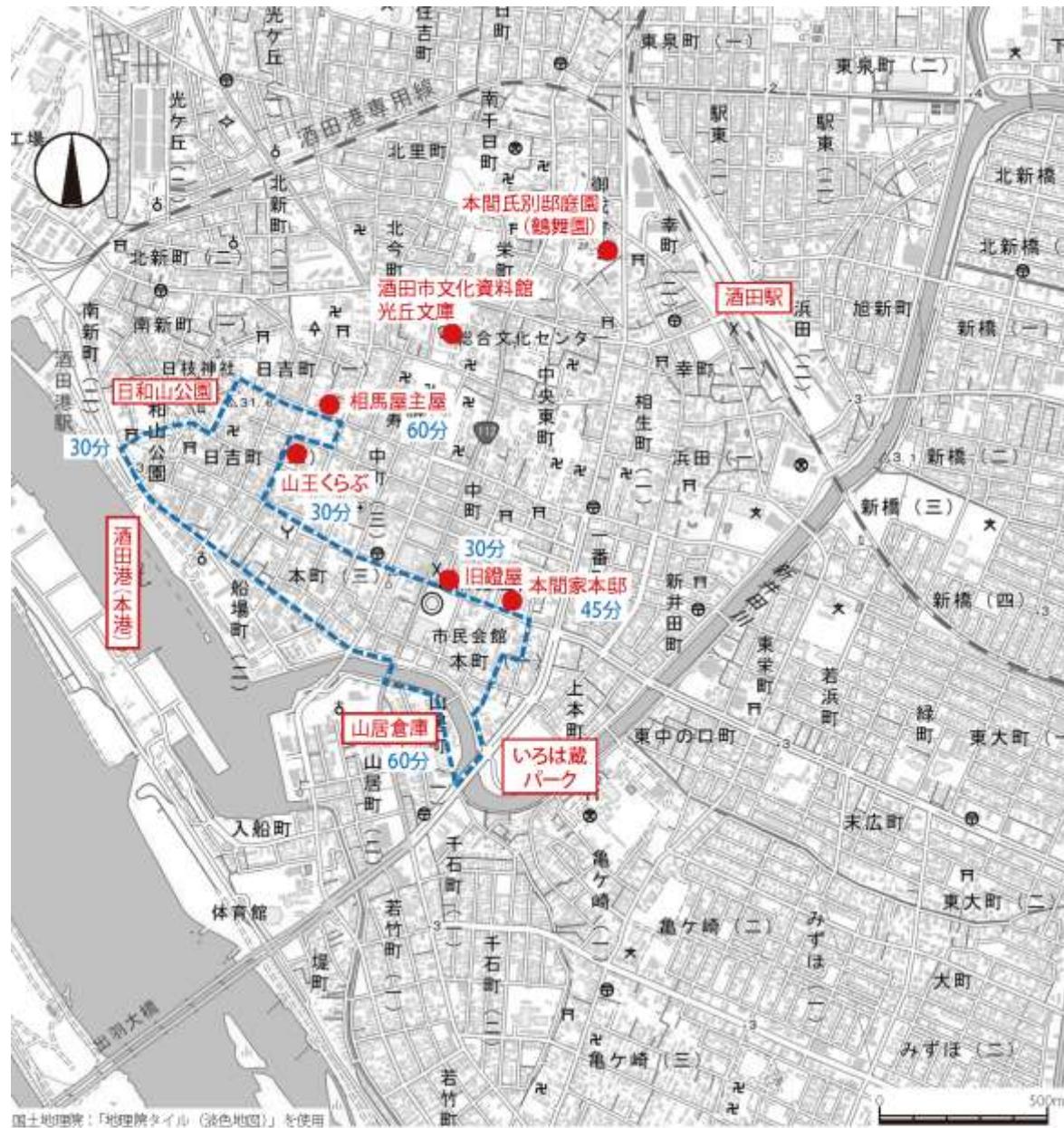


図 5-12-3 徒歩 20 分圏内のまち歩きルート

一日コースは、史跡山居倉庫を見学後、旧酒田灯台が建つ日和山公園、海向寺や下日枝神社が所在する日吉町内の文化財を見学。その後、旧鎧屋と本間家本邸を巡る内容で、所要時間は概ね5時間半を想定する。



1日コース 所要時間338分(5時間38分)



図 5-12-4 徒歩 30 分圏内のまち歩きルート

(2) 庄内平野の支庫

山居倉庫は本庫を中心に、鉄道開通や米生産量の増加に合わせて庄内平野一帯に支庫を拡充した。大正期には陸羽西線・羽越本線の沿線に余目・砂越・藤島・本楯・遊佐などの支庫を次々に設置し、昭和期には北俣・田沢・長沼・一条・押切・東栄なども増設。これにより庄内産米の収容力が大幅に強化され、昭和初期には地域の米の大半が山居倉庫系支庫に集中する体制が整えられた。山居倉庫への入庫が良質米として高く評価され、米の商品化にも大きく寄与した。

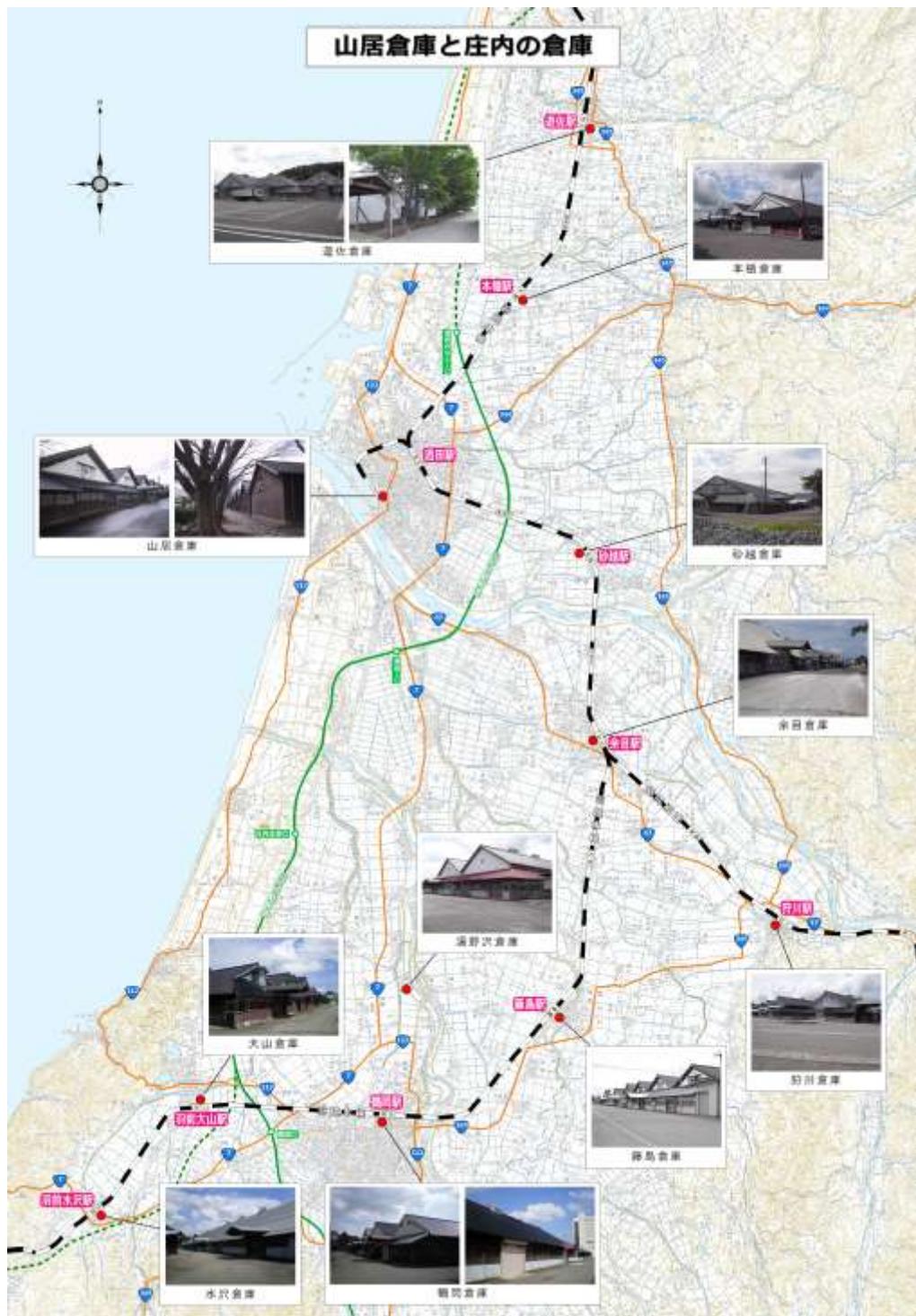


図 5-12-5 庄内の倉庫位置図

13. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

建造物の現況調査、石垣の現況調査、庭園・樹木の現況調査を、本計画の早期において実施し、整備事業に必要となる基礎資料とする。

(1) 発掘調査

各建造物の今後の改修や耐震補強、サインの設置にともなう基礎の新設や史跡内の排水整備に際して掘削が発生する際は、地下構造の確認を行う。

(2) 建造物調査

各建造物の保存と修復に必要な現況調査（劣化調査）を行う。

現況調査は、屋根瓦・樋・外壁・建具など外部仕上げ並びに内部仕上げ・構造材の腐食・劣化・破損をしている箇所を確認し、図面に記録する。

(3) 石垣調査

石垣の保存と修復に必要な現況調査（測量、劣化調査）を行う。

現況調査は、測量・図化を行うとともに破損・変形が生じている箇所を確認し、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針（案）」に基づき、全ての石垣においてカルテを作成する。

(4) 庭園・樹木調査

庭園の保存と修復及び樹木の保存と修景に必要な現況調査（測量）を行う。

現況の測量・図化を行うとともに既存樹木リストを作成し、保存する樹木と実生木など不要な樹木の区分を行う。また、庭園においては踏み石・飛び石・添景物についても測量・図化とリストの作成を行う。

14. 公開・活用に関する計画

(1) 公開・活用のための整備計画

史跡山居倉庫における公開・活用については、1号棟から2号棟・10号棟から12号棟・板倉・赤場を行政主体による公開・活用整備を進め、3号棟から9号棟・事務所棟・研究室を民間事業者による活用をふまえた公開・活用整備を進める。1号棟から12号棟にわたる下屋は、倉庫群をつなぐ見学通路としての利用を基本とするが、民間事業者の活用に利用する場合は、見学者の通行に支障をきたさない範囲で、個別の利用を許可する。

以下に、民間事業者による活用施設の整備概要を示す。

表 5-14-1 整備概要

名称	整備概要
民間活用	<p>行政として、本計画期間においては、期間や見学者を限定した公開を行う。建造物は修復などを行いながら、適切な保存管理を行う。</p> <p>将来的には、倉庫群への民間による事業導入や、倉庫群の既存機能を有効利用した低温倉庫としての継続的な利用を視野に入れる。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行う。</p> <p>【民間利活用の例】 イベントスペース、食の生産・販売、レストラン、宿泊、スポーツ・健康施設など</p>
活用動線	下屋を、倉庫群をつなぐ見学通路として公開・活用し、下屋から史跡山居倉庫の内部を見学できるようにする。加えて、荒天時の通路や、一時避難場所として利用する。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行う。
散策	<p>米穀倉庫、ケヤキ並木、土地造成の痕跡を示す西側石垣など、史跡の本質的価値を理解するための散策に供する。</p> <p>敷地南東の広場は、イベント広場としても位置付け、倉庫群と一体的な活用を図る。</p> <p>【広場の民間利活用の例】 マルシェの開催、野外レストランイベント、プロジェクトマッピング、スポーツ・健康イベントなど</p>



図 5-14-1 公開・活用整備イメージ
(黒枠は行政主体整備施設・赤枠は民間活用整備施設)

民間活用においては、現在利活用に係るサウンディング調査を実施しており、今後も継続的に調査を行いながら、民間による利活用の市場調査並びに利活用に必要な整備事項を整理していく。(※サウンディング調査とは、事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等について、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。)

以下に、整備事項の整理に際しての基本事項をあげる。

- ・民間の利活用を行う建造物においては、『史跡山居倉庫保存活用計画』にあげられている現状変更等の取扱い共通指針にしたがって整備内容の協議を行う。
- ・利活用に際して改修を行う範囲は、建造物の外観を保存するため、内部のみとする。
- ・利活用範囲においては、耐震対策・防火対策・避難対策等の必要な措置を講じ、来訪者の安全性を確保する。
- ・利活用を行う事業者は、活用用途に応じて適用される建築基準法・消防法の規則等を遵守するとともに、飲食店施設営業許可や宿泊施設営業許可など、運用に際して必要な各種営業許可手続きを行うものとする。

また、倉庫群は1棟約400m²の床面積があることから、1棟全ての範囲を利活用する場合と部分的に利活用する場合が想定されるため、利活用範囲に応じた整備事項と運用方法を検討していくことが必要となる。

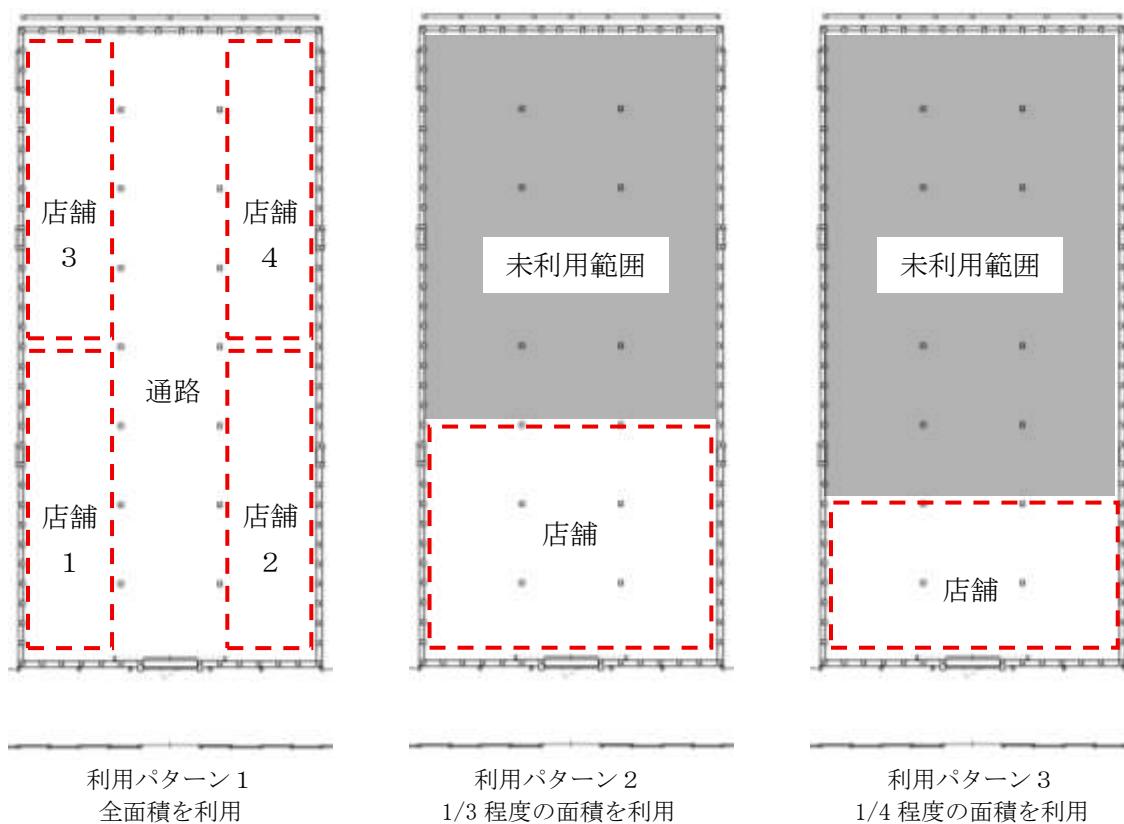


図5-14-3 倉庫の民間利用範囲パターン例

(2) 民間活用のための指針

①観光振興と地域経済活性化

本整備基本計画の基本理念のうち文化観光に係るものとして、『酒田市総合計画【後期計画】』は以下の施策をあげている。

3-2 「もてなし」があふれ、交流でうるおうまち

施策1 観光地域づくりの推進

○酒田DMOが中心となり、観光関連事業者と連携しながら、「稼ぐ観光地域づくり」に向けた戦略的な取組を進め、観光消費額の増加による地域経済の活性化を図ります。

- ・データ分析に基づく観光資源の戦略的な活用と情報発信
- ・地域の観光関連団体及び各総合支所と連携した観光商品の造成及びプロモーション
- ・庄内観光コンベンション協会など多様な観光関連団体との広域連携によるインバウンド誘客
- ・美酒美食のまち酒田の推進
- ・酒田花火ショーや酒田籬街道など域外から外貨を稼ぐ観光イベントの実施及び的確な周知
- ・酒田駅及び庄内空港から観光地までの移動手段の確保及び的確な周知
- ・山居倉庫の魅力向上による観光ハブ機能の維持

これを受け史跡山居倉庫では、本質的価値が語る“ストーリー”を尊重した観光・交流を推進し、来訪者の増加や史跡山居倉庫を含めた酒田市のPRに寄与することを目的として、民間企業・団体に活用してもらうことを基本とする。これらの民間活用は地元企業・団体による活用を推進するとともに、地元地域外の企業・団体による場合は地元企業・団体との協働を推奨するものとする。

以下に、民間活用を導入するにあたっての活用案を示す。

【米穀倉庫の機能を活用する案：山居倉庫の蔵の魅力を発信】

- ・米穀倉庫としての保管機能を利用した、蔵としての多用途な活用
- ・土蔵造と断熱材の防音機能を利用した、演奏会や演劇会の開催

【米を主体にした食に関する活用案：酒田の食の魅力を発信】

- ・おいしい米をPRするための米関連商品を主体にした、店舗や飲食店としての利用
- ・米を主体にした料理教室やせんべい焼きなど、体験施設としての利用
- ・おいしい米をPRするための関連商品を主体にした、地場産農産物のマルシェの開催

【歴史的景観に関する活用案：山居倉庫の歴史を発信】

- ・新井田川と倉庫群の歴史的景観を満喫できる参加型イベントの開催
- ・新井田川と倉庫群の歴史的景観を利用したライトアップやインスタレーションの開催

【酒田市内の関連資産に関する活用案：関連文化財の魅力を発信】

- ・酒田市内の関連資産を紹介する出張イベントやマルシェの開催
- ・酒田市内の関連資産を観光するための拠点としての活用

これら民間活用による観光振興と地域経済活性化進めるための組織づくりについて、『酒田市中長期観光戦略』は地域プラットフォームの創設をあげており、史跡山居倉庫においても酒田DMOを中心として活用推進を図る。

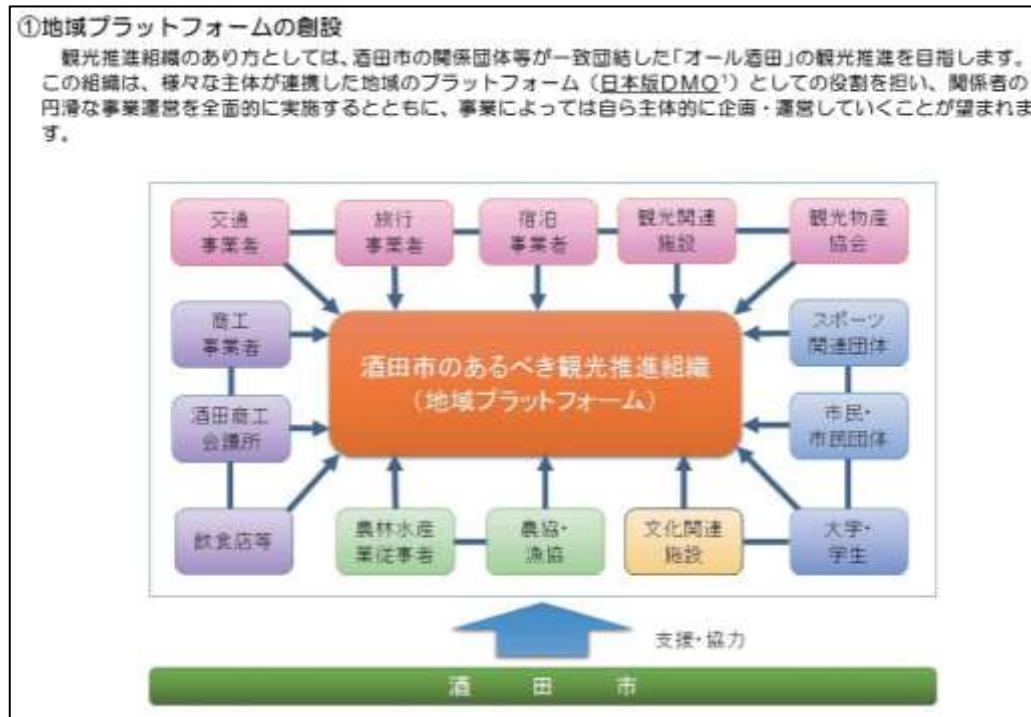


図 5-14-4 観光振興と地域経済活性化の推進体制（『酒田市中長期観光戦略』より引用）

②地域活性化

本整備基本計画の基本理念のうち歴史文化と地域伝承に係るものとして、『酒田市総合計画【後期計画】』は以下の施策をあげている。

1－1 市民参加があふれ、協働が広がる公益のまち

施策3 市民活動の支援

1－2 大学・高校とともにつくる「ひと」と「まち」

施策1 東北公益文科大学との連携

1－3 公益の心を持ち明日をひらく子供たちを育むまち

施策5 スクール・コミュニティの拡充

1－4 学びあい、地域とつながる人を育むまち

施策2 文化芸術活動の推進

施策3 郷土愛にあふれた人材の育成

これを受け史跡山居倉庫では、市民が地域の歴史と文化を学び、子供たちに誇りと愛着を持って継承していくことを目的として、市民に気軽に活用してもらうことを基本とする。これらの市民活用は、小中学校の総合学習や高校・大学との交流、市民の生涯学習など学びの場としての活用を推進するとともに、地域コミュニティや世代間交流の活性化の場としての活用も推奨する。

以下に、市民利用を導入するにあたっての活用案を示す。

- ・小中学校との連携による多様な学習活動の場として利用
- ・高校・大学との連携による学生チャレンジショップや専門学科の成果公表の場として利用
- ・東北公益文科大学生と市民との地元交流の場として利用
- ・市民のサークル活動、趣味の教室、学習講座、ボランティア活動、自治会活動などの利用

15. 管理・運営に関する計画

本計画は令和8年（2026）4月1日から令和18年（2036）3月31日までを計画期間としているが、策定後10年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行うとともに、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しを行う。

史跡山居倉庫の整備事業は、史跡指定地内に多くの構成要素が残されていることから、行政が主体となって整備するインフォメーション・ガイダンス施設・資料展示学習施設・保存展示施設といった建造物、石垣・護岸といった工作物、ケヤキ並木や庭園といった植栽等、のほか、民間活用ゾーンとして設定した範囲における民間が主体となって活用整備を行う事業を進めていくこととなる。

これをふまえ、整備事業の完成までの期間に生じる周辺環境の変化並びに社会情勢の変化や予算・資金の状況について対応しながら、基本理念・基本方針を実現するための管理・運営を行う。

（1）運営体制の構築

史跡山居倉庫の保存・活用に関する整備事業については、管理団体である酒田市が主体となり、観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団体、地元コミュニティ振興会等、史跡山居倉庫に関わる諸団体や市民との連携、協働を図るとともに、文化庁や山形県などとの連絡調整を行いながら進めが必要となる。

観光ボランティアガイドについては、ボランティアに関わらず有償による案内ガイドの仕組みも含め、史跡山居倉庫の本質的価値を伝えるためのガイド養成講座を開催するなど、新規ガイドの育成を推進する。

（2）定期的点検・見直し

定期的点検と見直しは、『史跡山居倉庫保存活用計画』第12章「経過観察」に対象とされている項目として「影響・観察指標・周期・主体」が示されており、これをもとに酒田市が実施する。整備事業の進捗状況を「（仮称）史跡山居倉庫保存活用推進協議会」に報告し、事業内容の改善並びに計画の見直しの必要性について確認する。（※「（仮称）史跡山居倉庫保存活用推進協議会」は酒田市、土地所有者、学識経験者、市民・団体、活用事業者で構成する協議会の設置を検討している。）

（3）本計画期間における管理施設の整備

インフォメーション・ガイダンス施設内に設置する事務室を、計画区域内の建造物・植栽等を維持管理する拠点とし、日常的な施設管理機能を担う。また、板倉を管理倉庫として改修し、赤場を史跡山居倉庫全体の受電を行う電気室として改修する。

これらの整備は表5-1-2（実現プロセスイメージ）で示した第1期（令和8～17年度）で実施する。

（4）防災・防犯のための整備

①防災管理

現在、倉庫群及び事務所棟・研究室には火災報知設備並びに機械警備設備が設置されている。

今後はこれらを継続して維持管理する。加えて、板倉の管理倉庫整備や赤場の電気室整備にあわせて防災設備の設置を進める。

②防犯管理

防犯灯の設置を本計画期間内で実施するとともに、中長期整備事業の中で防犯カメラの設置を検討する。

（5）日常的な維持管理

歴史的建造物においては、建造物よりも高い樹木が多い為、落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃を計画・実施する。

また、劣化や損傷の早期発見、温湿度等の環境変化への対応、災害への備え（火災、水害、地震等）に関する日常的な管理を実施する。

日常的な維持管理の具体的な内容について、以下に項目をあげる。

- ①建造物の定期的な点検
- ②工作物の定期的な点検
- ③石垣の定期的な点検
- ④樹木の定期的な剪定
- ⑤毎日の草刈り、清掃
- ⑥見回りによる防災・防犯の抑止

（6）経過観察

「史跡山居倉庫保存活用計画」第12章経過観察において、山居倉庫の文化財価値を維持向上するため、指定地及び周辺環境に対する負の影響、破損・被害の進行状況、改善状況を一定の周期によって経過観察し、継続的に記録することとしている。加えて、経過観察の対象とする影響・観察指標・周期・主体を定めており、整備基本計画の推進にあたっては、これにしたがって史跡指定地及び周辺環境の現況について、定められた時期に観察し、記録を作成する。

また、酒田市の事務局（第1章P9図1-2参照）は次章に示す事業計画の実施状況を毎年自己評価し、有識者で構成される山居倉庫指導委員会（仮称）に図り、意見をいただきながら事業の進捗管理を行う。

16. 事業計画

現時点で計画されている令和8年（2026）4月1日から令和18年（2036）3月31日までの計画期間における整備事業に関して、以下にスケジュールを示す。

表 5-16-1 事業計画

		名称	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年		
倉庫群	倉庫（1号棟）	耐震診断			建物状況調査				外観修復工事		
	倉庫（11号棟）	耐震診断			・体験学習施設展示計画 ・耐震補強設計	・体験学習施設整備設計 ・耐震補強工事	体験学習施設実施設計	体験学習整備工事	体験学習施設公開		
	倉庫（12号棟）	耐震診断			・インフォメーション施設展示設計 ・耐震補強設計 ・一部耐震補強工事	・インフォメーション施設基本設計 ・耐震補強工事	インフォメーション施設実施設計	インフォメーション施設整備工事	インフォメーション施設公開		
	倉庫群（2・10号棟）	耐震診断			建物現況調査			外観修復工事（10号棟）	外観修復工事（2号棟）		
	倉庫群3～9号棟		耐震診断		建物現況調査			外観修復工事（6～9号棟）	外観修復工事（3～5号棟）		
	下屋		耐震診断		耐震補強設計					耐震補強工事（6～10号棟）	
建築物群	・事務所棟 ・研究室棟		耐震診断		建物現況調査			研究室棟トイレ設計	研究室棟トイレ改修		
	板倉	倉庫運用									
	赤場	電気室設計									
設備	付帯整備等の改修		雨樋改修		水道管更新					既存公衆トイレ解体撤去工事	
	防災設備	火災報知設備工事	消火栓改修							放水銃設備整備設計	
植栽・外構	ケヤキ並木	試験施工	養生		樹勢回復実施設計	第2期工事	第2期養生			第3期工事	
	石垣					石垣カルテ作成予備調査	経過観察				
	庭園					庭園樹木調査	剪定等維持管理				
	外構					サイン・ベンチ・広場設計	サイン・ベンチ整備工事	・広場整備工事 ・バリアフリー化工事（5・6号棟の間）			
運用	民間活用（3～9号棟・事務所棟・研究室棟）		サウンディング調査		民間活用ガイドライン作成		民間活用検討				

名称	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	備考
倉庫(1号棟)	・資料展示学習施設展示計画 ・耐震補強設計	・資料展示学習施設整備設計 ・耐震補強工事	資料展示学習施設実施設計	資料展示学習整備工事	資料展示学習施設公開	
倉庫(11号棟)	体験学習施設公開					
倉庫(12号棟)	インフォメーション施設公開					
倉庫群(2・10号棟)		保存展示施設公開準備修繕	下屋からの保存展示施設公開			
倉庫群3~9号棟						
下屋	耐震補強工事(1~5号棟)	公開準備修繕	下屋公開			
・事務所棟 ・研究室棟						
板倉	倉庫運用					
赤場			電気室整備工事	電気室運用		
付帯整備等の改修						
防災設備	放水銃設備整備工事					
ケヤキ並木	第3期養生		第4期工事	第4期養生		
石垣	経過観察					危険個所や破損・変形が確認された場合は調査実施
庭園	剪定等維持管理					必要に応じて不要な樹木を伐採
外構						
民間活用	民間活用検討					随時、民間参入場所の耐震設計及び工事・防災工事・内装工事